

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第15号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令	ページ
○ 決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（人事課）	1
○ 行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令（同）	119
告示	
○ 行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	125

訓令

兵庫県訓令第5号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のよう定める。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「、産業保安課」を削る。

第6条第2項第7号中「局長」の右に「、医監」を加える。

第7条第2項第29号を次のように改める。

(29) 統計調査条例（平成20年兵庫県条例第49号）の規定に基づき、県基幹統計調査を指定し、又はその指定を解除すること。

第7条第3項中「健康福祉部企画少子局長、産業労働部産業政策局長」を「健康福祉部社会福祉局長、産業労働部政策労働局長」に改める。

第9条第2項第34号中「昭和22年法律第18号」を「平成19年法律第53号」に、「指定統計」を「基幹統計」に改め、同項第35号中「(昭和39年兵庫県条例第42号)」を削り、「統計調査」を「県統計調査」に改め、同条第3項中「健康福祉部企画少子局総務課長、産業労働部産業政策局産業政策課長」を「健康福祉部社会福祉局総務課長、産業労働部政策労働局総務課長」に改める。

附則第3項中「企画県民部知事室、政策室及び県民文化局、」を削る。

別表第1企画県民部の部統計課の項局長専決事項の欄1を削り、同欄2中「県民所得推計」を「県民経済計算推計」に改め、同欄中2を1とし、3を2とし、同部消費生活室の項を削り、同部男女青少年課の項中「男女青少年課」を「青少年課」に改め、同部財政課の項知事決裁事項の欄中14を削り、15を14とし、16を15とし、15の次に次のように加える。

16 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方財政健全化法」という。）

第5条第1項の規定に基づき、財政健全化計画を策定し、又は変更すること。

17 地方財政健全化法第9条第1項の規定に基づき、財政再生計画を策定し、又は変更すること。

別表第1企画県民部の部財政課の項部長専決事項の欄4の次に次のように加える。

5 地方財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を議会に報告し、公表すること。

6 地方財政健全化法第6条第1項の規定に基づき、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣に報告すること。

7 地方財政健全化法第18条第1項の規定に基づき、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表すると

ともに、総務大臣に報告すること。

8 地方財政健全化法第20条第2項の規定に基づき、国からの勧告を議会に報告するとともに、監査委員に通知すること。

9 地方財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を議会に報告し、公表すること。

10 地方財政健全化法第27条第1項の規定に基づき、財政の早期健全化の完了を議会に報告し、財政健全化計画完了報告書を公表するとともに、財政の早期健全化の完了を総務大臣に報告すること。

11 地方財政健全化法第27条第4項の規定に基づき、財政の再生の完了を議会に報告し、財政再生計画完了報告書を公表するとともに、財政の再生の完了を総務大臣に報告すること。

別表第1企画県民部の部市町振興課の項部長専決事項の欄中8及び9を削り、10を8とし、11から13までを9から11までとし、同項局長専決事項の欄27を削り、同欄28中「特例交付金令第4条第3号」を「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(平成11年政令第95号。以下「特例交付金令」という。)第1条第2号」に改め、同欄28を同欄27とし、同欄29中「第4条第4号」を「第1条第3号」に改め、同欄中29を28とし、30及び31を削り、32を29とし、33から53までを30から50までとし、50の次に次のように加える。

51 地方財政健全化法第7条第1項(第24条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、財政の早期健全化又は経営の健全化について必要な勧告をすること。

52 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第24条第1項の規定に基づき、総務大臣に報告又は協議をする場合において、財政再生団体の財政の運営又は財政再生計画の内容若しくは実施状況について、意見を付すること。

別表第1企画県民部の部人事課の項知事決裁事項14中「1に掲げる職員」を「防災監、会計管理者及び理事」に改め、同項部長専決事項の欄3の次に次のように加える。

4 地公法第38条第1項の規定に基づき、部長及び県民局長の営利企業等への従事を許可すること。

別表第1企画県民部の部人事課の項局長専決事項の欄21の次に次のように加える。

22 地公法第38条第1項に基づき、知事決裁事項の欄1に掲げる職員のうち、知事決裁事項の欄14及び部長専決事項の欄4に掲げる職員以外の職員の営利企業等への従事を許可すること。

別表第1健康福祉部の部課名の項中「課名」を「課名等」に改め、同表児童課の項から薬務課の項までを削り、同部福祉法人課の項局長専決事項の欄4中「老人福祉法」の右に「(昭和38年法律第133号)」を加え、同欄中11から18までを削り、同項の次に次のように加える。

<p>高齢社会課</p>		<p>1 老人福祉法第15条第4項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置を認可すること。</p> <p>2 老人福祉法第16条第3項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止又は休止の時期を認可すること。</p> <p>3 老人福祉法第19条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の停止若しくは廃止を命じ、又は施設の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>4 介護保険法(平成9年法律第123号)第92条第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p>
--------------	--	--

			<p>5 介護保険法第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可すること。</p> <p>6 介護保険法第98条第1項第4号の規定に基づき、介護老人保健施設に関する広告を許可すること。</p> <p>7 介護保険法第103条第3項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に業務の停止を命ずること。</p> <p>8 介護保険法第104条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部又は一部の効力を停止すること。</p>
医療保険課	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第108条第4項の規定に基づき、組合又は連合会の解散を命ずること。		<p>1 国民健康保険法第17条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>2 国民健康保険法第32条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。</p> <p>3 国民健康保険法第86条において準用する第27条第2項及び第32条第2項の規定に基づき、連合会の議決事項及びその解散を認可すること。</p> <p>4 国民健康保険法第108条第1項の規定に基づき、組合又は連合会に必要な措置を命ずること。</p> <p>5 国民健康保険法第108条第2項又は第3項の規定に基づき、組合又は連合会の役員全部又は一部の改任を命じ、又はその命令に係る役員を改任すること。</p>

別表第1 健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄8中「児童福祉法」の右に「(昭和22年法律第164号)」を加え、同部の次に次のように加える。

児童課			<p>1 児童福祉法第34条の5第1項の規定に基づき、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止を命ずること。</p>
-----	--	--	---

- 2 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置を認可すること。
- 3 児童福祉法第35条第7項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。
- 4 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の事業の停止を命ずること。
- 5 児童福祉法第58条の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。
- 6 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。
- 7 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第5条第2項の規定に基づき、指定保育士養成施設の指定の申請書を厚生労働大臣に提出すること。
- 8 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第3条第1項又は第2項の規定に基づき、認定子ども園の認定をすること。
- 9 就学前保育等推進法第5条第3項の規定に基づき、認定子ども園の認定の有効期間を更新すること。
- 10 就学前保育等推進法第10条第1項の規定に基づき、認定子ども園の認定の取消しをすること。
- 11 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条の4の規定に基づき、母子家庭居宅介護等事業の制限又は停止を命ずること。
- 12 母子及び寡婦福祉法第19条の3第4項において準用する第15条の4の規定に基づき、寡婦居宅介護等事業の制限又は停止を命ずること。
- 13 母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第10条第1項の規定による貸付申請書を厚生労働大臣に提出すること。

		<p>14 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第12条の4第1項の規定に基づき、児童の身边につきまとい、又は児童の住所等の付近をはいかいしてはならないことを命ずること。</p> <p>15 児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第2項の規定に基づき、同条第1項の命令に係る期間を更新すること。</p> <p>16 児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第3項の規定に基づき、聴聞を行うこと。</p> <p>17 児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、同条第1項の命令を取り消すこと。</p>
<p>消費生活課</p>	<p>消費者の利益の擁護及び増進並びに科学的生活の推進（以下「消費生活の推進等」という。）に関する総合的な施策を決定すること。</p>	<p>1 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）第53条の5の規定に基づき、組合に共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。</p> <p>2 生協法第58条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>3 生協法第62条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。</p> <p>4 生協法第63条第3項において準用する生協法第58条の規定に基づき、解散組合の継続を認可すること。</p> <p>5 生協法第69条第1項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。</p> <p>6 生協法第94条の2第1項の規定に基づき、組合に定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずること。</p> <p>7 生協法第94条の2第2項の規定に基づき、組合に改善計画の変更を命じ又は組合の業務の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他必要なことを命ずること。</p>

- 8 生協法第94条の2第4項の規定に基づき、共済事業規約の認可を取り消すこと。
- 9 生協法第94条の2第5項の規定に基づき、組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の認可を取り消すこと。
- 10 生協法第95条第2項の規定に基づき、組合に役員解任を命じ、又は組合の事業の停止を命ずること。
- 11 生協法第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。
- 12 生協法第96条第1項の規定に基づき、組合の総会の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。
- 13 消費生活の推進等に関する計画を決定すること。
- 14 物価問題の企画及び調整をすること。
- 15 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第7条の規定に基づき、事業者に対し、行為のとりやめ若しくは再発防止のために適当な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示すること。
- 16 景品表示法第8条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対し、適当な措置をとるべきことを請求すること。
- 17 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第7条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置を指示すること。
- 18 特定商取引法第8条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、訪問販売に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

- 19 特定商取引法第14条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置を指示すること。
- 20 特定商取引法第15条第1項及び第2項の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、通信販売に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 21 特定商取引法第22条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置を指示すること。
- 22 特定商取引法第23条第1項及び第2項の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 23 特定商取引法第38条の規定に基づき、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、必要な措置を指示すること。
- 24 特定商取引法第39条の規定に基づき、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者に対し、連鎖販売取引について勧誘を行い、若しくは勧誘者に行わせることの停止又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 25 特定商取引法第46条の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置を指示すること。
- 26 特定商取引法第47条の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 27 特定商取引法第56条の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置を指示すること。

- 28 特定商取引法第57条の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者に対し、業務提供誘引販売取引の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨の公表をすること。
- 29 特定商取引法第66条第1項の規定に基づき、販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者（以下この項において「販売業者等」という。）に対し報告をさせ、又は販売業者等の店舗その他の事務所に立ち入り、物件を検査させること。
- 30 特定商取引法第66条第2項の規定に基づき、密接関係者に対し報告をさせ、又は密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、物件を検査させること。
- 31 特定商取引法第66条第3項の規定に基づき、販売業者等と特定商取引に関して取引する者に対し、特定商取引に係る契約に基づく当該販売業者等の債務等に関し参考となるべき報告又は資料の提出をさせること。
- 32 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号。以下「会員契約適正化法」という。）第10条の規定に基づき、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置を指示すること。
- 33 会員契約適正化法第11条の規定に基づき、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 34 会員契約適正化法第17条第1項の規定に基づき、会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告をさせ、又は会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、物件を検査させること。

- 35 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第9条第1項の規定に基づき、商品又は役務の基準を定めること。
- 36 消費生活条例第10条第2項又は第28条第1号（同条例第10条第2項に係るものに限る。）の規定に基づき、基準に違反する事業者に対し、改善を勧告し、又は勧告に従わなかつた旨を公表すること。
- 37 消費生活条例第11条第1項の規定に基づき、不当取引行為を指定すること。
- 38 消費生活条例第12条第2項の規定に基づき、事業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- 39 消費生活条例第13条第1項又は第28条第1号（同条例第13条第1項に係るものに限る。）の規定に基づき、不当取引行為の禁止に違反する事業者に対し、改善を勧告し、又は勧告に従わなかつた旨を公表すること。
- 40 消費生活条例第13条第2項の規定に基づき、不当取引行為を行つた旨を公表すること。
- 41 消費生活条例第14条第1項又は第28条第2号の規定に基づき、事業者に対し、危害を防止するため必要な措置を命じ、又は命令に従わなかつた旨を公表すること。
- 42 消費生活条例第14条第3項の規定に基づき、事業者又は関係行政機関に対し、消費者の安全を確保するため、適切な措置を要請すること。
- 43 消費生活条例第17条第5項の規定に基づき、県民からの申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表すること。
- 44 消費生活条例第19条の規定に基づき、関係事業者団体又は関係行政機関に対し、消費者苦情の解決のための措置を要請すること。

		<p>45 消費生活条例第21条の規定に基づき、消費者訴訟の援助を行うこと。</p> <p>46 消費生活条例第22条第2項の規定に基づき、貸付金の返還を免除すること。</p> <p>47 消費生活条例第26条第1項又は第28条第5号の規定に基づき、業務に関して報告を求め、事務所等に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は立入調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。</p> <p>48 消費生活条例第28条第3号の規定に基づき、指示に従わなかつた旨を公表すること。</p> <p>49 消費生活条例第28条第4号の規定に基づき、調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。</p>
<p>生活衛生課</p>	<p>1 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、入浴料金を指定すること。</p> <p>2 食の安全安心と食育に関する条例（平成18年兵庫県条例第20号）第6条の規定に基づき、食の安全安心推進計画を策定し、又は変更すること。</p> <p>3 食の安全安心と食育に関する条例第8条の規定に基づき、食品等の安全基準を策定し、又は変更すること。</p>	<p>1 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第12条の規定に基づき、クリーニング師の免許を取り消すこと。</p> <p>2 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生活衛生適正化法」という。）第9条第1項の規定に基づき、組合の適正化規程又はその変更を認可すること。</p> <p>3 生活衛生適正化法第11条の規定に基づき、組合に適正化規程の変更を命じ、又はその認可を取り消すこと。</p> <p>4 生活衛生適正化法第13条第1項の規定に基づき、組合の適正化規程等の認可等について公正取引委員会に協議すること。</p> <p>5 生活衛生適正化法第24条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>6 生活衛生適正化法第42条の規定に基づき、組合員による組合の総会の招集を承認すること。</p> <p>7 生活衛生適正化法第50条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。</p>

- 8 生活衛生適正化法第52条の3の規定に基づき、組合にその解散を命ずること。
- 9 生活衛生適正化法第56条の6第1項の規定に基づき、組合員以外の者に対する事業活動の改善を勧告すること。
- 10 水道法（昭和32年法律第177号）第26条の規定に基づき、水道用水供給事業の経営を認可すること。
- 11 水道法第30条第1項の規定に基づき、水道用水供給事業の給水対象又は給水量の増加等の変更を認可すること。
- 12 水道法第31条において準用する第11条の規定に基づき、水道用水供給事業の休止又は廃止を許可すること。
- 13 水道法第35条第1項の規定に基づき、水道事業（地方公共団体が経営するものに限る。）又は水道用水供給事業の認可を取り消すこと。
- 14 水道法第36条の規定に基づき、水道事業者（地方公共団体に限る。）又は水道用水供給事業者にその施設の改善を命じ、又はその水道技術管理者の変更を勧告すること。
- 15 水道法第37条の規定に基づき、水道事業者（地方公共団体に限る。）又は水道用水供給事業者に給水の停止を命ずること。
- 16 水道法第40条第1項の規定に基づき、水道事業者等に水道用水の緊急応援を命ずること。
- 17 水道法第41条の規定に基づき、その事業の合理化を勧告すること。
- 18 水道法第42条第1項の規定に基づき、水道施設等の買収を認可すること。
- 19 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第5条第1項の規定に基づき、都道府県計画を定めること。

- 20 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条の規定に基づき、死体を解剖に付すること。
- 21 調理師法（昭和33年法律第147号）第6条の規定に基づき、調理師の免許を取り消すこと。
- 22 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第8条の規定に基づき、製菓衛生師の免許を取り消すこと。
- 23 と畜場法（昭和28年法律第114号）第18条第1項の規定に基づき、と畜場の設置の許可を取り消すこと。
- 24 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第8条又は第9条の規定に基づき、食鳥処理の事業の許可を取り消すこと（食鳥検査を必要とする食鳥処理を行う食鳥処理業者に係るものに限る。）。
- 25 食の安全安心と食育に関する条例第9条第2項の規定に基づき、安全基準に違反する事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 26 食の安全安心と食育に関する条例第10条の規定に基づき、勧告に従わない事業者に対し、勧告に係る措置等を講ずべきことを命ずること。
- 27 食の安全安心と食育に関する条例施行規則（平成18年兵庫県規則第45号）第9条の規定に基づき、工程に係る認定を取り消すこと。
- 28 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第8条第3項の規定に基づき、狂犬病の発生を厚生労働大臣に報告し、及び他の府県知事に通報すること。
- 29 狂犬病予防法第15条の規定に基づき、犬又はその死体の移動等を禁止し、又は制限すること。
- 30 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第29条の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可を取り消すこと。

		<p>31 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「化製場法」という。）第7条第1項（第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、化製場、死亡獣畜取扱場及び魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設等の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>32 化製場法第9条第1項の規定に基づき、区域を指定すること。</p>
<p>医務課</p>		<p>1 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5第1項第13号の規定に基づき、医業等に関して広告することができる事項を定めること。</p> <p>2 医療法第7条第1項の規定に基づき、病院の開設を許可すること。</p> <p>3 医療法第7条の2第3項の規定に基づき、病院又は診療所の開設者又は管理者に許可の変更のための措置を命ずること。</p> <p>4 医療法第23条の2の規定に基づき、病院の開設者にその人員の増員又は業務の停止を命ずること（保健所を設置する市の区域に所在する病院に係るものに限る。）。</p> <p>5 医療法第24条第1項の規定に基づき、病院の開設者にその使用の制限等を命ずること（保健所を設置する市の区域に所在する病院に係るものに限る。）。</p> <p>6 医療法第28条の規定に基づき、病院の開設者にその管理者の変更を命ずること（保健所を設置する市の区域に所在する病院に係るものに限る。）。</p> <p>7 医療法第29条第1項の規定に基づき、病院の開設の許可を取り消し、又はその閉鎖を命ずること。</p> <p>8 医療法第30条の11の規定に基づき、病院又は診療所の開設者等に病院の開設、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは病床数の増加に関して勧告すること。</p>

- 9 医療法第35条の規定に基づき、公的医療機関の開設者等に必要な命令又は指示をすること。
- 10 医療法第42条の2第1項の規定に基づき、社会医療法人を認定すること。
- 11 医療法第45条第1項の規定に基づき、医療法人の設立を認可すること。
- 12 医療法第55条第3項の規定に基づき、医療法人の解散を認可すること。
- 13 医療法第57条第4項の規定に基づき、医療法人の合併を認可すること。
- 14 医療法第64条第1項の規定に基づき、医療法人に必要な措置を命ずること（主たる事務所が保健所を設置する市の区域に所在する医療法人及び病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものに限る。）。
- 15 医療法第64条第2項の規定に基づき、医療法人に業務の停止を命じ、又は役員解任を勧告すること。
- 16 医療法第64条の2第1項の規定に基づき、社会医療法人の認定を取り消し、又は収益業務の停止を命ずること。
- 17 医療法第65条又は第66条の規定に基づき、医療法人の設立の認可を取り消すこと。
- 18 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第5項の規定に基づき、医師の免許の取消処分について、処分に係る者に対する意見の聴取を行うこと。
- 19 医師法第7条第11項の規定に基づき、医業の停止の命令について、処分に係る者に対する弁明の聴取を行うこと。
- 20 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第5項の規定に基づき、歯科医師の免許の取消処分について、処分に係る者に対する意見の聴取を行うこと。

- 21 歯科医師法第7条第11項の規定に基づき、歯科医業の停止の命令について、処分に係る者に対する弁明の聴取を行うこと。
- 22 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第22条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、診療エックス線技師の免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。
- 23 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第12条の3の規定に基づき、医業類似行為を業とする者にその業務を停止し、又は禁止すること。
- 24 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第2項の規定に基づき、准看護師の免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。
- 25 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号。以下「看護師等人材確保法」という。）第11条第1項の規定に基づき、看護師等就業協力員を委嘱すること。
- 26 看護師等人材確保法第12条第5項の規定に基づき、看護師等確保推進者の変更を命ずること。
- 27 看護師等人材確保法第14条第1項の規定に基づき、ナースセンターを指定すること。
- 28 看護師等人材確保法第19条第1項又は第2項の規定に基づき、ナースセンターの指定を取り消すこと。
- 29 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「保助看法施行令」という。）第18条の規定に基づき、准看護師養成所を指定すること。

		<p>30 保助看法施行令第20条において準用する同令第15条の規定に基づき、准看護師養成所の設置者に必要な指示をすること。</p> <p>31 保助看法施行令第20条において準用する同令第16条の規定に基づき、准看護師養成所の指定を取り消すこと。</p>
<p>疾病対策室</p>		<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第25条第4項の規定に基づき、審査請求の特例に係る事件を厚生労働大臣に移送すること。</p> <p>2 感染症予防法第32条第1項又は第2項の規定に基づき、1類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>3 感染症予防法第33条の規定に基づき、1類感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。</p> <p>4 感染症予防法第36条第3項の規定に基づき、適当な場所に建物に係る措置、交通の制限若しくは遮断を実施する旨及びその理由等を掲示すること。</p> <p>5 感染症予防法第38条第2項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関を指定すること。</p> <p>6 感染症予防法第38条第8項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定の辞退の届出を受理すること。</p> <p>7 感染症予防法第38条第9項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定を取り消すこと。</p>

- 8 感染症予防法第45条第1項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又はその保護者に対し、健康診断を受け、又は受けさせるべきことを勧告すること。
- 9 感染症予防法第45条第2項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせること。
- 10 感染症予防法第46条第1項の規定に基づき、新感染症の所見がある者又はその保護者に対し、特定感染症指定医療機関等に入院し、又は入院させることを勧告すること。
- 11 感染症予防法第46条第2項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関等に入院させること。
- 12 感染症予防法第46条第3項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を入院している病院以外の病院であつて適当と認めるものに入院させること。
- 13 感染症予防法第46条第4項の規定に基づき、新感染症の所見がある者の入院の期間を延長すること。
- 14 感染症予防法第46条第5項の規定に基づき、新感染症の所見がある者等に、説明を行い、意見を述べる機会を与え、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知すること。
- 15 感染症予防法第46条第7項の規定に基づき、意見聴取をした者から聴取書を受理すること。
- 16 感染症予防法第47条の規定に基づき、新感染症の所見がある者を入院に係る病院に移送すること。
- 17 感染症予防法第48条第1項の規定に基づき、入院している者を退院させること。

		<p>18 感染症予防法第48条第4項の規定に基づき、入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をすること。</p> <p>19 感染症予防法第50条第1項の規定に基づき、新感染症に係る消毒その他の措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させること。</p> <p>20 感染症予防法第50条の2第1項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、健康状態についての報告を求めること。</p> <p>21 感染症予防法第50条の2第2項の規定に基づき、同条第1項の報告を求めた者に対し、新感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。</p> <p>22 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定に基づき、臨時予防接種を指示し、又は実施すること。</p>
<p>健康増進課</p>	<p>食の安全安心と食育に関する条例第6条の規定に基づき、食育推進計画を策定し、又は変更すること。</p>	<p>1 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定に基づき、養育医療機関を指定すること。</p> <p>2 母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4の規定に基づき、指定養育医療機関の管理者に報告を求め、若しくは職員に検査させ、又は指定養育医療機関に対する診療報酬の支払を差し止めさせ、若しくは差し止めること。</p> <p>3 母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項の規定に基づき、指定養育医療機関の指定を取り消すこと。</p> <p>4 栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の規定に基づき、栄養士の免許を取り消し、又はその名称の使用を停止すること。</p>

薬務課

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）第70条第1項の規定に基づき、医薬品等について廃棄、回収等の措置を命ずること。
- 2 薬事法第70条第2項の規定に基づき、同条第1項の措置に係る医薬品等の廃棄等を行うこと。
- 3 薬事法第72条第1項の規定に基づき、製造販売業者に対し、その品質管理又は製造販売後安全管理の方法の改善を命じ、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 4 薬事法第72条第2項の規定に基づき、製造販売業者等に対し、そのものの製造所における製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じ、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 5 薬事法第72条第3項の規定に基づき、製造業者等に対し、その構造設備の改善を命じ、又は施設の全部若しくは一部の使用を禁止すること。
- 6 薬事法第72条第4項の規定に基づき、薬局開設者等に対し、その構造設備の改善を命じ、又は施設の全部若しくは一部の使用を禁止すること。
- 7 薬事法第72条の2の規定に基づき、薬局開設者等に対し、薬剤師の増員を命ずること。
- 8 薬事法第72条の4第1項又は第2項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを命ずること。
- 9 薬事法第73条の規定に基づき、管理者等の変更を命ずること。
- 10 薬事法第74条の規定に基づき、配置販売業者の配置員による配置販売業務の停止を命ずること。
- 11 薬事法第74条の2第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、承認を取り消し、又は一部変更を命ずること。
- 12 薬事法第75条第1項の規定に基づき、許可を取り消し、又は業務の停止を命ずること。

- 13 薬事法第76条の6第1項の規定に基づき、指定薬物である疑いがある物品について検査を受けるべきことを命ずること。
- 14 薬事法第76条の6第2項の規定に基づき、命令に係る物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならない旨を命ずること。
- 15 薬事法第76条の7第1項の規定に基づき、指定薬物について、廃棄、回収等の措置を命ずること。
- 16 薬事法第76条の7第2項の規定に基づき、指定薬物の廃棄、回収又はその他の処分をさせること。
- 17 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒物取締法」という。）第15条の3の規定に基づき、廃棄物の回収、毒性の除去等の措置を命ずること。
- 18 毒物取締法第19条第1項の規定に基づき、製造業者及び輸入業者に必要な措置を命ずること。
- 19 毒物取締法第19条第2項又は第4項の規定に基づき、製造業者、輸入業者及び特定毒物研究者の登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。
- 20 毒物取締法第19条第3項の規定に基づき、毒物劇物取扱責任者の変更を命ずること。
- 21 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第3項の規定に基づき、指示に従わなかつた旨を公表すること。
- 22 国民生活安定緊急措置法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、妥当と認められる価格以下の価格での指定物資の販売を指示し、又は指示に従わなかつた旨を公表すること。
- 23 国民生活安定緊急措置法第30条第1項の規定に基づき、業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又は事業場に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

- 24 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。)第4条第1項又は第2項の規定に基づき、特定物資の売渡しを指示し、又は命ずること。
- 25 買占め等防止法第4条第4項又は第5項の規定に基づき、裁定を行い、又は裁定をした旨を通知すること。
- 26 買占め等防止法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、業務に関し報告させ、又は事務所等に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- 27 消費生活条例第23条第1項又は第3項の規定に基づき、物資を指定し、又はその指定を解除すること。
- 28 消費生活条例第25条又は第28条第1号(同条例第25条に係るものに限る。)の規定に基づき、事業者に対し、必要な措置を勧告し、又は勧告に従わなかった旨を公表すること。
- 29 消費生活条例第26条第1項又は第28条第5号の規定に基づき、業務に関して報告を求め、事務所等に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は立入調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。
- 30 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条の規定に基づき、土地の掘削を許可すること。
- 31 温泉法第8条第3項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、掘削を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を命ずること。
- 32 温泉法第9条第1項又は第2項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を命ずること。

- 33 温泉法第9条の2（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は掘削の停止を命ずること。
- 34 温泉法第10条（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原状回復を命ずること。
- 35 温泉法第11条第1項の規定に基づき、温泉のゆう出路の増掘又は動力を装置することを許可すること。
- 36 温泉法第12条第1項の規定に基づき、温泉の採取の制限を命ずること。
- 37 温泉法第14条第1項の規定に基づき、温泉のゆう出量、温度又は成分に対する著しい影響を防止するために必要な措置を命ずること。
- 38 温泉法第14条の5第3項の規定に基づき、可燃性ガスの濃度が基準を超えないことの確認を取り消すこと。
- 39 温泉法第14条の8第3項の規定に基づき、温泉の採取を行ったことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を命ずること。
- 40 温泉法第14条の9第1項又は第2項の規定に基づき、温泉の採取の許可を取り消し、又は可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を命ずること。
- 41 温泉法第14条の10の規定に基づき、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は温泉の採取の停止を命ずること。
- 42 温泉法第25条の規定に基づき、登録分析機関の登録を取り消すこと。
- 43 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第8条第1項の規定に基づき、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定を取り消し、又はその業務若しくは研究の停止を命ずること。

- 44 覚せい剤取締法第30条の3第1項の規定に基づき、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定を取り消し、又はその業務若しくは研究の停止を命ずること。
- 45 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の40の規定に基づき、向精神薬卸売業者等にその構造設備の改善を命じ、又はその使用を禁止すること。
- 46 麻薬及び向精神薬取締法第51条第1項の規定に基づき、麻薬卸売業者等の免許を取り消し、又はその業務等の停止を命ずること。
- 47 麻薬及び向精神薬取締法第51条第2項の規定に基づき、向精神薬卸売業者等の免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。
- 48 麻薬及び向精神薬取締法第51条第3項の規定に基づき、向精神薬試験研究施設設置者の登録を取り消すこと。
- 49 麻薬及び向精神薬取締法第56条第1項又は第2項の規定に基づき、麻薬取締員を麻薬取締官に協力させ、又は麻薬取締官の協力を厚生労働大臣に申請すること。
- 50 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定に基づき、麻薬中毒者を入院させて必要な医療を行うこと。
- 51 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第3項（第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、措置入院者の入院の継続について麻薬中毒審査会に審査を求めること。
- 52 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第6項（第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、措置入院者の入院期間又は退院を決定すること。

			<p>53 麻薬及び向精神薬取締法第58条の12第1項の規定に基づき、措置入院者を退院させること。</p> <p>54 麻薬及び向精神薬取締法第58条の15の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金に診療報酬の支払に関する事務を委託すること。</p> <p>55 麻薬及び向精神薬取締法第58条の16第2項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金に診療報酬を支払うことを差し止めること。</p> <p>56 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第18条の規定に基づき、大麻取扱者の免許を取り消すこと。</p>
--	--	--	--

別表第1 産業労働部の部経営振興課の項から新産業立地課の項までを削り、同部能力開発課の項の次に次のように加える。

経営商業課		信用保証協会の役員を委嘱すること。	<p>1 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項の規定に基づき、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること。</p> <p>2 中小企業支援法第7条第1項の規定に基づき、特定支援事業を実施する法人を指定すること。</p> <p>3 商工会法（昭和35年法律第89号）第55条の15において準用する第23条第1項の規定に基づき、商工会連合会の設立を認可すること。</p> <p>4 商工会法第55条の18第5項において準用する第51条第1項の規定に基づき、商工会連合会に警告を発し、又は業務の一部を停止し、若しくは設立の認可を取り消すこと。</p> <p>5 商工会法第55条の18第5項において準用する第51条第2項の規定に基づき、商工会連合会に警告を発し、又は設立の認可を取り消すこと。</p> <p>6 商工会法施行規則（昭和35年通商産業省令第58号）第11条の規定に基づき、商工会連合会に警告を発し、勧告をし、又は業</p>
-------	--	-------------------	--

務の一部の停止若しくは設立の認可の取消しをすることについて、経済産業大臣に協議すること。

- 7 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第5条第1項の規定に基づき、商工会連合会の基盤施設計画の認定をすること。
- 8 小規模事業者支援促進法第6条第2項の規定に基づき、商工会連合会の認定基盤施設計画の認定を取り消すこと。
- 9 小規模事業者支援促進法第18条第1項の規定に基づき、商工会連合会の連携計画の認定をすること。
- 10 小規模事業者支援促進法第19条第2項の規定に基づき、商工会連合会の認定連携計画の認定を取り消すこと。
- 11 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「中小企業団体組織法」という。）第67条の規定に基づき、商工組合又は商工組合連合会（以下「商工組合等」という。）に必要な措置を採るべきことを命ずること。
- 12 中小企業団体組織法第69条第1項から第3項までの規定に基づき、商工組合等に解散を命ずること。
- 13 中小企業団体組織法第101条の2第2項の規定に基づき、協業組合に関し命令、認可又は承認をした旨を経済産業大臣に通知すること。
- 14 中小企業団体組織法第101条の2第3項の規定に基づき、商工組合等に命令、認可若しくはその取消し又は勧告をしようとするときに、経済産業大臣に協議すること。
- 15 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和33年政令第45

号) 第10条第4項の規定に基づき、商工組合等に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させ、又は職員に、商工組合等の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させた結果を主務大臣に報告すること。

- 16 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第106条第1項の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会及び企業組合(以下「組合」という。)又は県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)に必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 17 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、組合又は中央会に解散を命ずること。
- 18 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下「流通業務総合効率化法」という。)第4条第1項の規定に基づき、総合効率化計画を認定すること。
- 19 流通業務総合効率化法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、総合効率化計画の変更を認定し、又は認定を取り消すこと。
- 20 流通業務総合効率化法第7条第2項の規定に基づき、特定流通業務施設の計画を確認すること。
- 21 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号。以下「商調法」という。)第2条第1項の規定に基づき、購売会事業を行う者に従業員以外の者の利用の禁止を命ずること。
- 22 商調法第2条第2項の規定に基づき、購売会事業を行う者に必要な措置を命ずること。
- 23 商調法第3条第1項の規定に基づき、小売市場とするための建物の貸付け又は譲渡を許可すること。
- 24 商調法第10条の規定に基づき、小売市場の建物の貸付け又は譲渡の許可を取り消すこと。

- 25 商調法第15条の規定に基づき、紛争をあっせんし、又は調停すること。
- 26 商調法第16条の3第1項の規定に基づき、大企業者に事業の開始時期の繰下げ等を勧告すること。
- 27 商調法第16条の4第1項の規定に基づき、大企業者に計画の実施の一時停止を勧告すること。
- 28 商調法第16条の5第1項の規定に基づき、大企業者に勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 29 商調法第17条の規定に基づき、紛争の当事者に勧告すること。
- 30 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第85条の規定に基づき、組合に必要な措置を命ずること。
- 31 商店街振興組合法第86条の規定に基づき、組合の解散を命ずること。
- 32 国民生活安定緊急措置法第6条第3項の規定に基づき、指示に従わなかつた旨を公表すること。
- 33 国民生活安定緊急措置法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、妥当と認められる価格以下の価格での指定物資の販売を指示し、又は指示に従わなかつた旨を公表すること。
- 34 国民生活安定緊急措置法第30条第1項の規定に基づき、業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又は事業場に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- 35 買占め等防止法第4条第1項又は第2項の規定に基づき、特定物資の売渡しを指示し、又は命ずること。
- 36 買占め等防止法第4条第4項又は第5項の規定に基づき、裁定を行い、又は裁定をした旨を通知すること。

			<p>37 買占め等防止法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、業務に関し報告させ、又は事務所等に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>38 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第40条第1項及び第2項の規定に基づき、営業に関して報告をさせること。</p> <p>39 割賦販売法第41条第1項の規定に基づき、営業所に立ち入らせ、物件を検査させること。</p> <p>40 消費生活条例第23条第1項又は第3項の規定に基づき、物資を指定し、又はその指定を解除すること。</p> <p>41 消費生活条例第25条又は第28条第1号（同条例第25条に係るものに限る。）の規定に基づき、事業者に対し、必要な措置を勧告し、又は勧告に従わなかつた旨を公表すること。</p> <p>42 消費生活条例第26条第1項又は第28条第5号の規定に基づき、業務に関して報告を求め、事務所等に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は立入調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。</p> <p>43 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第12条の5の規定に基づき、協会の仮理事を選任すること。</p>
<p>工業振興課</p>			<p>1 計量法（平成4年法律第51号）第10条第3項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。</p> <p>2 計量法第20条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関を指定すること。</p> <p>3 計量法第30条第3項（第121条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に業務規程の変更を命ずること。</p>

		<p>4 計量法第35条(第121条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に計量士等の解任を命ずること。</p> <p>5 計量法第37条(第121条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に必要な措置を命ずること。</p> <p>6 計量法第38条(第121条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の指定を取り消し、又は検査業務の停止を命ずること。</p> <p>7 計量法第48条の規定に基づき、届出製造事業者又は届出修理事業者に必要な措置を命ずること。</p> <p>8 計量法第52条第3項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。</p> <p>9 計量法第52条第4項の規定に基づき、勧告を受けた者にその勧告に係る措置を命ずること。</p> <p>10 計量法第64条の規定に基づき、指定製造者に必要な措置を命ずること。</p> <p>11 計量法第67条の規定に基づき、指定製造者の指定を取り消すこと。</p> <p>12 計量法第110条第2項の規定に基づき、計量証明事業者に事業規程の変更を命ずること。</p> <p>13 計量法第111条の規定に基づき、計量証明事業者に必要な措置を命ずること。</p> <p>14 計量法第113条の規定に基づき、計量証明事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。</p> <p>15 計量法第117条第1項の規定に基づき、指定計量証明検査機関を指定すること。</p> <p>16 計量法第131条の規定に基づき、適正計量管理事業所に必要な措置を命ずること。</p> <p>17 計量法第132条の規定に基づき、適正計量管理事業所の指定を取り消すこと。</p>
--	--	---

<p>新産業 立地課</p>	<p>1 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第4条第1項の規定に基づき、農村地域への工業等の導入に関する基本計画を定めること。</p> <p>2 農村地域工業等導入促進法第5条第1項の規定に基づき、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への工業等の導入に関する実施計画を定めること。</p> <p>3 工業立地の適正化に関する条例(昭和46年兵庫県条例第64号。以下「工業立地適正化条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、工業立地計画を策定し、又は同条第6項の規定に基づき、これを変更すること。</p>	<p>工業立地に伴う産業基盤施設の整備方針を決定すること。</p>	<p>1 工業立地適正化条例第12条の規定に基づき、工業用水道事業者に対して工業用水の全部又は一部の供給を行わないように要請する等必要な措置を講ずること。</p> <p>2 誘致企業を決定すること。</p>
<p>産業保 安課</p>			<p>1 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づき、高圧ガスの製造の許可をすること。</p> <p>2 高圧ガス保安法第9条の規定に基づき、第1種製造者の許可を取り消すこと。</p> <p>3 高圧ガス保安法第11条第3項の規定に基づき、第1種製造者に製造のための施設の修理その他必要な措置を命ずること。</p> <p>4 高圧ガス保安法第12条第3項の規定に基づき、第2種製造者に製造のための施設の修理その他必要な措置を命ずること。</p> <p>5 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づき、第1種製造者の製造のための施設等の変更の許可をすること。</p> <p>6 高圧ガス保安法第15条第2項の規定に基づき、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者にその貯蔵の方法の改善を命ずること。</p> <p>7 高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づき、第1種貯蔵所の設置の許可をすること。</p>

- 8 高圧ガス保安法第18条第3項の規定に基づき、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者にその施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 9 高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づき、第1種貯蔵所の施設等の変更の許可をすること。
- 10 高圧ガス保安法第20条第1項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定すること。
- 11 高圧ガス保安法第20条の5第3項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。
- 12 高圧ガス保安法第20条の6第2項の規定に基づき、販売業者等に必要な措置を命ずること。
- 13 高圧ガス保安法第22条第1項ただし書の規定に基づき、指定輸入検査機関を指定すること。
- 14 高圧ガス保安法第24条の3第3項の規定に基づき、特定高圧ガス消費者にその施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 15 高圧ガス保安法第26条第4項の規定に基づき、第1種製造者に危害予防規程を守ること又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるために必要な措置を命ずること。
- 16 高圧ガス保安法第30条の規定に基づき、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ずること。
- 17 高圧ガス保安法第34条の規定に基づき、第1種製造者、第2種製造者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずること。
- 18 高圧ガス保安法第35条第1項ただし書の規定に基づき、指定保安検査機関を指定すること。
- 19 高圧ガス保安法第38条第1項の規定に基づき、第1種製造者等の許可を取り消し、又はその製造等の停止を命ずること。

- 20 高圧ガス保安法第38条第2項の規定に基づき、第2種製造者、第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずること。
- 21 高圧ガス保安法第39条の規定に基づき、緊急措置を命ずること。
- 22 高圧ガス保安法第41条第2項の規定に基づき、容器製造業者にその設備の修理その他必要な措置を命ずること。
- 23 高圧ガス保安法第52条第4項の規定に基づき、容器検査所の登録を受けた者に検査主任者の解任を命ずること。
- 24 高圧ガス保安法第53条の規定に基づき、容器検査所の登録を取り消し、又は容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずること。
- 25 高圧ガス保安法第56条第1項の規定に基づき、不良容器の処分を命ずること。
- 26 高圧ガス保安法第58条の14第3項の規定に基づき、指定試験機関に試験事務の適正な実施のために必要な措置を指示すること。
- 27 高圧ガス保安法第58条の23第3項（第58条の30の2第2項又は第58条の30の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に業務規程の変更を命ずること。
- 28 高圧ガス保安法第58条の27（第58条の30の2第2項又は第58条の30の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に完成検査を実施する者、輸入検査を実施する者又は保安検査を実施する者の解任を命ずること。

- 29 高圧ガス保安法第58条の29（第58条の30の2第2項又は第58条の30の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に必要な措置を命ずること。
- 30 高圧ガス保安法第58条の30（第58条の30の2第2項又は第58条の30の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関の指定を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。
- 31 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第13条第2項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者に必要な措置を命ずること。
- 32 液化石油ガス法第14条第2項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者が書面の交付又は再交付を命ずること。
- 33 液化石油ガス法第16条第3項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者が貯蔵施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 34 液化石油ガス法第16条の2第2項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者が供給設備の修理その他必要な措置を命ずること。
- 35 液化石油ガス法第22条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者が業務主任者等の解任を命ずること。
- 36 液化石油ガス法第25条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録を取り消すこと。
- 37 液化石油ガス法第26条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。
- 38 液化石油ガス法第34条第3項の規定に基づき、保安機関に保安業務の実施又はその方法の改善を命ずること。

- 39 液化石油ガス法第35条第3項の規定に基づき、保安機関に保安業務規程の変更を命ずること。
- 40 液化石油ガス法第35条の2の規定に基づき、保安機関に必要な措置を命ずること。
- 41 液化石油ガス法第35条の3の規定に基づき、保安機関の認定を取り消すこと。
- 42 液化石油ガス法第35条の5の規定に基づき、消費設備の所有者又は占有者に消費設備の修理その他必要な措置を命ずること。
- 43 液化石油ガス法第35条の10第2項の規定に基づき、認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消すこと。
- 44 液化石油ガス法第36条第1項の規定に基づき、貯蔵施設等の設置の許可をすること。
- 45 液化石油ガス法第37条の2第1項（第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貯蔵施設等の変更の許可をすること。
- 46 液化石油ガス法第37条の4第1項の規定に基づき、充てん設備の許可をすること。
- 47 液化石油ガス法第37条の5第3項の規定に基づき、充てん事業者に充てん設備の修理その他必要な措置を命ずること。
- 48 液化石油ガス法第37条の7第1項の規定に基づき、貯蔵施設等の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずること。
- 49 液化石油ガス法第38条の4第4項の規定に基づき、液化石油ガス設備士免状の返納を命ずること。
- 50 液化石油ガス法第38条の25第3項の規定に基づき、指定試験機関に試験事務の適正な実施のために必要な措置を指示すること。
- 51 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第45条第2項の規定に基づき、植物の伐採又は移植に係る損失の補償について裁定すること。

- 52 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条の規定に基づき、火薬類の製造の許可をすること。
- 53 火薬類取締法第5条の規定に基づき、火薬類の販売営業の許可をすること。
- 54 火薬類取締法第8条の規定に基づき、製造業者又は販売業者の許可を取り消すこと。
- 55 火薬類取締法第9条第3項の規定に基づき、製造業者にその施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 56 火薬類取締法第10条第1項の規定に基づき、製造施設等の変更の許可をすること。
- 57 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づき、火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可をすること。
- 58 火薬類取締法第14条第2項の規定に基づき、火薬庫の所有者又は占有者に火薬庫の修理その他必要な措置を命ずること。
- 59 火薬類取締法第15条第1項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定すること。
- 60 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づき、火薬類の譲渡し又は譲受けの許可をすること。
- 61 火薬類取締法第17条第3項の規定に基づき、火薬類の譲渡し又は譲受けの許可を取り消すこと。
- 62 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づき、火薬類の消費の許可をすること。
- 63 火薬類取締法第25条第3項の規定に基づき、火薬類の消費の許可を取り消すこと。
- 64 火薬類取締法第28条第4項の規定に基づき、危険予防規程の変更を命ずること。
- 65 火薬類取締法第31条第5項の規定に基づき、火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ずること。

- 66 火薬類取締法第34条第1項の規定に基づき、製造業者に製造保安責任者等の解任を命ずること。
- 67 火薬類取締法第34条第2項の規定に基づき、火薬庫の所有者等に取り扱保安責任者等の解任を命ずること。
- 68 火薬類取締法第35条第1項第1号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定すること。
- 69 火薬類取締法第44条の規定に基づき、製造業者又は販売事業者の許可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。
- 70 火薬類取締法第45条の規定に基づき、緊急措置を命ずること。
- 71 火薬類取締法第45条の29第3項の規定に基づき、指定完成検査機関の業務規程の変更を命ずること。
- 72 火薬類取締法第45条の31の規定に基づき、指定完成検査機関の完成検査を実施する者の解任を命ずること。
- 73 火薬類取締法第45条の33の規定に基づき、指定完成検査機関に必要な措置を命ずること。
- 74 火薬類取締法第45条の34の規定に基づき、指定完成検査機関の指定を取り消し、又は完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 75 火薬類取締法第45条の38第2項において準用する第45条の29第3項の規定に基づき、指定保安検査機関の業務規程の変更を命ずること。
- 76 火薬類取締法第45条の38第2項において準用する第45条の31の規定に基づき、指定保安検査機関の保安検査を実施する者の解任を命ずること。
- 77 火薬類取締法第45条の38第2項において準用する第45条の33の規定に基づき、指定保安検査機関に必要な措置を命ずること。

- 78 火薬類取締法第45条の38第2項において準用する第45条の34の規定に基づき、指定保安検査機関の指定を取り消し、又は保安検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 79 武器等製造法（昭和28年法律第145号）第17条の規定に基づき、猟銃等製造事業の許可をすること。
- 80 武器等製造法第19条の規定に基づき、猟銃等販売事業の許可をすること。
- 81 武器等製造法第20条において準用する第6条の規定に基づき、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の許可を取り消すこと。
- 82 武器等製造法第20条において準用する第8条の規定に基づき、猟銃等製造事業者等の製造し、又は販売する猟銃等の種類の変更の許可をすること。
- 83 武器等製造法第20条において準用する第12条の規定に基づき、猟銃等製造事業者等の工場等の移転の許可をすること。
- 84 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第6項の規定に基づき、電気工事士免状の返納を命ずること。
- 85 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下「電気工事業法」という。）第6条第1項の規定に基づき、登録を拒否すること。
- 86 電気工事業法第17条第2項の規定に基づき、電気工事業者であつた者又はその一般承継人に電気工事の差止めを命ずること。
- 87 電気工事業法第27条第1項又は第2項の規定に基づき、電気工事業者に電気工事による危険及び障害の発生の防止のため、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 88 電気工事業法第28条第1項の規定に基づき、電気工事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。

			<p>89 電気事業法（昭和39年法律第170号）第63条第1項の規定に基づき、植物の伐採に係る損失補償について、裁定をすること。</p> <p>90 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第137条第2項の規定に基づき、植物の伐採に係る損失補償について、裁定をすること。</p>
--	--	--	---

別表第1 農政環境部の部農林経済課の項局長専決事項の欄26及び林務課の項局長専決事項の欄31中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同部大気課の項知事決裁事項の欄中33を37とし、20から32までを24から36までとし、同欄19中「第65条第1項」を「第40条第1項」に改め、同欄中19を23とし、12から18までを16から22までとし、11の次に次のように加える。

- 12 窒素酸化物総量削減法第15条第1項の規定に基づき、窒素酸化物重点対策地区を指定すること。
- 13 窒素酸化物総量削減法第16条第1項の規定に基づき、窒素酸化物重点対策計画を定めること。
- 14 窒素酸化物総量削減法第17条第1項の規定に基づき、粒子状物質重点対策地区を指定すること。
- 15 窒素酸化物総量削減法第18条第1項の規定に基づき、粒子状物質重点対策計画を策定すること。

別表第1 県土整備部の部総務課の項局長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、同部技術企画課の項局長専決事項の欄4の次に次のように加える。

- 5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第1項の規定に基づき、災害復旧事業の事業費の決定を主務大臣に申請すること。

別表第1 県土整備部の部交通政策課の項知事決裁事項の欄3中「飛行場」を「空港等」に改め、同欄4中「空港整備法」を「空港法」に改め、同項局長専決事項の欄中「第65条第2項」を「第40条第2項」に改め、同部都市政策課の項局長専決事項の欄25及び26中「景観形成審議会」を「景観審議会」に改め、同欄52中「緑豊かな環境形成審議会」を「景観審議会」に改め、同欄中52を53とし、51を52とし、50を51とし、同欄47から49までの規定中「緑豊かな環境形成審議会」を「景観審議会」に改め、同欄中49を50とし、35から48までを36から49までとし、34の次に次のように加える。

- 35 景観条例第27条の2第1項の規定に基づき、特定建築物等景観基準を定めること。

別表第1 県土整備部の部住宅政策課の項知事決裁事項の欄を次のように改める。

住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項の規定に基づき、都道府県計画を定め、又は変更すること。

別表第1 県土整備部の部住宅政策課の項局長専決事項の欄中1から3までを削り、4を1とし、5から10までを2から7までとする。

別表第1 県土整備部の部公営住宅課の項を次のように改める。

公営住宅課	地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第42条第2項の規定に基づき、住宅供給公社の設立の認可を取り消すこと。		県営住宅整備事業の実施計画を定めること。
-------	--	--	----------------------

別表第1 県土整備部の部公営住宅課の項の次に次のように加える。

住宅管理課			1 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第37条第1項の規定に基づき、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅又は共同施設の用途廃止の承認を国土交通大臣に申請すること。
-------	--	--	---

			<p>2 公営住宅法第44条第1項の規定に基づき、公営住宅又は共同施設の譲渡について国土交通大臣に承認の申請をすること。</p> <p>3 公営住宅法第46条第1項の規定に基づき、公営住宅又は共同施設の事業主体の変更について国土交通大臣に承認の申請をすること。</p> <p>4 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）第41条第1項、第47条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、県営住宅の入居の許可を取り消し、又は明渡しを請求すること。</p> <p>5 宅地開発事業により分譲した宅地について買戻権を行使すること。</p>
--	--	--	--

別表第1 県土整備部の部建築指導課の項知事決裁事項の欄1中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

別表第2 企画県民部の部産業保安課の項を削る。

第2条 決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第1 健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄7中「第72条の2」を「第72条の2第1項又は第2項」に、「薬剤師の増員」を「業務の体制を整備すること」に改める。

（地方機関処務規程の一部改正）

第3条 地方機関処務規程（昭和43年兵庫県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第12条の2」に改める。

第2条第6号中「第385条第3項」を「第385条、第385条の2」に改め、同条第8号中「第33条各号」を「第33条第1項各号」に改める。

第5条第7号ケ中「昭和24年法律第121号」を「昭和42年法律第121号」に改める。

第7条第2項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

第9条第1項中「規則第384条に規定する副参事、副所長、副館長（淡路文化会館に置く者を除く。）又は館長補佐」を「所長等があらかじめ指定する職員」に改め、同条第2項中「応用情報科学研究科長」の右に「、緑環境景観マネジメント研究科長」に加え、「若しくは総合教育センター長」を「、総合教育センター長若しくは教育開発センター長」に改める。

第9条の2第1項中「播磨科学公園都市キャンパス事務部長」を「播磨光都キャンパス事務部長」に改め、同条第3項中「又は総合教育センター長」を「、総合教育センター長又は教育開発センター長」に改める。

第2章中第12条の次に次の1条を加える。

（室長、事務所長、主幹又は課長専決事項の特例）

第12条の2 規則第383条第4項及び第384条に規定する室長、事務所長、主幹又は課長が専決することができる事項のうち、室長、事務所長、主幹又は課長があらかじめ指定したものについては、室長、事務所長、主幹又は課長があらかじめ指定する職員が、その専決を代行することができる。

別表第1 県民局企画調整部及び企画県民部の部中「県民局企画調整部及び企画県民部」を「総務室」に改め、同部総務担当参事の項中「総務担当参事」を「総務室」に改め、同項県民局長委任事項の欄に次のように加える。

3 管内の重要施策の企画、総合調整及び総合的推進を行うこと。

4 管内の重要事業の総合調整及び進行管理を行うこと。

- 5 地域広報計画を作成すること。
- 6 地域広聴計画を作成すること。
- 7 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第3項の規定に基づき、市町村地域防災計画の作成又は修正について協議に応ずること。
- 8 消防法第11条第6項の規定に基づき、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の譲受け又は引渡しを受けた旨の届出を受理すること。
- 9 消防法第12条の6の規定に基づき、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の廃止の届出を受理すること。
- 10 消防法第13条第2項の規定に基づき、危険物の保安の監督をする者の選任又は解任の届出を受理すること。

別表第1 県民局企画調整部及び企画県民部の部総務担当参事の項県民局長専決事項の欄に次のように加える。

- 11 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第7条の規定に基づき、補助金を交付すること。
- 12 消防法第16条の5の規定に基づき、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者若しくは占有者に対し、資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は製造所、貯蔵所又は取扱所に立入検査をさせ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物等を収去させること（同法別表の第3類、第4類及び第6類に区分される危険物で、同表に定める数量の20倍未満のものに限るものとし、立入検査に係る身分を示す証票を交付することを除く。）。

別表第1 県民局企画調整部及び企画県民部の部総務担当参事の項の次に次のように加える。

神戸県民局の総務室	<ul style="list-style-type: none"> 1 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第24条第2項の規定に基づき、施行計画を受理すること。 2 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第26条第1項の規定に基づき、工事完了届を受理すること。 	1 表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）の規定に基づき、表彰を行うこと（知事が別に定めるものに限る。）。
淡路県民局の総務室		1 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第6条第1項の規定に基づき、基本構想の変更について主務大臣に協議し、その同意を得ること。

別表第1 県民局企画調整部及び企画県民部の部職員住宅の管理に関する事務をつかさどる県民局の総務担当参事の項中「総務担当参事」を「総務室」に改め、同部企画調整担当参事（神戸県民局にあつては企画調整・連携担当参事、東播磨県民局、北播磨県民局及び但馬県民局にあつては企画調整・防災担当参事、中播磨県民局にあつては企画調整・銀の馬車道担当参事）の項から健康福祉・環境担当参事の項までを削り、同部の次に次のように加える。

県民室

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
県民室（神戸県民局の県民室を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定に基づき、設立等の認証の申請書類を公衆の縦覧に供すること。 2 特定非営利活動促進法第29条第2項の規定に基づき、事業報告書等、役員名簿等又は定款等を閲覧に供すること。 3 青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第12条の3第1項の規定に基づき、 	<ul style="list-style-type: none"> 1 表彰規則第2条の規定に基づき、表彰を行うこと（知事が別に定めるものに限る。）。 2 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の規定に基づき、経営革新計画の承認をすること。 3 中小企業新事業活動促進法第10条第1項の規定に基づき、承認経営革新計画の変更の承認をすること。

- 自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出を受理すること。
- 4 青少年愛護条例第12条の3第2項の規定に基づき、自動販売機の使用の廃止又は変更の届出を受理すること。
- 5 青少年愛護条例第17条第1項の規定に基づき、出会い喫茶等営業の届出を受理すること。
- 6 青少年愛護条例第17条第2項の規定に基づき、出会い喫茶等営業の廃止又は変更の届出を受理すること。
- 7 青少年愛護条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第23号）第7条第1項の規定に基づき、自販機図書類等販売届出済票を交付すること。
- 8 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第34条第1項の規定に基づき、中小企業者の経営の向上の状況について調査を行うこと。
- 9 中小企業新事業活動促進法第34条第3項の規定に基づき、経営革新のための事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこと。
- 10 中小企業新事業活動促進法第35条の規定に基づき、経営革新のための事業を行う者に対し、承認経営革新計画の実施状況について報告を求めること。
- 11 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第7項の規定に基づき、特定共済組合が他の事業を行うことを承認すること（主たる事務所を所管区域内に置くものに限り、知事が特に指定するものを除く。12から33までにおいて同じ。）。
- 12 中小企業等協同組合法第9条の2の2第2項の規定に基づき、事業者と事業協同組合又は事業協同小組合との団体協約の締結に関し、あつせん又は調停を行うこと。
- 13 中小企業等協同組合法第9条の2の2第4項の規定に基づき、団体協約の締結に関するあつせん又は調停について、兵庫県中小企業調停審議会に諮問すること。
- 14 中小企業等協同組合法第9条の9第4項の規定に基づき、特定共済組合連合会が他の事業を行うことを承認すること。
- 15 中小企業等協同組合法第31条の規定に基づき、協同組合連合会の成立の届出を受理すること。
- 4 中小企業新事業活動促進法第10条第2項の規定に基づき、承認経営革新計画の承認を取り消すこと。
- 5 中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項（同法第9条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可をすること。
- 6 中小企業等協同組合法第9条の2の3第2項（同法第9条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可を取り消すこと。
- 7 中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合又は協同組合連合会の共済規程を認可すること。
- 8 中小企業等協同組合法第9条の6の2第4項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合又は事業協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止を認可すること。
- 9 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づき、協同組合等の設立を認可すること。
- 10 中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づき、協同組合等の定款の変更を認可すること。
- 11 中小企業等協同組合法第57条の3第3項の規定に基づき、協同組合連合会の事業等の譲渡又は譲受けを認可すること。
- 12 中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づき、組合の余裕金の運用を認可すること。
- 13 中小企業等協同組合法第62条第4項の規定に基づき、責任共済等の事業等を行う協同組合等の解散の決議を認可すること。
- 14 中小企業等協同組合法第66条の規定に基づき、協同組合等の合併を認可すること。
- 15 中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づき、協同組合等の解散の登記を嘱託すること。

- | | |
|--|--|
| <p>16 中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合（以下「協同組合等」という。）の役員の変更の届出を受理すること。</p> <p>17 中小企業等協同組合法第42条第8項において準用する同法第48条の規定に基づき、協同組合等の役員の変更に係る総会の招集を承認すること。</p> <p>18 中小企業等協同組合法第48条の規定に基づき、協同組合等の臨時総会の招集を承認すること。</p> <p>19 中小企業等協同組合法第58条の7第2項の規定に基づき、共済計理人の意見書の写しを受理すること。</p> <p>20 中小企業等協同組合法第58条の7第3項の規定に基づき、共済計理人に対し、説明又は意見を求めること。</p> <p>21 中小企業等協同組合法第58条の8の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、共済計理人の解任を命ずること。</p> <p>22 中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づき、協同組合等の解散の届出を受理すること。</p> <p>23 中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づき、必要な措置を採ること。</p> <p>24 中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づき、協同組合等の業務又は会計の状況を検査すること。</p> <p>25 中小企業等協同組合法第105条の2の規定に基づき、協同組合等の決算関係書類を受理すること。</p> <p>26 中小企業等協同組合法第105条の3第1項又は第2項の規定に基づき、協同組合等から必要な報告を徴すること。</p> <p>27 中小企業等協同組合法第105条の3第3項の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、報告又は資料の提出を求めること。</p> <p>28 中小企業等協同組合法第105条の3第4項の規定に基づき、組合の子法人等又は共済代理店に対し、報告又は資料の提出を求めること。</p> <p>29 中小企業等協同組合法第105条の4第1項の規定に基づき、協同組合等の業務又は会計の状況を検査すること。</p> <p>30 中小企業等協同組合法第105条の4第2項の規定に基づき、共済事業を行う組合の事務所等に立ち入らせ、質問させ、又は検査させること。</p> | <p>16 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、協同組合等に対し、解散を命ずること。</p> <p>17 商工会議所法第7条第2項第1号又は第2号の規定に基づき、特定商工業者について商工会議所が定める税額又は資本金額若しくは払込済出資総額の許可をすること。</p> <p>18 商工会議所法第10条第2項及び第3項の規定に基づき、商工会議所の法定台帳の作成期間を延長し、及びその旨を通知すること。</p> <p>19 商工会議所法第46条第2項及び同条第4項において準用する同法第28条の規定に基づき、商工会議所の定款の変更の認可又は不認可の処分をし、及びその旨を通知すること。</p> <p>20 商工会議所法第59条第4項の規定に基づき、商工会議所の業務の一部の停止について、日本商工会議所の意見を聴くこと。</p> <p>21 商工会議所法施行令（昭和28年政令第315号）第7条第2項の規定に基づき、商工会議所から報告を徴し、若しくは職員に業務の状況若しくは帳簿書類等を検査させ、又は商工会議所に対して警告を発し、若しくは業務の一部を停止させた結果を経済産業大臣に報告すること。</p> <p>22 中小企業団体組織法第5条の7第2項の規定に基づき、協業組合の事業の転換を認可すること。</p> <p>23 中小企業団体組織法第5条の17第1項の規定に基づき、協業組合の設立を認可すること。</p> <p>24 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づき、協業組合の定款の変更を認可すること。</p> <p>25 中小企業団体組織法第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条の規定に基づき、協業組合の合併を認可すること。</p> <p>26 中小企業団体組織法第5条の23第5項において準用する中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づき、協業組合の解散の登記を嘱託すること。</p> <p>27 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、協業組合</p> |
|--|--|

- 31 中小企業等協同組合法第105条の4第4項の規定に基づき、組合の子法人等若しくは共済代理店に立ち入れ、質問させ、又は検査させること。
- 32 中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づき、協同組合等に必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 33 中小企業等協同組合法第106条の3の規定に基づき、共済事業を行う組合からの届出を受理すること。
- 34 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第57条の規定に基づき、商工会議所の収支決算、事業の状況等の報告を受理すること。
- 35 商工会議所法第58条第1項の規定に基づき、商工会議所から報告を徴し、又は職員に業務の状況若しくは帳簿類等を検査させること。
- 36 商工会議所法第59条第1項の規定に基づき、商工会議所に対して警告を発し、又は業務の一部を停止させること。
- 37 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「中小企業団体組織法」という。）第5条の22の規定に基づき、公正取引委員会の請求を受理すること（主たる事務所を所管区域内に置く協業組合（国の行政庁が所管するものを除く。）に係るものに限る。38から47まで及び専決事項の欄22から29までにおいて同じ。）。
- 38 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づき、協業組合の役員の変更の届出を受理すること。
- 39 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づき、協業組合の臨時総会の招集を承認すること。
- 40 中小企業団体組織法第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づき、協業組合の解散の届出を受理すること。
- 41 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づき、必要な措置を採ること。
- 42 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づき、協業組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- 28 中小企業団体組織法第95条第4項の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合の協業組合への組織変更を認可すること。
- 29 中小企業団体組織法第101条の2第2項の規定に基づき、協業組合に関し命令、認可又は承認した旨を経済産業大臣に通知すること。
- 30 小規模事業者支援法第5条第1項の規定に基づき、商工会等の基盤施設計画の認定をすること。
- 31 小規模事業者支援法第6条第1項の規定に基づき、商工会等の認定基盤施設計画の変更の認定をすること。
- 32 小規模事業者支援法第6条第2項の規定に基づき、商工会等の認定基盤施設計画の認定を取り消すこと。
- 33 小規模事業者支援法第18条第1項の規定に基づき、商工会等の認定連携計画の認定をすること。
- 34 小規模事業者支援法第19条第1項の規定に基づき、商工会等の認定連携計画の変更の認定をすること。
- 35 小規模事業者支援法第19条第2項の規定に基づき、商工会等の認定連携計画の認定を取り消すこと。
- 36 工業立地適正化条例第11条の規定に基づき、工場の設置に関して必要な事項について、助言し、又は勧告すること。
- 37 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第1項の規定に基づき、商店街整備計画を認定すること。
- 38 中小小売商業振興法第4条第2項の規定に基づき、店舗集団化計画を認定すること。
- 39 中小小売商業振興法第4条第3項の規定に基づき、共同店舗等整備計画を認定すること。
- 40 中小小売商業振興法第4条第6項の規定に基づき、商店街整備等支援計画を認定すること。
- 41 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第9条第1項又は第2項の規定に基づき、認定計画の変更を認定し、又は認定を取消すこと。
- 42 商店街振興組合法第36条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。
- に対し、解散を命ずること。

- 43 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の2の規定に基づき、協業組合の決算関係書類を受理すること。
- 44 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の3第1項又は第2項の規定に基づき、協業組合から必要な報告を徴すること。
- 45 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の4第1項の規定に基づき、協業組合から必要な報告を徴し、又は協業組合の業務若しくは会計の状況を検査すること。
- 46 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づき、協業組合に必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 47 中小企業団体組織法第95条第7項の規定に基づき、事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合の協業組合への組織変更の届出を受理すること。
- 48 中小企業団体組織法第100条の14の規定に基づき、事業協同組合、企業組合又は協業組合の株式会社又は有限会社への組織変更の届出を受理すること。
- 49 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。）第22条第1項の規定に基づき、商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）の基盤施設事業又は連携事業の実施状況について報告を求めること。
- 50 貸金業法（昭和58年法律第32号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録をし、及びその旨を通知すること。
- 51 貸金業法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 52 貸金業法第8条第1項及び第2項の規定に基づき、登録事項の変更の届出を受理し、及びその変更登録をすること。
- 53 貸金業法第9条の規定に基づき、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- 54 貸金業法第10条第1項の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- 55 貸金業法第12条の3第8項の規定に基づき、貸金業務取扱主任者研修を受けさせた旨の届出を受理すること。
- 43 商店街振興組合法第62条第2項の規定に基づき、組合の定款の変更を認可すること。
- 44 商店街振興組合法第73条第3項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。
- 45 商店街振興組合法第86条第1項又は第2項の規定に基づき、組合に解散を命ずること。
- 46 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第3条の規定に基づき、特定物資の価格の動向及び需給の状況の調査を行うこと。
- 47 国民生活安定緊急措置法第6条第2項の規定に基づき、標準価格又は販売価格を表示すべきことを指示すること。
- 48 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第24条の規定に基づき、指定物資の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集を行うこと。
- 49 職業能力開発促進法第24条第1項又は第3項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職業訓練について認定し、又は取り消すこと。
- 50 職業能力開発促進法第24条第2項の規定に基づき、都道府県労働局長の意見を聴くこと。
- 51 職業能力開発促進法第36条の規定に基づき、職業訓練法人の設立を認可すること。
- 52 職業能力開発促進法第39条第1項の規定に基づき、職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。
- 53 職業能力開発促進法第39条の2第1項の規定に基づき、職業訓練法人の基本財産の処分を承認すること。
- 54 職業能力開発促進法第40条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の解散を認可すること。
- 55 職業能力開発促進法第41条の規定に基づき、職業訓練法人の設立の認可を取り消すこと。
- 56 職業能力開発促進法第42条第2項又は第3項の規定に基づき、職業訓練法人の残余財産の処分を認可すること。
- 57 職業能力開発促進法施行規則第32条の規定に基づき、職業訓練の認定又は認定の取消しをした旨を都道府県労働局長に

- 56 貸金業法第12条の3第9項の規定に基づき、貸金業務取扱主任者の解任を勧告すること。
- 57 貸金業法第24条の6の2の規定に基づき、貸金業の開始等の届出を受理すること。
- 58 貸金業法第24条の6の3の規定に基づき、貸金業者に対して、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずること。
- 59 貸金業法第24条の6の4第1項の規定に基づき、貸金業者の登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 60 貸金業法第24条の6の4第2項の規定に基づき、貸金業者の役員の解任を命ずること。
- 61 貸金業法第24条の6の5第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録を取り消し、及びその旨を通知すること。
- 62 貸金業法第24条の6の6第1項の規定に基づき、所在不明の貸金業者等についてその公告をし、及びその登録を取り消すこと。
- 63 貸金業法第24条の6の7の規定に基づき、貸金業者の登録を抹消すること。
- 64 貸金業法第24条の6の8の規定に基づき、貸金業者の業務の全部若しくは一部の停止、又は貸金業者の登録の取消しをした旨の公告をすること。
- 65 貸金業法第24条の6の9の規定に基づき、貸金業に係る事業報告書を受理すること。
- 66 貸金業法第24条の6の10第1項から第4項まで（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項又は第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貸金業者等に対して、業務等に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は営業所等に立ち入らせ、業務等に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。
- 67 貸金業法第24条の6の11第1項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者の貸金業の業務について適切な監督を行うこと。
- 68 貸金業法第24条の6の11第2項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者に対して、社内規則の作成又は変更を命ずること。
- 通知すること。
- 58 職業能力開発促進法施行規則第35条第1項の規定に基づき、職業能力開発校等の設置を承認すること。
- 59 職業能力開発促進法施行規則第35条の3第2項の規定に基づき、技能照査が的確に行われたものである旨の証明を行うこと。
- 60 フロン回収破壊法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録をし、及びその旨を通知すること。
- 61 フロン回収破壊法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 62 フロン回収破壊法第12条第2項において準用する同法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を更新し、及びその旨を通知すること。
- 63 フロン回収破壊法第12条第2項において準用する同法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録の更新を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 64 フロン回収破壊法第13条第2項において準用する同法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を変更し、及びその旨を通知すること。
- 65 フロン回収破壊法第13条第2項において準用する同法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録の変更を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 66 フロン回収破壊法第16条の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を抹消すること。
- 67 フロン回収破壊法第17条第1項及び同条第2項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を取り消し、又は業務の停止を命じ、及びその旨を通知すること。
- 68 旧フロン回収破壊法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録をし、及びその旨を通知

- 69 貸金業法第24条の6の11第3項又は第4項の規定に基づき、社内規則の作成等を承認すること。
- 70 貸金業法第44条の3第1項又は第3項の規定に基づき、警察本部長の意見を聴くこと。
- 71 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第5条第4項の規定に基づき、認定研究開発等事業計画の実施状況について報告を求めること。
- 72 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の規定に基づき、特定工場の新設の届出を受理すること（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定により市町の条例で緑地面積率等に係る準則が定められた同意企業立地重点促進区域に係るものを除く。73から79までにおいて同じ。）。
- 73 工場立地法第7条第1項又は第8条第1項の規定に基づき、特定工場に係る変更の届出を受理すること。
- 74 工場立地法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、特定工場の設置の場所等に関し必要な勧告をすること。
- 75 工場立地法第10条第1項の規定に基づき、勧告に係る事項の変更を命ずること。
- 76 工場立地法第11条第2項の規定に基づき、期間を短縮すること。
- 77 工場立地法第12条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。
- 78 工場立地法第13条第3項の規定に基づき、地位の承継の届出を受理すること。
- 79 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定に基づき、特定工場に係る変更の届出を受理すること。
- 80 工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号。以下「工業立地適正化条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場の設置の届出（建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上又は敷地面積が9,000平方メートル以上のものを除く。）を受理すること。
- 81 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第45条の規定に基づき、役員の変更の届出を受理すること。
- 69 旧フロン回収破壊法第31条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 70 旧フロン回収破壊法第32条第2項及び同条第4項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、国土交通大臣による通知に係る第2種フロン類回収業者の登録をし、及びその旨を通知すること。
- 71 旧フロン回収破壊法第32条第2項ただし書及び同条第4項において準用する同法第31条第2項の規定に基づき、国土交通大臣による通知に係る第2種フロン類回収業者の登録をせず、及びその旨を通知すること。
- 72 旧フロン回収破壊法第32条第6項において準用する同条第2項及び同法第30条第2項の規定に基づき、国土交通大臣による通知に係る第2種フロン類回収業者の登録を変更し、及びその旨を通知すること。
- 73 旧フロン回収破壊法第32条第6項において準用する同条第2項ただし書及び同法第30条第2項の規定に基づき、国土交通大臣による通知に係る第2種フロン類回収業者の登録を変更をせず、及びその旨を通知すること。
- 74 旧フロン回収破壊法第32条第7項の規定に基づき、同条第3項第4号の事由が生じた第2種フロン類回収業者を、同法第30条第1項による登録を受けたものとみなし、及びその旨を通知すること。
- 75 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する同法第12条第2項において準用する同法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を更新し、及びその旨を通知すること。
- 76 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する同法第12条第2項において準用する同法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録の更新を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 77 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する同法第13条第2項において準用する同法第10条第1項及び第2項の

- 82 商店街振興組合法第59条の規定に基づき、臨時総会の招集を承認すること。
- 83 商店街振興組合法第72条第2項の規定に基づき、組合の解散の届出を受理すること。
- 84 商店街振興組合法第81条第2項の規定に基づき、組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- 85 商店街振興組合法第82条の規定に基づき、組合から事業報告書等を受理すること。
- 86 商店街振興組合法第83条の規定に基づき、組合から必要な報告を徴収すること。
- 87 商店街振興組合法第84条の規定に基づき、組合の業務若しくは会計に関して必要な報告を徴し、又は業務若しくは会計の状況を検査すること。
- 88 商店街振興組合法第85条の規定に基づき、組合に必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- 89 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第49条の規定に基づき、認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 90 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定に基づき、販売業者（卸売業者を除く。92において同じ。）に対して表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示すること。
- 91 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定に基づき、品質の表示についての措置要求の申出につき必要な調査をし、及び必要な措置をとること。
- 92 家庭用品品質表示法第19条第1項の規定に基づき、販売業者から必要な報告を徴すること。
- 93 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の3第1項及び第2項の規定に基づき、採石業者の登録をし、及びその旨を通知すること。
- 94 採石法第32条の4第1項及び第2項の規定に基づき、採石業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 95 採石法第32条の6第2項の規定に基づき、採石業者の地位の承継の届出を受理すること。
- 96 採石法第32条の7第1項の規定に基づき、採石業者の登録事項の変更の届出を受理すること。
- 規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を変更し、及びその旨を通知すること。
- 78 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する同法第13条第2項において準用する同法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録の変更を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 79 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する同法第16条の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を抹消すること。
- 80 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する同法第17条第1項及び同法第33条第1項において準用する同法第17条第2項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を取り消し、又は業務の停止を命じ、及びその旨を通知すること。
- 81 旧フロン回収破壊法第33条第2項において準用する同法第16条の規定に基づき、同法第32条第2項の規定により登録を受けた第2種フロン類回収業者の登録を抹消すること。
- 82 旧フロン回収破壊法第33条第2項において準用する同法第17条第1項及び同法第33条第2項において準用する同法第17条第2項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき、第32条第2項の規定により登録を受けた第2種フロン類回収業者の登録を取り消し、又は業務の停止を命じ、その旨を第2種フロン類回収業者及びあらかじめ国土交通大臣に通知すること。
- 83 廃棄物処理法第14条第1項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可をすること。
- 84 廃棄物処理法第14条第2項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可を更新すること。
- 85 廃棄物処理法第14条の2第1項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の変更を許可すること。
- 86 廃棄物処理法第14条の3の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業者に対し、事業の全部又は一部の停止を命ずること。
- 87 廃棄物処理法第14条の3の2第1項又

- 97 採石法第32条の8の規定に基づき、採石業の廃止の届出を受理すること。
- 98 採石法第32条の10第1項及び第2項の規定に基づき、採石業者の登録を取り消し、又は事業の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を通知すること。
- 99 採石法第32条の11の規定に基づき、採石業者の登録を消除すること。
- 100 採石法第34条の4第1項の規定に基づき、聴聞を行うこと（同法第33条の12の規定に係るものを除く。）。
- 101 採石法第42条第1項の規定に基づき、業務の状況に関する報告を徴し、又は事務所等に立ち入らせ、帳簿書類を検査させること（土木事務所の所掌に属するものを除く。）。
- 102 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、砂利採取業者の登録をし、及びその旨を通知すること。
- 103 砂利採取法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、砂利採取業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 104 砂利採取法第8条第2項の規定に基づき、砂利採取業者の地位の承継の届出を受理すること。
- 105 砂利採取法第9条第1項の規定に基づき、砂利採取業者の登録事項の変更の届出を受理すること。
- 106 砂利採取法第10条の規定に基づき、砂利採取業の廃止の届出を受理すること。
- 107 砂利採取法第12条第1項及び第2項の規定に基づき、砂利採取業者の登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じ、及びその旨を通知すること。
- 108 砂利採取法第13条の規定に基づき、砂利採取業者の登録を消除すること。
- 109 砂利採取法第33条の規定に基づき、砂利採取業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせること（土木事務所の所掌に属するものを除く。）。
- 110 砂利採取法第34条第2項又は第3項の規定に基づき、事務所等に立ち入らせ、帳簿等の物件を検査させ、又は関係者に質問させること（土木事務所の所掌に属するものを除く。）。
- 111 砂利採取法第38条第1項の規定に基づき、聴聞を行うこと（土木事務所の所掌に属するものを除く。）。
- は第2項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消すこと。
- 88 廃棄物処理法第14条の4第1項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をすること。
- 89 廃棄物処理法第14条の4第2項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を更新すること。
- 90 廃棄物処理法第14条の5第1項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更の許可をすること。
- 91 廃棄物処理法第14条の6において準用する同法第14条の3の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業者に対し、事業の全部又は一部の停止を命ずること。
- 92 廃棄物処理法第14条の6において準用する同法第14条の3の2第1項又は第2項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可を取り消すこと。
- 93 廃棄物処理法第19条の3の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に対し、産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 94 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項に基づき、浄化槽保守点検業者の登録をすること。
- 95 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第3項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の更新の登録をすること。
- 96 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項及び第2項（同条例第6条第2項又は第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 97 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定に基づき、営業区域に関する変更の登録をすること。
- 98 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第2項に基づき、浄化槽保守点検業者の登録の取消し又は事業の停止を命ずること。
- 99 自動車リサイクル法第20条第3項の規定に基づき、関連事業者（破碎業者を除く。）に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 100 自動車リサイクル法第42条第1項の

- | | |
|---|--|
| 112 計量法（平成4年法律第51号）第10条第2項の規定に基づき、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じている場合に、取引又は証明における計量をする者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。 | 規定に基づき、引取業者の登録をすること。 |
| 113 計量法第148条第1項の規定に基づき、取引若しくは証明における計量をする者の工場等の事務所等に立ち入り、計量器等の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。 | 101 自動車リサイクル法第42条第2項の規定に基づき、引取業者の登録を更新すること。 |
| 114 計量法第149条第1項の規定に基づき、計量器の提出を命ずること。 | 102 自動車リサイクル法第45条第1項の規定に基づき、引取業者の登録を拒否すること。 |
| 115 計量法第151条第1項の規定に基づき、特定計量器の検定証印等を除去すること。 | 103 自動車リサイクル法第49条の規定に基づき、引取業者の登録を抹消すること。 |
| 116 計量法第153条第1項の規定に基づき、車両等装置用計量器の装置検査証印を除去すること。 | 104 自動車リサイクル法第51条第1項の規定に基づき、引取業者の登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。 |
| 117 計量法第154条第1項の規定に基づき、立入検査によらず検定証印等を除去すること。 | 105 自動車リサイクル法第53条第1項の規定に基づき、フロン類回収業者の登録をすること。 |
| 118 観光振興施策の推進について、関係機関と調整すること。 | 106 自動車リサイクル法第53条第2項の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を更新すること。 |
| 119 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第12条第2項の規定に基づき、登録ホテルの施設の改善等を講ずべきことを指示すること。 | 107 自動車リサイクル法第56条の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を拒否すること。 |
| 120 国際観光ホテル整備法第13条第2項の規定に基づき、登録ホテルの施設の管理の方法の改善等を講ずべきことを指示をすること。 | 108 自動車リサイクル法第58条第1項の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。 |
| 121 国際観光ホテル整備法第44条第1項の規定に基づき、登録ホテル事業を営む者に対し、その事業に関し報告させること。 | 109 自動車リサイクル法第59条において準用する同法第49条の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を抹消すること。 |
| 122 国際観光ホテル整備法第44条第3項の規定に基づき、国際観光ホテル及び旅館の立入検査を行うこと。 | 110 自動車リサイクル法第60条第1項の規定に基づき、解体業の許可をすること。 |
| 123 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第37条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の成立の届出を受理すること。 | 111 自動車リサイクル法第60条第2項の規定に基づき、解体業の許可を更新すること。 |
| 124 職業能力開発促進法第39条第3項の規定に基づき、職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の届出を受理すること。 | 112 自動車リサイクル法第66条の規定に基づき、解体業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。 |
| 125 職業能力開発促進法第40条第3項の規定に基づき、職業訓練法人の解散の届出を受理すること。 | 113 自動車リサイクル法第90条第3項の規定に基づき、関連事業者（破砕業者を除く。）に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 |
| 126 職業能力開発促進法第39条の2第1項 | 114 自動車リサイクル法第125条第1項又は第2項の規定に基づき、警察本部長の意見を聴くこと。 |
| | 115 自動車リサイクル法第127条の規定に |

の規定に基づき、職業訓練法人の事業計画等の届出、登記事項変更の届出、監事就任及び異動の届出を受理すること。

127 職業能力開発促進法第39条の2第2項の規定に基づき、職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査すること。

128 職業能力開発促進法第41条の6の規定に基づき、職業訓練法人の清算中に就職した清算人の登記の届出を受理すること。

129 職業能力開発促進法第42条の3の規定に基づき、職業訓練法人の清算終了の届出を受理すること。

130 職業能力開発促進法第98条の規定に基づき、認定職業訓練に関する事項について報告を求めること。

131 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第33条の規定に基づき、認定職業訓練に関する事項の変更の届出を受理すること。

132 職業能力開発促進法施行規則第34条に基づき、認定職業訓練の廃止届を受理すること。

133 職業能力開発促進法施行規則第35条の3第1項の規定に基づき、技能照査の届出を受理すること。

134 職業能力開発促進法施行規則第36条の規定に基づき、認定職業訓練実施状況報告書を受理すること。

135 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第79条の規定に基づき、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせること。

136 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第124条及び第132条の規定に基づき、生涯能力開発給付金及び認定訓練派遣等給付金を支給すること。

137 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の譲渡若しくは譲受を許可し、又はその許可を取り消すこと（火薬5,000キログラム以下、爆薬5,000キログラム以下、工業雷管50万個以下、電気雷管50万個以下、信号雷管12万個以下、銃用雷管500万個以下、

に基づき、関係行政機関等に対し、照会し、又は協力を求めること。

実包及び空包100万個以下、銃用雷管付薬莖^{きよう}200万個以下、導爆線25キロメートル以下、導火線25キロメートル以下、煙火並びにその他の火工品にあつては、その原料となる火薬又は爆薬の薬量が500キログラム以下のものに限る。138から151まで、153から155まで及び157から159までにおいて同じ。)

- 138 火薬類取締法第25条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の消費を許可し、又は許可を取り消すこと。
- 139 火薬類取締法第29条第4項又は第5項の規定に基づき、多量の火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定し、又は同条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、認可すること。
- 140 火薬類取締法第30条第3項の規定に基づき、取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 141 火薬類取締法第33条第2項の規定に基づき、保安責任者の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 142 火薬類取締法第36条第1項の規定に基づき、安定度試験の実施結果の報告を受理すること。
- 143 火薬類取締法第36条第2項の規定に基づき、火薬類の所有者に対し、安定度試験の実施を命ずること。
- 144 火薬類取締法第42条の規定に基づき、製造業者等に対し、事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関して報告をさせること（火薬庫外の貯蔵所に限る。)
- 145 火薬類取締法第43条第1項の規定に基づき、火薬類の消費者又は火薬類を保管する者の販売所（火薬庫外の貯蔵所に限る。）、消費場所又は保管場所に立入検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせ、又は試験のため火薬類を収去させること。
- 146 火薬類取締法第45条の規定に基づき、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要な緊急措置を講ずること。
- 147 火薬類取締法第46条第2項の規定に基づき、所有者等に対し、災害発生日時等の報告をさせること。
- 148 火薬類取締法第47条の規定に基づき、火薬類による爆発その他災害が発生した場合に指示をすること。

- 149 火薬類取締法第52条第1項の規定に基づき、兵庫県公安委員会の意見をきくこと。
- 150 火薬類取締法第52条第2項の規定に基づき、兵庫県公安委員会又は海上保安庁長官に通報すること。
- 151 火薬類取締法第52条第5項の規定に基づき、警察官からの通報を受理すること。
- 152 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第15条第1項の規定に基づき、火薬庫外の貯蔵所を指示すること。
- 153 火薬類取締法施行規則第67条の7第3項の規定に基づき、保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者の指定を取り消すこと。
- 154 火薬類取締法施行規則第67条の7第4項の規定に基づき、保安教育計画を定めるべき者として指定された者からの指定の取消しの申請を受理すること。
- 155 火薬類取締法施行規則第81条の14の表11の項の規定に基づき消費の許可申請書又は火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出を受理し、同表12の項の規定に基づき消費した火薬類の種類及び数量等の報告を受理し、及び同表15の項の規定に基づき相続等の届出を受理すること。
- 156 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第35号)第10条第1項の規定に基づき、火薬庫外の貯蔵所を検査すること。
- 157 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第18条の規定に基づき、火薬類取扱所設置の届出を受理すること。
- 158 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第18条の2の規定に基づき、火工所設置の届出を受理すること。
- 159 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第19条の規定に基づき、坑道式発破の届出を受理すること。
- 160 武器等製造法(昭和28年法律第145号)第25条第1項の規定に基づき、猟銃等販売事業者等の工場、事業場、店舗等に立入検査をさせ、又は関係者に対して質問をさせること。
- 161 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第2項の規定に基づき、県以外の公共団体による国定公園に関する公園事業(以下「国定公園事業」という。)の執行に同意すること。

- 162 自然公園法第10条第3項の規定に基づき、国及び公共団体以外の者による国定公園事業の執行を認可すること。
- 163 自然公園法第13条第3項の規定に基づき、特別地域内における行為を許可すること。
- 164 自然公園法第13条第6項の規定に基づき、特別地域内における既着手行為の届出を受理すること。
- 165 自然公園法第13条第7項の規定に基づき、特別地域内における非常災害のための応急措置の届出を受理すること。
- 166 自然公園法第13条第8項の規定に基づき、特別地域内における木竹の植栽等の届出を受理すること。
- 167 自然公園法第14条第3項の規定に基づき、特別保護地区内における行為を許可すること。
- 168 自然公園法第14条第6項の規定に基づき、特別保護地区内における既着手行為の届出を受理すること。
- 169 自然公園法第14条第7項の規定に基づき、特別保護地区内における非常災害のための応急措置の届出を受理すること。
- 170 自然公園法第26条第1項の規定に基づき、普通地域内における行為の届出を受理すること。
- 171 自然公園法第26条第2項の規定に基づき、170の届出を要する行為について、その行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命ずること。
- 172 自然公園法第26条第4項及び第6項の規定に基づき、170の届出を要する行為について、処分期間を延長し、又は行為着手制限期間を短縮すること。
- 173 自然公園法第27条第1項の規定に基づき、同法第13条第3項若しくは第14条第3項の規定、同法第25条の規定により許可に附せられた条件又は同法第26条第2項の規定による処分に違反した者に対し、中止等を命ずること。
- 174 自然公園法第28条第1項の規定に基づき、同法第13条第3項若しくは第14条第3項の規定による許可を受けた者又は同法第26条第2項の規定による処分を受けた者に対し、報告を求めること。
- 175 自然公園法第28条第2項の規定に基づき、同法第13条第3項、第14条第3項、第

- 26条第2項又は第27条第1項の規定による処分を行うために必要な立入検査をさせ、又は調査をさせること。
- 176 自然公園法第55条第4項の規定に基づき、国の機関による国定公園事業の執行について協議に応ずること。
- 177 自然公園法第56条第1項の規定に基づき、特別地域又は特別保護地区内における国の機関による行為についての協議に応ずること。
- 178 自然公園法第56条第3項の規定に基づき、特別地域若しくは特別保護地区又は普通地域内における国の機関による行為の通知を受理すること。
- 179 自然公園法第56条第4項の規定に基づき、普通地域内における国の機関による行為の通知に対して協議を求めること。
- 180 自然公園法第66条第2項の規定に基づき、県立自然公園における国の機関による行為について協議に応じ、又は行為の通知を受理し、若しくは行為の通知に対して協議を求めること。
- 181 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）第17条において準用する同令第4条第2項の規定に基づき、国定公園事業に係る施設の供用開始期日の延期を承認すること。
- 182 自然公園法施行令第17条において準用する同令第5条の規定に基づき、国定公園事業の管理又は経営方法の届出を受理すること。
- 183 自然公園法施行令第17条において準用する同令第6条第1項の規定に基づき、国定公園事業に係る施設の変更等を承認すること。
- 184 自然公園法施行令第17条において準用する同令第6条第2項において準用する同令第4条第2項の規定に基づき、国定公園事業の変更に係る施設の供用開始期日の延期を承認すること。
- 185 自然公園法施行令第17条において準用する同令第7条の規定に基づき、国定公園事業の休止又は廃止を承認すること。
- 186 自然公園法施行令第17条において準用する同令第8条第1項の規定に基づき、国定公園事業の執行の認可を受けた者（以下「国定公園事業者」という。）たる地位の承継を承認すること。

- 187 自然公園法施行令第17条において準用する同令第11条の規定に基づき、国定公園事業者たる地位の承継の届出を受理すること。
- 188 自然公園法施行令第17条において準用する同令第12条第1項の規定に基づき、国定公園事業者に対し、報告を命じ、又は立入検査をさせること。
- 189 自然公園法施行令第17条において準用する同令第13条の規定に基づき、国定公園事業者に対し、国定公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずること。
- 190 自然公園法施行令第17条において準用する同令第14条第2項の規定に基づき、国定公園事業の執行の認可を取り消すこと。
- 191 自然公園法施行令第17条において準用する同令第15条の規定に基づき、国定公園事業者でなくなつた者に対し、原状回復等を命ずること。
- 192 自然公園法施行令第17条において準用する同令第16条の規定に基づき、公共団体の行う国定公園事業の執行に同意し、又は届出を受理すること。
- 193 自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第9条において準用する同令第7条第1項第1号の規定に基づき、国定公園事業者の住所等又は氏名等の変更の届出を受理すること。
- 194 自然公園法施行規則第9条において準用する同令第7条第1項第2号の規定に基づき、国定公園事業に係る法人の設立の届出を受理すること。
- 195 自然公園法施行規則第9条において準用する同令第7条第1項第3号の規定に基づき、国定公園事業に係る休止した施設の供用の再開の届出を受理すること。
- 196 自然公園法施行規則第9条において準用する同令第7条第1項第4号の規定に基づき、国定公園事業の休止又は廃止の届出を受理すること。
- 197 自然公園法施行規則第9条において準用する同令第7条第1項第5号の規定に基づき、国定公園事業者たる地位の承継の届出を受理すること。
- 198 自然公園法施行規則第9条において準用する同令第8条の規定に基づき、公共団体の行う国定公園事業に係る届出を受理すること。

- 199 兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号)第7条第2項の規定に基づき、市町による公園事業の執行に同意し、又は市町以外の者による公園事業の執行を認可すること。
- 200 兵庫県立自然公園条例第9条第4項の規定に基づき、特別地域内における行為を許可すること。
- 201 兵庫県立自然公園条例第9条第5項の規定に基づき、特別地域内における既着手行為の届出を受理すること。
- 202 兵庫県立自然公園条例第9条第6項の規定に基づき、特別地域内における非常災害のための応急措置の届出を受理すること。
- 203 兵庫県立自然公園条例第11条第1項の規定に基づき、普通地域内における行為の届出を受理すること。
- 204 兵庫県立自然公園条例第11条第2項の規定に基づき、203の届出を要する行為について、その行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命ずること。
- 205 兵庫県立自然公園条例第11条第4項及び第6項の規定に基づき、203の届出を要する行為について、処分期間を延長し、又は行為着手制限期間を短縮すること。
- 206 兵庫県立自然公園条例第12条第1項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当する者に対し、中止等を命ずること。
- 207 兵庫県立自然公園条例第13条第1項の規定に基づき、処分を受けた者に対し、報告を求めること。
- 208 兵庫県立自然公園条例第13条第2項の規定に基づき、処分を行うために必要な立入検査をさせ、又は調査をさせること。
- 209 兵庫県立自然公園条例施行規則(昭和38年兵庫県規則第77号)第3条第2項の規定に基づき、公園事業に係る施設の供用開始期日の延期を承認すること。
- 210 兵庫県立自然公園条例施行規則第5条の規定に基づき、公園事業の管理又は経営方法の届出を受理すること。
- 211 兵庫県立自然公園条例施行規則第6条第1項の規定に基づき、公園事業に係る施設の変更等を承認すること。
- 212 兵庫県立自然公園条例施行規則第6条第2項において準用する同規則第3条第2項の規定に基づき、公園事業の変更に係る施設の供用開始期日の延期を承認すること。

- 213 兵庫県立自然公園条例施行規則第8条の規定に基づき、公園事業の休止又は廃止を承認すること。
- 214 兵庫県立自然公園条例施行規則第11条の規定に基づき、公園事業に係る施設の供用開始の届出を受理すること。
- 215 兵庫県立自然公園条例施行規則第11条第1号の規定に基づき、公園事業者の住所等又は氏名等の変更の届出を受理すること。
- 216 兵庫県立自然公園条例施行規則第11条第2号の規定に基づき、公園事業に係る法人の設立の届出を受理すること。
- 217 兵庫県立自然公園条例施行規則第11条第3号の規定に基づき、公園事業に係る法人の解散の届出を受理すること。
- 218 兵庫県立自然公園条例施行規則第11条第4号の規定に基づき、公園事業に係る工事着手又は完了の届出を受理すること。
- 219 兵庫県立自然公園条例施行規則第11条第5号の規定に基づき、公園事業に係る休止した施設の供用の再開の届出を受理すること。
- 220 兵庫県立自然公園条例施行規則第11条第6号の規定に基づき、公園事業の休止又は廃止の届出を受理すること。
- 221 兵庫県立自然公園条例施行規則第12条の規定に基づき、公園事業者に対し、公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずること。
- 222 兵庫県立自然公園条例施行規則第13条の規定に基づき、公園事業者でなくなった者に対し、原状回復等を命ずること。
- 223 兵庫県立自然公園条例施行規則第14条の規定に基づき、市町の行う公園事業の執行を承認し、又は届出を受理すること。
- 224 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づき、ばい煙発生施設の設置等の届出を受理すること。
- 225 大気汚染防止法第8条第1項の規定に基づき、ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受理すること。
- 226 大気汚染防止法第9条の規定に基づき、ばい煙発生施設に係る届出者に対し、その施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更又はその施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

- 227 大気汚染防止法第9条の2の規定に基づき、特定工場等の設置者に対し、特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 228 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の12第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、制限期間を短縮すること。
- 229 大気汚染防止法第11条(同法第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、氏名の変更等の届出を受理すること。
- 230 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、ばい煙発生施設に係る届出者の地位の承継の届出を受理すること。
- 231 大気汚染防止法第14条第1項の規定に基づき、ばい煙の排出者に対し、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずること。
- 232 大気汚染防止法第14条第3項の規定に基づき、特定工場等の設置者に対し、特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 233 大気汚染防止法第15条第1項の規定に基づき、硫黄酸化物を大気中に排出する者に対し、燃料使用基準に従うべきことを勧告すること。
- 234 大気汚染防止法第15条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に従わない者に対し、燃料使用基準に従うべきことを命ずること。
- 235 大気汚染防止法第15条の2第1項の規定に基づき、特定工場等以外の工場又は事業場の設置者に対し、燃料使用基準に従うべきことを勧告すること。
- 236 大気汚染防止法第15条の2第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、燃料使用基準に従うべきことを命ずること。
- 237 大気汚染防止法第17条第2項の規定に基づき、ばい煙発生施設を設置している者又は特定施設を工場若しくは事業場に設置している者からの事故の状況の通報を受けること。
- 238 大気汚染防止法第17条第3項の規定に

基づき、ばい煙発生施設を設置している者又は特定施設を工場若しくは事業場に設置している者に対し、ばい煙又は特定物質に関する事故時に必要な措置をとるべきことを命ずること。

239 大気汚染防止法第17条の4第1項及び第17条の5第1項の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出を受理すること。

240 大気汚染防止法第17条の6の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

241 大気汚染防止法第17条の7の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設に係る届出者に対し、その施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更又はその施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

242 大気汚染防止法第17条の10の規定に基づき、揮発性有機化合物の排出者に対し、揮発性有機化合物排出施設の構造の改善等を命ずること。

243 大気汚染防止法第18条及び第18条の2の規定に基づき、一般粉じん発生施設の設置等の届出を受理すること。

244 大気汚染防止法第18条の4の規定に基づき、一般粉じん発生施設を設置している者に対し、一般粉じんに係る基準に従うべきことを命じ、又は一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずること。

245 大気汚染防止法第18条の6及び第18条の7の規定に基づき、特定粉じん発生施設の設置等の届出を受理すること。

246 大気汚染防止法第18条の8の規定に基づき、特定粉じん発生施設に係る届出者に対し、その施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更又はその施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

247 大気汚染防止法第18条の11の規定に基づき、特定粉じん排出者に対し、特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずること。

248 大気汚染防止法第18条の15第1項又は

- 第2項の規定に基づき、特定粉じん排出等作業の実施の届出を受理すること。
- 249 大気汚染防止法第18条の16の規定に基づき、特定粉じん排出等作業に係る届出者に対し、その作業の方法に関する計画の変更を命ずること。
- 250 大気汚染防止法第18条の18の規定に基づき、特定工事を施工する者に対し、作業基準に従うべきことを命じ、又は特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。
- 251 大気汚染防止法第26条第1項の規定に基づき、ばい煙発生施設を設置している者等に対し、必要な事項の報告を求め、又は立入検査をさせること。
- 252 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定に基づき、特定施設の設置等の届出を受理すること。
- 253 ダイオキシン類対策特別措置法第14条第1項の規定に基づき、特定施設の構造等の変更の届出を受理すること。
- 254 ダイオキシン類対策特別措置法第15条の規定に基づき、特定施設に係る届出者に対し、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理に関する計画の変更又は届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。
- 255 ダイオキシン類対策特別措置法第16条の規定に基づき、届出に係る大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場の設置者に対し、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 256 ダイオキシン類対策特別措置法第17条第2項の規定に基づき、特定施設の設置等の制限期間を短縮すること。
- 257 ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。
- 258 ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項の規定に基づき、特定施設に係る届出者の地位の承継の届出を受理すること。
- 259 ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項の規定に基づき、排出者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス

若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずること。

260 ダイオキシン類対策特別措置法第22条第3項の規定に基づき、総量規制基準適用事業場の設置者に対し、期限を定めて当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

261 ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項の規定に基づき、特定施設の設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずること。

262 ダイオキシン類対策特別措置法第27条第4項の規定に基づき、職員に土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させ、又は土壌その他の物を集取させること。

263 ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定に基づき、排出ガス、排水等の測定結果の報告を受理すること。

264 ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき、特定施設の設置者に対し、必要な事項の報告を求め、又は立入検査をさせること。

265 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）第15条第1項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の廃業等の届出を受理すること。

266 フロン回収破壊法第22条第3項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の回収量等の報告を受理すること。

267 フロン回収破壊法第23条の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は第1種フロン類回収業者に対し、フロン類の回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施について必要な指導又は助言をすること。

268 フロン回収破壊法第24条第1項の規定に基づき、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1種フロン類引渡実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

269 フロン回収破壊法第24条第2項の規定に基づき、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は第1種フロン類回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

- 270 フロン回収破壊法第24条第3項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者等に対し、フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨を勧告すること。
- 271 フロン回収破壊法第24条第4項の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1種フロン類回収業者に対し、フロン類の回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨を勧告すること。
- 272 フロン回収破壊法第24条第5項の規定に基づき、同条第1項から第4項までの規定による勧告に従わない者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 273 フロン回収破壊法第43条の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は第1種フロン類回収業者に対し、報告を求めること。
- 274 フロン回収破壊法第44条第1項の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は第1種フロン類回収業者の事務所等について立入検査をさせること。
- 275 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）附則第19条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法（以下「旧フロン回収破壊法」という。）第33条第1項において準用する同法第15条第1項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の廃業等の届出を受理すること。
- 276 旧フロン回収破壊法第33条第1項及び第2項において準用する同法第22条第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の回収量等の報告を受理すること。
- 277 旧フロン回収破壊法第42条第1項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対し、第2種特定製品及びフロン類の引取り又は引渡しの実施について必要な指導又は助言をすること。
- 278 旧フロン回収破壊法第43条第1項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者に対し、フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨を勧告すること。

- 279 旧フロン回収破壊法第43条第2項の規定に基づき、国土交通大臣に通知すること。
- 280 旧フロン回収破壊法第43条第4項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対し、フロン類の引取り又は引渡しをすべき旨を勧告すること。
- 281 旧フロン回収破壊法第43条第6項の規定に基づき、同条第1項又は第4項の規定による勧告に従わない者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 282 旧フロン回収破壊法第64条第1項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対し、報告を求め、又は必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- 283 旧フロン回収破壊法第64条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に従わない者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 284 旧フロン回収破壊法第70条の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対し、報告を求めること。
- 285 旧フロン回収破壊法第71条第1項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者の事務所等について立入検査をさせること。
- 286 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第8条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置の許可をすること。
- 287 廃棄物処理法第8条第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)に基づき、一般廃棄物処理施設の設置について、告示した旨を関係市町の長に通知し、意見を聴くこと。
- 288 廃棄物処理法第8条第6項(同法第9条第2項により準用する場合を含む。)に基づき、一般廃棄物処理施設の設置について、利害関係を有する者からの意見書を受理すること。
- 289 廃棄物処理法第8条の2第3項(同法第9条第2項により準用する場合を含む。)に基づき、一般廃棄物処理施設の設置について、専門的知識を有する者の意見を聴くこと。

- 290 廃棄物処理法第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の検査をすること。
- 291 廃棄物処理法第9条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の変更の許可をすること。
- 292 廃棄物処理法第9条第3項及び第4項(同法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、軽微な変更、氏名等の変更又は一般廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出及び一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出を受理すること。
- 293 廃棄物処理法第9条第5項(同法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることについての確認をすること。
- 294 廃棄物処理法第9条の2第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずること。
- 295 廃棄物処理法第9条の2の2第1項又は第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の許可を取り消すこと。
- 296 廃棄物処理法第9条の3第1項又は第7項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出を受理すること。
- 297 廃棄物処理法第9条の3第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出に係る計画の変更又は廃止を命ずること。
- 298 廃棄物処理法第9条の3第4項ただし書(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。
- 299 廃棄物処理法第9条の3第9項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずること。
- 300 廃棄物処理法第9条の5の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をすること。
- 301 廃棄物処理法第9条の6の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可をすること。
- 302 廃棄物処理法第9条の7第2項の規定

- に基づき、一般廃棄物処理施設に係る相続による地位の承継の届出を受理すること。
- 303 廃棄物処理法第12条の3第6項の規定に基づき、産業廃棄物管理票に関する報告書を受理すること。
- 304 廃棄物処理法第12条の6の規定に基づき、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。
- 305 廃棄物処理法第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定に基づき、産業廃棄物処理業の変更届（収集運搬業に係るものに限る。）を受理すること。
- 306 廃棄物処理法第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物処理業の変更届（収集運搬業に係るものに限る。）を受理すること。
- 307 廃棄物処理法第15条第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設（同法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者に係るものを除く。308から320までにおいて同じ。）の設置の許可をすること。
- 308 廃棄物処理法第15条第5項（同法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、産業廃棄物処理施設に関する告示をした旨を関係市町の長に通知し、意見を聴くこと。
- 309 廃棄物処理法第15条第6項（同法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置について、利害関係を有する者からの意見書を受理すること。
- 310 廃棄物処理法第15条の2第3項（同法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置について、専門的知識を有する者の意見を聴くこと。
- 311 廃棄物処理法第15条の2第5項（同法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の検査をすること。
- 312 廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づき、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等届出書を受理すること。

- 313 廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更の許可をすること。
- 314 廃棄物処理法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第3項又は第4項の規定に基づき、軽微な変更、氏名等の変更又は産業廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出及び産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出を受理すること。
- 315 廃棄物処理法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第5項の規定に基づき、産業廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることについての確認をすること。
- 316 廃棄物処理法第15条の2の6の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずること。
- 317 廃棄物処理法第15条の3第1項又は第2項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の許可を取り消すこと。
- 318 廃棄物処理法第15条の4において準用する同法第9条の5の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の譲受け、又は借受けの許可をすること。
- 319 廃棄物処理法第15条の4において準用する同法第9条の6の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可をすること。
- 320 廃棄物処理法第15条の4において準用する同法第9条の7の規定に基づき、産業廃棄物処理施設に係る相続による地位の承継の届出を受理すること。
- 321 廃棄物処理法第15条の19第1項から第3項までの規定に基づき、土地の形質の変更の届出を受理すること。
- 322 廃棄物処理法第18条第1項の規定に基づき、事業者等に対し、報告を求めること。
- 323 廃棄物処理法第19条第1項の規定に基づき、事業者等の事務所等について立入検査をさせること。
- 324 廃棄物処理法第19条の3の規定に基づき、事業者等（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者を除く。）に対し、産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

- 325 廃棄物処理法第21条の2第1項の規定に基づき、特定処理施設の事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受理すること。
- 326 廃棄物処理法第21条の2第2項の規定に基づき、特定処理施設の設置者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずること。
- 327 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の29又は第8条の38の規定に基づき、措置内容等報告書を受理すること。
- 328 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB法」という。）第8条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の届出を受理すること。
- 329 PCB法第9条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の公表を行うこと。
- 330 PCB法第14条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施の確保のために必要な指導及び助言を行うこと。
- 331 PCB法第16条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 332 PCB法第17条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関する報告を受理すること。
- 333 PCB法第18条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者等の事業所等へ立ち入り、検査させ、又は収去させること。
- 334 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第19条の規定に基づき、対象建設工事受注者に対して特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し、必要な助言又は勧告をすること。
- 335 建設リサイクル法第20条の規定に基づき、対象建設工事受注者に対して特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 336 建設リサイクル法第42条第2項の規定に基づき、対象建設工事受注者に対して特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関する報告を求めること。

- 337 建設リサイクル法第43条第1項の規定に基づき、対象建設工事の現場等への立入検査をさせること。
- 338 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定に基づき、浄化槽の設置又は変更の届出を受理すること(特定行政庁の権限に係るものを除く。340において同じ。)
- 339 浄化槽法第5条第2項の規定に基づき、浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をすること。
- 340 浄化槽法第5条第4項ただし書の規定に基づき、届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。
- 341 浄化槽法第7条第2項(同法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定検査機関からの報告を受理すること。
- 342 浄化槽法第7条の2第1項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、必要な指導及び助言をすること。
- 343 浄化槽法第7条の2第2項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすること。
- 344 浄化槽法第7条の2第3項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 345 浄化槽法第10条の2の規定に基づき、浄化槽の使用開始年月日等の報告書を受理すること。
- 346 浄化槽法第11条の2の規定に基づき、浄化槽の使用の廃止の届出を受理すること。
- 347 浄化槽法第12条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検又は清掃について必要な助言、指導又は勧告をすること。
- 348 浄化槽法第12条第2項の規定に基づき、浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置を命じ、又は浄化槽の使用の停止を命ずること。
- 349 浄化槽法第12条の2第1項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、必要な指導及び助言をすること。
- 350 浄化槽法第12条の2第2項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすること。
- 351 浄化槽法第12条の2第3項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

- 352 浄化槽法第32条第1項の規定に基づき、浄化槽工事について必要な指示をすること。
- 353 浄化槽法第53条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関し報告させること。
- 354 浄化槽法第53条第2項の規定に基づき、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。
- 355 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）第4条第2項（同条例第6条第2項、第7条第2項又は第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録した旨を当該申請者及び営業区域を管轄する市町長に通知すること。
- 356 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第2項に基づき、変更の届出を受理すること。
- 357 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- 358 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条第1項に基づき、浄化槽保守点検業者の登録を抹消すること。
- 359 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検について必要な指示をすること。
- 360 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第16条第1項の規定に基づき、業務に関して報告させること。
- 361 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第16条第2項の規定に基づき、営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。
- 362 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年兵庫県条例第9号。以下「産業廃棄物紛争予防調整条例」という。）第6条の規定に基づき、事業計画書を受理すること。
- 363 産業廃棄物紛争予防調整条例第7条の規定に基づき、周知計画書を受理すること。
- 364 産業廃棄物紛争予防調整条例第9条の規定に基づき、関係市町の長に対し、周知計画の内容等について必要な指導を要請すること。

- 365 産業廃棄物紛争予防調整条例第11条の規定に基づき、関係住民からの意見書を受理すること。
- 366 産業廃棄物紛争予防調整条例第12条の規定に基づき、実施状況の報告書を受理すること。
- 367 産業廃棄物紛争予防調整条例第13条の規定に基づき、関係市町の長に対し、事業計画について意見を求めること。
- 368 産業廃棄物紛争予防調整条例第14条の規定に基づき、事業者に対し、事業計画について必要な指導又は助言を行うこと。
- 369 産業廃棄物紛争予防調整条例第16条第1項の規定に基づき、事業計画変更届又は周知計画変更届を受理すること。
- 370 産業廃棄物紛争予防調整条例第17条第1項の規定に基づき、事業計画の廃止の届出を受理すること。
- 371 産業廃棄物紛争予防調整条例第17条第3項の規定に基づき、事業計画の廃止の届出があつた旨を関係市町の長に通知すること。
- 372 産業廃棄物紛争予防調整条例第20条の規定に基づき、事業者に対し、必要な事項について報告を求めること。
- 373 ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取扱いの規制に関する条例（昭和48年兵庫県条例第54号。以下「PCB条例」という。）第5条の規定に基づき、PCB又はPCB製品（以下「PCB等」という。）の処分の方法を指示すること。
- 374 PCB条例第6条第1項又は第2項の規定に基づき、PCB等の使用等の届出又は変更の届出を受理すること。
- 375 PCB条例第7条の規定に基づき、PCBによる環境の汚染の防止について必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずること。
- 376 PCB条例第8条の規定に基づき、PCB等の管理の状況等について報告を求めること。
- 377 PCB条例第9条第1項の規定に基づき、立入検査をさせること。
- 378 ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取扱いの規制に関する条例施行規則（昭和49年兵庫県規則第1号）第5条の規定に基づき、事故報告書を受理すること。
- 379 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に

- 関する条例（平成15年兵庫県条例第23号。以下「産業廃棄物等不適正処理防止条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の保管の届出を受理すること。
- 380 産業廃棄物等不適正処理防止条例第10条第1項又は第2項の規定に基づき、産業廃棄物の保管の変更の届出を受理すること。
- 381 産業廃棄物等不適正処理防止条例第11条の規定に基づき、産業廃棄物の保管の廃止の届出を受理すること。
- 382 産業廃棄物等不適正処理防止条例第14条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の搬入の停止を命ずること。
- 383 産業廃棄物等不適正処理防止条例第16条の3第1項の規定に基づき、建設資材廃棄物の引渡しの完了の報告を受理すること。
- 384 産業廃棄物等不適正処理防止条例第16条の3第2項の規定に基づき、解体工事の注文者からの申告及び適当な措置をとるべき旨の求めを受理すること。
- 385 産業廃棄物等不適正処理防止条例第18条第1項の規定に基づき、特定物の多量保管の届出を受理すること。
- 386 産業廃棄物等不適正処理防止条例第19条において準用する同条例第10条第1項又は第2項の規定に基づき、特定物の多量保管の変更の届出を受理すること。
- 387 産業廃棄物等不適正処理防止条例第19条において準用する同条例第11条の規定に基づき、特定物の多量保管の廃止の届出を受理すること。
- 388 産業廃棄物等不適正処理防止条例第20条の規定に基づき、保管方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 389 産業廃棄物等不適正処理防止条例第21条において準用する同条例第14条第1項の規定に基づき、特定物の搬入の停止を命ずること。
- 390 産業廃棄物等不適正処理防止条例第22条第2項の規定に基づき、土砂埋立て等の停止、土壌の汚染調査及び排水の水質調査を命ずること。
- 391 産業廃棄物等不適正処理防止条例第23条の規定に基づき、特定事業の許可をすること。

- 392 産業廃棄物等不適正処理防止条例第26条第1項の規定に基づき、特定事業の変更の許可をすること。
- 393 産業廃棄物等不適正処理防止条例第26条第3項の規定に基づき、特定事業の軽微な変更の届出を受理すること。
- 394 産業廃棄物等不適正処理防止条例第27条の規定に基づき、特定事業の許可に条件を付すること。
- 395 産業廃棄物等不適正処理防止条例第28条第1項の規定に基づき、土砂等の搬入の届出を受理すること。
- 396 産業廃棄物等不適正処理防止条例第31条第2項の規定に基づき、特定事業の廃止の届出を受理すること。
- 397 産業廃棄物等不適正処理防止条例第32条第1項の規定に基づき、特定事業の完了の届出を受理すること。
- 398 産業廃棄物等不適正処理防止条例第32条第2項の規定に基づき、特定事業の完了の届出をした者に対し、土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 399 産業廃棄物等不適正処理防止条例第33条第2項の規定に基づき、特定事業の許可を受けた者の地位の承継の届出を受理すること。
- 400 産業廃棄物等不適正処理防止条例第34条の規定に基づき、廃棄物の土砂等への混入を防止するために必要な措置又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 401 産業廃棄物等不適正処理防止条例第36条第1項の規定に基づき、特定事業の許可を取り消し、又は許可に係る特定事業の停止を命ずること。
- 402 産業廃棄物等不適正処理防止条例第39条の規定に基づき、産業廃棄物若しくは特定物の保管又は土砂埋立て等に関し、必要な報告を求めること。
- 403 産業廃棄物等不適正処理防止条例第40条第1項の規定に基づき、産業廃棄物若しくは特定物の保管をする者又は土砂埋立て等を行う者の事務所等について立入検査をさせ、関係人に質問させ、又は産業廃棄物等を収去させること。
- 404 産業廃棄物等不適正処理防止条例第41

- 条の規定に基づき、命令等の内容、命令等を行った者の氏名等を公表すること。
- 405 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第5条及び第6条の規定に基づき、特定施設又は有害物質使用特定施設の設置等の届出を受理すること。
- 406 水質汚濁防止法第7条の規定に基づき、特定施設又は有害物質使用特定施設の構造等の変更の届出を受理すること。
- 407 水質汚濁防止法第8条の規定に基づき、特定施設又は有害物質使用特定施設に係る届出者に対し、その構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更又はその施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。
- 408 水質汚濁防止法第8条の2の規定に基づき、指定地域内事業場の設置者に対し、汚水又は廃液の処理の方法の改善等の措置を命ずること。
- 409 水質汚濁防止法第9条第2項の規定に基づき、制限期間を短縮すること。
- 410 水質汚濁防止法第10条の規定に基づき、氏名の変更等の届出を受理すること。
- 411 水質汚濁防止法第11条第3項の規定に基づき、特定施設に係る届出者の地位の承継の届出を受理すること。
- 412 水質汚濁防止法第13条第1項の規定に基づき、排水を排出する者に対し、特定施設の構造の改善等を命ずること。
- 413 水質汚濁防止法第13条第3項の規定に基づき、排水を排出する者に対し、汚水又は廃液の処理の方法の改善等の措置を命ずること。
- 414 水質汚濁防止法第13条の2第1項の規定に基づき、特定地下浸透水を浸透させる者に対し、特定施設の構造の改善等を命ずること。
- 415 水質汚濁防止法第13条の3の規定に基づき、指定地域内事業場から排水を排出する者以外の者に対し、指導、助言及び勧告を行うこと。
- 416 水質汚濁防止法第14条第3項の規定に基づき、汚濁負荷量の測定手法の届出及びその変更の届出を受理すること。
- 417 水質汚濁防止法第14条の2第1項又は第2項の規定に基づき、事故の状況及び講じた措置に関する届出を受理すること。
- 418 水質汚濁防止法第14条の2第3項の規

- 定に基づき、応急の措置を講ずべきことを命ずること。
- 419 水質汚濁防止法第18条の規定に基づき、排水を排出する者に対し、排水の量の減少その他必要な措置を命ずること。
- 420 水質汚濁防止法第22条第1項の規定に基づき、特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対し、必要な事項の報告を求め、又は立入検査をさせること。
- 421 水質汚濁防止法第22条第2項の規定に基づき、必要な事項の報告を求めること。
- 422 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の5の規定に基づき、指定物質削減指導方針に従い、指導、助言及び勧告をすること。
- 423 瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の6第1項の規定に基づき、指定物質排出者に対し、必要な事項の報告を求めること。
- 424 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第29条第1項の規定に基づき、必要な事項について報告を求め、又は立入検査をさせること。
- 425 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律107号。以下「公害防止組織法」という。）第3条第3項（同法第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定事業者から公害防止統括者等の選任等の届出を受理すること。
- 426 公害防止組織法第10条の規定に基づき、特定事業者に対し、公害防止統括者等の解任を命ずること。
- 427 公害防止組織法第11条第1項の規定に基づき、特定事業者に対し、必要な事項の報告を求め、又は立入検査をさせること。
- 428 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「環境条例」という。）第36条第1項の規定に基づき、指定施設を有する工場等の設置を許可すること。
- 429 環境条例第38条第1項の規定に基づき、指定施設を有する工場等の設置者からの届出を受理すること。
- 430 環境条例第39条第1項の規定に基づき、工場等に係る業種等の変更の許可をすること。
- 431 環境条例第40条第1項の規定に基づき、許可に係る工事の完了の届出を受理すること。

- 432 環境条例第40条第2項の規定に基づき、許可の基準及び条件についての確認をすること。
- 433 環境条例第41条又は第47条の規定に基づき、氏名の変更等の届出を受理すること。
- 434 環境条例第42条第3項(同条例第43条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、許可を受けた者の地位の承継の届出を受理すること。
- 435 環境条例第43条第1項又は第2項の規定に基づき、特定施設等の設置等の届出を受理すること。
- 436 環境条例第44条の規定に基づき、特定施設等の変更の届出を受理すること。
- 437 環境条例第45条の規定に基づき、施設の構造等の計画の変更等を命ずること。
- 438 環境条例第46条第2項の規定に基づき、制限期間を短縮すること。
- 439 環境条例第48条第1項の規定に基づき、工場等の設置の許可を取り消し、当該施設の構造等の改善等を命ずること。
- 440 環境条例第48条第2項の規定に基づき、特定施設の構造の改善等を命ずること。
- 441 環境条例第49条第2項の規定に基づき、施設管理者の設置等の届出を受理すること。
- 442 環境条例第50条第1項の規定に基づき、工場等の設置者に対し、ばい煙等の処理の方法等について必要な措置を講ずべきこと等を命ずること。
- 443 環境条例第50条第2項の規定に基づき、工場等の設置者に対し、当該施設の構造等の改善等を勧告すること。
- 444 環境条例第51条第1項の規定に基づき、工場等の設置者に対し、ばい煙等の量等の減少について協力を求めること。
- 445 環境条例第51条第2項の規定に基づき、工場等の設置者から、ばい煙等の量等の減少の措置に関する計画の届出を受理すること。
- 446 環境条例第51条第3項の規定に基づき、工場等の設置者に対し、ばい煙等の量等の減少のための措置を講ずべきこと等を命ずること(汚水に係るものに限る。)
- 447 環境条例第52条第2項の規定に基づき、事故の状況等の届出を受理すること。
- 448 環境条例第52条第3項の規定に基づき、復旧工事の完了の届出を受理すること。

- 449 環境条例第53条の規定に基づき、ばい煙等の量等の減少措置に関する計画の提出等について協力を求めること。
- 450 環境条例第54条第1項の規定に基づき、硫黄酸化物等を大気中に排出する者に対し、燃料使用基準又は原料基準に従うべきことを勧告すること。
- 451 環境条例第54条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に従わない者に対し、燃料使用基準又は原料基準に従うべきことを命ずること。
- 452 環境条例第55条の規定に基づき、燃料等の変更等の改善を勧告すること。
- 453 環境条例第57条第1項又は第2項の規定に基づき、特定工作物解体等工事の実施の届出を受理すること。
- 454 環境条例第58条第1項の規定に基づき、特定工作物解体等工事を施工する者に対し、粉じんの処理等の方法を改善すべきこと等を勧告すること。
- 455 環境条例第58条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に従わないで特定工作物解体等工事を施工する者に対し、粉じんの処理等の方法の改善等を命ずること。
- 456 環境条例第67条の4の規定に基づき、荷主等（県内に所在するものに限る。470及び472において同じ。）に対し、運送等の委託に係る契約の内容の見直し等の適切な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 457 環境条例第90条第7項又は第96条第6項の規定に基づき、自然環境保全特別地区内又は環境緑地保全特別地区内における非常災害応急措置の届出を受理すること。
- 458 環境条例第90条第9項又は第96条第8項の規定に基づき、自然環境保全特別地区内又は環境緑地保全特別地区内における既着手行為の届出を受理すること。
- 459 環境条例第94条第2項又は第99条第2項の規定に基づき、自然環境保全普通地区内又は環境緑地保全普通地区内における国等による行為の通知を受理すること。
- 460 環境条例第118条第2項又は第3項の規定に基づき、特定工場等の緑化に関する計画の届出を受理すること（姫路市、尼崎市及び西宮市に関することを除く。461から466までにおいて同じ。）。

- 461 環境条例第118条第4項の規定に基づき、工場等の所有者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすること（技術的な指導又は助言に係るものを除く。）。
- 462 環境条例第128条第2項又は第4項の規定に基づき、廃自動車等の保管の方法について協議すること。
- 463 環境条例第128条第3項の規定に基づき、廃自動車等の保管の方法について要請すること。
- 464 環境条例第129条第1項の規定に基づき、保管協定を締結すること。
- 465 環境条例第130条第1項又は第2項の規定に基づき、廃自動車等の保管の方法の届出を受理すること。
- 466 環境条例第131条の規定に基づき、届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うこと。
- 467 環境条例第146条第2項において準用する同条例第61条第4項の規定に基づき、違反者に対して行為の停止その他必要な措置を命ずること。
- 468 環境条例第150条第1項の規定に基づき、事業者名等を公表すること（姫路市に所在する工場等に係るものを除く。）。
- 469 環境条例第151条第1項の規定に基づき、ばい煙等の量等の報告を受理すること。
- 470 環境条例第151条第2項の規定に基づき、ばい煙等の排出者又は荷主等に対し、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる工場等の施設の状況、特定自動車の運行の状況等について報告を求めること。
- 471 環境条例第151条第4項の規定に基づき、事業者に対し、講じた措置の状況その他必要な事項について報告を求めること。
- 472 環境条例第152条第1項の規定に基づき、立入検査させること（ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者又は荷主等に係るものに限る。）。
- 473 環境条例第152条第3項の規定に基づき、立入検査をさせること。
- 474 環境条例第153条第1項の規定に基づき、自然環境保全特別地区又は環境緑地保全特別地区の区域内の土地に標識を設置すること。
- 475 自動車リサイクル法第19条の規定に基づき、関連事業者に対し、必要な指導及び助言をすること。

	<p>476 自動車リサイクル法第20条第1項又は第2項の規定に基づき、関連事業者（破砕業者を除く。）に対し、勧告をすること。</p> <p>477 自動車リサイクル法第46条第1項の規定に基づき、引取業の変更の届出を受理すること。</p> <p>478 自動車リサイクル法第48条第1項の規定に基づき、引取業の廃業等の届出を受理すること。</p> <p>479 自動車リサイクル法第57条第1項の規定に基づき、フロン類回収業の変更の届出を受理すること。</p> <p>480 自動車リサイクル法第59条において準用する同法第48条第1項の規定に基づき、フロン類回収業の廃業等の届出を受理すること。</p> <p>481 自動車リサイクル法第63条第1項の規定に基づき、解体業の変更の届出を受理すること。</p> <p>482 自動車リサイクル法第64条の規定に基づき、解体業の廃業等の届出を受理すること。</p> <p>483 自動車リサイクル法第90条第1項の規定に基づき、関連事業者（破砕業者を除く。）に対し、勧告をすること。</p> <p>484 自動車リサイクル法第130条第1項の規定に基づき、関連事業者に報告をさせること。</p> <p>485 自動車リサイクル法第131条第1項の規定に基づき、関連事業者の事務所等について立入検査をさせること。</p>	
<p>神戸県民局の県民室</p>	<p>1 県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長委任事項の欄1から71まで、80から111まで、118から160まで、265から275まで、284、285、457から459まで及び474に掲げる事項</p> <p>2 県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長委任事項の欄456、470及び472に掲げる事項（県内に所在する荷主等に係るものに限る。）</p> <p>3 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄26から87までに掲げる事項</p>	<p>1 県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長専決事項の欄1から45まで及び48から67までに掲げる事項</p> <p>2 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長専決事項の欄10から12までに掲げる事項</p>

<p>阪神南県 民局及び 阪神北県 民局の県 民室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項の規定に基づき、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供することを許可すること。 2 工業用水法第7条第1項の規定に基づき、井戸のストレーナーの位置等の変更を許可すること。 3 工業用水法第8条第1項の規定に基づき、許可に条件を付すこと。 4 工業用水法第9条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。 5 工業用水法第10条第3項の規定に基づき、使用者の地位の承継の届出を受理すること。 6 工業用水法第11条の規定に基づき、許可井戸の廃止等の届出を受理すること。 7 工業用水法第13条の規定に基づき、許可を取り消し、又は地下水の採取等の停止を命ずること。 8 工業用水法第14条の規定に基づき、許可井戸による地下水の採取を制限すべき旨を命ずること。 9 工業用水法第22条第1項又は第2項の規定に基づき、職員を他人の土地に立ち入らせ、及びその旨を土地の占有者に通知すること。 10 工業用水法第24条の規定に基づき、許可井戸の構造及び使用の状況に関し報告をさせること。 11 工業用水法第25条第1項の規定に基づき、許可井戸の設置の場所等への立入検査をさせること。 12 工業用水法第26条第1項の規定に基づき、聴聞を行うこと。 	
<p>北播磨県 民局、但 馬県民局 及び丹波 県民局の 県民室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、振興計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。 2 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条の2第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る振興計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。 3 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第6条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、共同振興計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第19条第1項から第3項までの規定に基づき、事業の実施状況について報告を求めること。 2 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行令（昭和49年政令第177号）第3条第2項及び第3項の規定により都道府県知事に適用があるものとされる伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第4条の2第1項及び第3項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこと。

	<p>4 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第6条の2第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る共同振興計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>5 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第7条第1項及び同条第3項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、活用計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>6 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第7条の2第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る活用計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>7 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第8条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、支援計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>8 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第8条の2第2項及び同条第4項において準用する第4条第2項の規定に基づき、変更に係る支援計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p>	
生活科学センター	<p>1 兵庫県立生活科学センター管理規則（平成20年兵庫県規則第31号）の規定に基づき、入館を拒否し、又は退館を命ずること。</p>	<p>1 消費生活条例第17条第1項又は第2項の規定に基づき、消費者苦情を解決するために必要なあつせんその他の措置をとり、又は事業者等に対し、必要な資料の提出を指示し、若しくは要請すること。</p>

別表第1 県民局県税部の部中「県民局県税部」を「県税事務所」に改め、同部県税事務所の項県民局長専決事項の欄に次のように加える。

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の21第9項の規定に基づき、軽油引取税の免税証の交付に関して通知すること。
- 2 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第74条第3項の規定に基づき、ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の証票を交付すること。
- 3 兵庫県税条例第112条の規定に基づき、軽油引取税に係る特別徴収義務者の証票を交付すること。
- 4 兵庫県税条例第113条の2第1項及び第6項の規定に基づき、免税軽油使用者証を交付し、若しくは書き換え、又はその返納を受理すること。
- 5 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の証票の紛失の届出を受理し、又はその再交付をすること。
- 6 兵庫県税条例施行規則第32条の5第1項及び第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特別徴収義務者の証票の紛失の届出を受理し、又はその再交付をすること。
- 7 兵庫県税条例施行規則第33条の7第1項の規定に基づき、免税軽油使用者証の紛失の届出を受理すること。

別表第1 県民局県税部の部神戸県税事務所、尼崎県税事務所、伊丹県税事務所、加古川県税事務所、社県税事務所、姫路県税事務所、上郡県税事務所、豊岡県税事務所、柏原県税事務所及び洲本県税事務所の項を削り、同表県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部中

「県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷」を「健康福祉事務所及び但馬長寿の郷」に改め、同部県民担当参事（東播磨県民局にあつては、地域活動推進担当参事）の項から生活科学センターの項までを削り、同部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄中1の17及び1の18を削り、2から46までを次のように改める。

2から46まで 削除

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄46の2を削り、同欄47を次のように改める。

47 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第12条の規定に基づき、自立支援給付（育成医療に係る自立支援医療費の支給に限る。）に関して、障害者等、障害児の保護者等の世帯に属する者の資産等の状況につき、官公署に対し文書の閲覧等を求め、又は銀行等の機関若しくは障害者の雇用主等の関係人に報告を求めること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄51から62までを次のように改める。

51から62まで 削除

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄中63の2から80までを次のように改める。

64 児童福祉法第56条第2項の規定に基づき、費用を徴収すること（療育の給付に係るものに限る。）。

65 児童福祉法第56条第5項の規定に基づき、費用の支払を命ずること。

66 児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めること。

67から80まで 削除

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄89の2中「受理する」を「公表する」に改め、同欄136から196までを次のように改める。

136から196まで 削除

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の6の次に次のように加える。

210の6の2 感染症予防法第15条の3第1項又は第2項の規定に基づき、検疫所長から通知された者に対し、報告を求め、又は職員に質問させ、若しくは必要な調査をさせること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄中210の37の8を210の37の11とし、210の37の7の次に次のように加える。

210の37の8 感染症予防法第44条の3第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者に対し、健康状態について報告を求めること。

210の37の9 感染症予防法第44条の3第2項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。

210の37の10 感染症予防法第44条の3第5項の規定に基づき、食事等の提供に要した実費を徴収すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄211の9中「第5条」を「第6条」に改め、同欄278の2中「278の3から278の10まで、280の2、281の2から284まで、288の2、289、290、292の2から及び292の6まで及び292の8から293の2まで」を「278の3から293の2まで」に改め、同欄280の2を次のように改める。

280の2 薬事法第28条第3項ただし書又は第35条第3項ただし書の規定に基づき、店舗管理者又は営業所管理者の兼務の許可をすること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄280の3を削り、同欄285中「（一般販売業（卸売一般販売業を除く。）及び特例販売業以外のものにあつては、保健所を設置する市の区域に係るものを除く。286から288まで、289の2及び290の2から292まで及び292の7において同じ。）」を削り、同欄290中「第72条の2」を「第72条の2第1項又は第2項」に、「薬剤師の増員」を「業務の体制を整備すること」に改め、同欄293の2中「第144条第1項」を「第15条の4第2項」に、「医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可に係る変更」を「郵便等販売」に改め、同欄308の次に次のように加える。

308の2 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第8条又は第10条第2項の規定に基づき、麻薬取

扱者の免許証の返納を受けること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。309から311までにおいて同じ。）。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄309中「(昭和28年法律第14号)」及び「(保健所を設置する市の区域に係るものを除く。310及び311において同じ。)」を削り、同欄309の次に次のように加える。

309の2 麻薬及び向精神薬取締法第35条第2項の規定に基づき、麻薬の滅失等の事故の状況を明らかにするための必要事項の届出を受理すること。

309の3 麻薬及び向精神薬取締法第47条の規定に基づき、麻薬小売業者の所有した麻薬の品名等の届出を受理すること。

309の4 麻薬及び向精神薬取締法第48条の規定に基づき、麻薬診療の開設者の所有した麻薬の品名等の届出を受理すること。

309の5 麻薬及び向精神薬取締法第49条の規定に基づき、麻薬研究者の管理した麻薬の品名等の届出を受理すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄311の次に次のように加える。

311の2 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第10条第1項若しくは第2項又は第11条第2項の規定(第30条の5において準用する場合を含む。)に基づき、覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者の指定証の返納若しくは提出又は旧指定証の返納を受けること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。312から318までにおいて同じ。）。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄321の次に次のように加える。

321の2 温泉法(昭和23年法律第125号)第12条第1項の規定に基づき、温泉の採取の制限を命ずること。

321の3 温泉法第14条の2第1項の規定に基づき、温泉の採取を許可すること。

321の4 温泉法第14条の3第1項の規定に基づき、法人の合併又は分割について承認すること。

321の5 温泉法第14条の4第1項の規定に基づき、相続人による事業の継続について承認すること。

321の6 温泉法第14条の5第1項の規定に基づき、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が災害の防止のための措置を必要としない基準を超えないことについて確認すること。

321の7 温泉法第14条の5第3項の規定に基づき、確認を取り消すこと。

321の8 温泉法第14条の6第2項の規定に基づき、確認を受けた者の地位を承継した旨の届出を受理すること。

321の9 温泉法第14条の7第1項の規定に基づき、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法についての可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更を許可すること。

321の10 温泉法第14条の8第1項の規定に基づき、温泉の採取の事業を廃止した旨の届出を受理すること。

321の11 温泉法第14条の8第3項の規定に基づき、温泉の採取を行ったことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を命ずること。

321の12 温泉法第14条の9第1項又は第2項の規定に基づき、温泉の採取の許可を取り消し、又は可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を命ずること。

321の13 温泉法第14条の10の規定に基づき、温泉の採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は温泉の採取の停止を命ずること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄326の2中「土地の掘削」の右に「又は温泉の採取」を加え、同欄327中「温泉の保護及び利用に関する手続を定める規則」を「温泉に関する手続を定める規則」に、「第16条第1項」を「第16条」に、「温泉利用者」を「温泉採取者及び温泉利用者」に改め、同欄327の次に次のように加える。

327の2 温泉に関する手続を定める規則第16条の2第1項の規定に基づき、メタンの濃度又は量の測定の結果の届出を受理すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄328中「温泉の保護及び利用に関する手続を定める規則」を「温泉に関する手続を定める規則」に、「第18条第1項」を「第18条」に改め、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、社健康福祉事務所、福崎健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、柏原健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項を次のように改める。

<p>芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第7条の規定による改正前の知的障害者福祉法第27条の規定に基づき、費用を徴収すること。 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条第1項の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更を認可すること。 3 社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、社会福祉法人（主たる事務所が県民局の所管区域内にある法人（乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設若しくは重症心身障害児施設又は老人福祉法、障害者自立支援法、身体障害者福祉法若しくは生活保護法に規定する事業を経営する法人及び市町社会福祉協議会である法人に限る。）であつてその行う事業が当該県民局の所管区域を越えないものに限る。4において同じ。）に対し、必要な報告を徴し、又は業務及び財産の状況を検査させること。 4 社会福祉法第56条第2項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。 5 社会福祉法第69条第1項の規定に基づき、老人福祉センター及び手話通訳事業の開始の届出を受理すること。 6 社会福祉法第69条第2項の規定に基づき、老人福祉センター及び手話通訳事業の変更又は廃止の届出を受理すること。 7 社会福祉法第70条の規定に基づき、軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、授産施設及び手話通訳事業を経営する者に対し、必要な報告を求め、又は施設等进行检查し、その他事業経営の状況を調査させること。 8 社会福祉法第71条の規定に基づき、軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設を経営する者に対し、必要な措置を命ずること。 9 社会福祉法第72条の規定に基づき、手話通訳事業を経営する者に対し、経営の制限又は停止を命ずること。 10 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳を交付すること。 2 身体障害者福祉法第16条第1項の規定に基づき、身体障害者手帳の返還を受理すること。 3 身体障害者福祉法第16条第2項の規定に基づき、身体障害者手帳の返還を命ずること。 4 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第9条第1項又は第7項の規定に基づき、身体障害者手帳交付台帳を整備すること。 5 身体障害者福祉法施行令第9条第2項又は第4項の規定に基づき、氏名又は居住地の変更に係る届出を受理すること。 6 身体障害者福祉法施行令第10条の規定に基づき、身体障害者手帳を再交付すること。 7 身体障害者福祉規則（昭和39年兵庫県規則第30号）第7条第3項の規定に基づき、旧居住地を管轄する福祉事務所長等に身体障害者福祉法施行令第9条第2項の規定による届出のあつた旨を通知すること。 8 民生・児童協力委員を委嘱すること。 9 民生・児童協力委員を解嘱すること。 10 災害援護金等の支給に関する規則（昭和48年兵庫県規則第68号）第3条の規定に基づき、災害援護金を支給すること。 11 災害援護金等の支給に関する規則第4条の規定に基づき、死亡見舞金を支給すること。 12 災害援護金等の支給に関する規則第5条の規定に基づき、災害援護金等の支給をしないことを決定すること。
---	---	---

- 11 老人福祉法第14条の2の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の変更の届出を受理すること。
- 12 老人福祉法第14条の3の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- 13 老人福祉法第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンター等の設置の届出を受理をすること。
- 14 老人福祉法第15条の2第1項の規定に基づき、老人デイサービスセンター等の変更の届出を受理をすること。
- 15 老人福祉法第16条第1項の規定に基づき、老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出を受理をすること。
- 16 老人福祉法第18条第1項の規定に基づき、老人居宅生活支援事業を行う者等に対し、必要な報告を求め、又は立入検査をさせること。
- 17 老人福祉法第18条第2項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対し、必要な報告を求め、又は立入検査をさせること。
- 18 老人福祉法第18条の2第1項の規定に基づき、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対して、改善に必要な措置を命ずること。
- 19 老人福祉法第18条の2第2項の規定に基づき、老人居宅生活支援事業等の制限又は停止を命ずること。
- 20 老人福祉法第19条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設の設備若しくは運営の改善を命ずること。
- 21 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、有料老人ホームの設置の届出を受理すること。
- 22 老人福祉法第29条第2項の規定に基づき、有料老人ホームの変更の届出を受理すること。
- 23 老人福祉法第29条第3項の規定に基づき、有料老人ホームの休止又は廃止の届出を受理すること。
- 24 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、有料老人ホームの設置者若しくは管理者等に対し、報告を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム等に立ち入り、設備等の検査をさせること。

- 25 老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、有料老人ホームの改善に必要な措置を命ずること。
- 26 介護保険法（平成9年法律第123号）第24条第1項の規定に基づき、居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録等の提示を命じ、又は質問させること。
- 27 介護保険法第24条第2項の規定に基づき、介護給付等対象サービスの内容に関し、報告を命じ、又は質問させること。
- 28 介護保険法第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定すること。
- 29 介護保険法第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定すること。
- 30 介護保険法第48条第1項第3号の規定に基づき、指定介護療養型医療施設を指定すること。
- 31 介護保険法第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定すること。
- 32 介護保険法第70条第5項の規定に基づき、関係市町長に対し、意見を求めること。
- 33 介護保険法第72条第1項の規定に基づき、介護療養型医療施設の開設者からの別段の申出を受理すること。
- 34 介護保険法第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- 35 介護保険法第76条第1項の規定に基づき、報告等を命じ、指定居宅サービス事業者等に対し出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは当該事業所に立ち入り、その設備等を検査させること。
- 36 介護保険法第76条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、基準を遵守すべきこと等を勧告すること。
- 37 介護保険法第76条の2第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が同条第1項の勧告に従わなかったことを公表すること。
- 38 介護保険法第76条の2第3項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 39 介護保険法第77条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

- 40 介護保険法第78条の2第2項の規定に基づき、地域密着型介護サービス事業者の指定について市町長からの届出を受理すること。
- 41 介護保険法第78条の2第3項の規定に基づき、地域密着型介護サービス事業者の指定について市町長に対し、必要な助言又は勧告をすること。
- 42 介護保険法第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- 43 介護保険法第83条第1項の規定に基づき、報告等を命じ、指定居宅介護支援事業者等に対し出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは当該事業所に立ち入り、その帳簿書類等を検査させること。
- 44 介護保険法第83条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、基準を遵守すべきこと等を勧告すること。
- 45 介護保険法第83条の2第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者が同条第1項の勧告に従わなかったことを公表すること。
- 46 介護保険法第83条の2第3項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 47 介護保険法第84条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 48 介護保険法第90条第1項の規定に基づき、報告等を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者等に対し出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設に立ち入り、設備等を検査させること。
- 49 介護保険法第91条の2第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は基準を遵守すべきことを勧告すること。
- 50 介護保険法第91条の2第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- 51 介護保険法第91条の2第3項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

- 52 介護保険法第100条第1項の規定に基づき、報告等を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、又はこれらの者に対して質問させ、若しくは当該施設に立ち入り、その設備等を検査させること。
- 53 介護保険法第101条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者にその使用の制限等を命ずること。
- 54 介護保険法第102条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者にその管理者の変更を命ずること。
- 55 介護保険法第103条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は基準を遵守すべきことを勧告すること。
- 56 介護保険法第103条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者が勧告に従わなかつた旨を公表すること。
- 57 介護保険法第103条第3項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 58 介護保険法第108条の規定に基づき、療養病床等の入所定員の増加に係る指定介護療養型医療施設の指定の変更をすること。
- 59 介護保険法第111条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出を受理すること。
- 60 介護保険法第112条第1項の規定に基づき、報告等を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者等に対し出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは当該施設に立ち入り、その設備等を検査させること。
- 61 介護保険法第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の辞退の申出を受理すること。
- 62 介護保険法第113条の2第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、基準を遵守すべきこと等を勧告すること。
- 63 介護保険法第113条の2第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者が同条第1項の勧告に従わなかつたことを公表すること。
- 64 介護保険法第113条の2第3項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 65 介護保険法第114条第1項の規定に基づ

- き、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 66 介護保険法第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業の指定に係る事項の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- 67 介護保険法第115条の6第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者等に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは当該事業所に立ち入り、その設備等を検査させること。
- 68 介護保険法第115条の7第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、基準を遵守すべきこと等を勧告すること。
- 69 介護保険法第115条の7第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が同条第1項の勧告に従わなかったことを公表すること。
- 70 介護保険法第115条の7第3項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 71 介護保険法第115条の8第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 72 介護保険法第197条第1項の規定に基づき、市町に対し、介護保険事業の状況に関する報告を求めること。
- 73 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定に基づき、介護員養成研修事業者を指定すること。
- 74 介護保険法施行令第3条第1項第2号の規定に基づき、介護員養成研修を指定すること。
- 75 介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定に基づき、養成研修修了者の名簿を提出させること。
- 76 介護保険法施行令第3条第2項第2号ロの規定に基づき、介護員養成研修事業の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- 77 介護保険法施行令第3条第2項第2号ハの規定に基づき、介護員養成研修事業の実施に関して必要な指示をすること。
- 78 介護保険法施行令第3条第3項の規定に

- 基づき、介護員養成研修事業者の指定を取り消すこと。
- 79 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号の規定に基づき、届出を受理すること。
- 80 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第11条第1項の規定に基づき、自立支援給付（自立支援医療費及び補装具費の支給を除く。81において同じ。）に係る障害者等、障害児の保護者又はこれらの者であつた者に対し、報告等を命じ、又は職員に質問をさせること。
- 81 障害者自立支援法第11条第2項の規定に基づき、自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等を行つた者等に対し、報告等を命じ、又は関係者に対して質問させること。
- 82 障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る事業を行う者を除く。84及び87において同じ。）を指定すること。
- 83 障害者自立支援法第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定すること。
- 84 障害者自立支援法第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者に係る事業所の名称等の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- 85 障害者自立支援法第48条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等の設置者等又は指定相談支援事業者等に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは当該事業所に立ち入り、設備等を検査させること。
- 86 障害者自立支援法第49条第1項から第3項までの規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に対し、設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告すること。
- 87 障害者自立支援法第50条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者の指定を取り消し、

- 又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 88 障害者自立支援法第79条第2項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る事業を除く。89、90及び92において同じ。）の開始の届出を受理すること。
- 89 障害者自立支援法第79条第3項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の変更の届出を受理すること。
- 90 障害者自立支援法第79条第4項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の廃止又は休止の届出を受理すること。
- 91 障害者自立支援法第81条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業を行う者等に対し、報告等を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは当該事業所に立ち入り、設備等进行检查させること。
- 92 障害者自立支援法第82条の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の制限又は停止を命ずること。
- 93 障害者自立支援法第85条第1項の規定に基づき、市町が設置した障害者支援施設の長に対し、報告等を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは立入検査をさせること。
- 94 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第26条第1項の規定に基づき、身体障害者生活訓練等事業等の開始の届出を受理すること。
- 95 身体障害者福祉法第26条第2項の規定に基づき、身体障害者生活訓練等事業等の変更の届出を受理すること。
- 96 身体障害者福祉法第26条第3項の規定に基づき、身体障害者生活訓練等事業等の廃止又は休止の届出を受理すること。
- 97 身体障害者福祉法第39条第1項の規定に基づき、身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査をさせること。
- 98 身体障害者福祉法第40条の規定に基づき、身体障害者生活訓練等事業等の制限又は停止を命ずること。
- 99 児童福祉法第22条の規定に基づき、助産施設へ入所させ、助産を受けさせること。
- 100 児童福祉法第23条の規定に基づき、母子生活支援施設へ入所させること。
- 101 児童福祉法第24条の15第1項の規定に

に基づき、指定施設設置者等（肢体不自由児施設に係るものを除く。101において同じ。）である者又は指定施設設置者等であつた者に対し、報告等を命じ、出頭を求め、関係者に対し質問させ、若しくは立入検査をさせること。

102 児童福祉法第24条の16第1項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者（肢体不自由児施設の設置者を除く。103及び104において同じ。）に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。

103 児童福祉法第24条の16第2項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者が勧告に従わなかつた旨を公表すること。

104 児童福祉法第24条の16第3項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

105 児童福祉法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、同居児童の届出を受理すること（福祉に関する事務所の所管区域に限る。106、107及び112において同じ。）。

106 児童福祉法第30条の2の規定に基づき、第30条第1項に規定する者に対して、児童の保護について必要な指示をし、又は必要な報告を徴すること。

107 児童福祉法第31条第1項の規定に基づき、児童福祉施設に在所させる等の措置を採ること。

108 児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、市町が設置する保育所の設置の届出を受理すること。

109 児童福祉法第35条第6項の規定に基づき、市町が設置する保育所の廃止又は休止の届出を受理すること。

110 児童福祉法第46条第1項の規定に基づき、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設及び重症心身障害児施設の長に対し、必要な報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせること。

111 児童福祉法第46条第3項の規定に基づき、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設及び重症心身障害児施設の設置者に対して必要な改善を勧告し、又は命ずること。

- 112 児童福祉法第56条第2項の規定に基づき、同法第50条第6号及び第6号の3に規定する費用を徴収すること。
- 113 児童福祉法第59条第1項の規定に基づき、認可を受けない施設の長に対して、必要な報告を求め、又はその事務所若しくは施設に立ち入り、施設の設備若しくは運営について調査若しくは質問させること。
- 114 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、認可を受けない施設に係る事業開始の届出を受理すること。
- 115 児童福祉法第59条の2第2項の規定に基づき、認可を受けない施設に係る届出の変更又は事業の廃止若しくは休止の届出を受理すること。
- 116 児童福祉法第59条の2の5第1項の規定に基づき、認可を受けない施設に係る運営状況の報告を受理すること。
- 117 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第37条第4項の規定に基づき、市町が設置する保育所の変更の届出を受理すること。
- 118 児童福祉法施行規則第37条第5項の規定に基づき、保育所の変更の届出を受理すること。
- 119 児童福祉法施行規則第37条第6項の規定に基づき、保育所の変更の届出を受理すること。
- 120 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条の規定に基づき、母子福祉資金の貸付け(母子福祉団体への貸付けに係るものを除く。)を決定し、又はその継続を決定すること。
- 121 母子及び寡婦福祉法第32条において準用する同法第13条第1項及び第3項の規定に基づき、寡婦福祉資金の貸付けを決定し、又はその継続を決定すること。
- 122 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第8条第5項(同令第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の据置期間の延長を決定すること。
- 123 母子及び寡婦福祉法施行令第12条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの停止を決定すること。
- 124 母子及び寡婦福祉法施行令第17条ただし書(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、母子福祉資金及び

- 寡婦福祉資金の違約金（母子福祉団体への貸付けに係るものを除く。）の徴収を免除すること。
- 125 母子及び寡婦福祉法施行令第19条第1項（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金（母子福祉団体への貸付けに係るものを除く。）の支払の猶予を決定すること。
- 126 生活保護法第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定すること。
- 127 生活保護法第25条第1項及び第2項の規定に基づき、保護の開始又はその変更を決定すること。
- 128 生活保護法第26条第1項の規定に基づき、保護の停止又は廃止を決定すること。
- 129 生活保護法第27条第1項の規定に基づき、必要な指導又は指示をすること。
- 130 生活保護法第27条の2の規定に基づき、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすること。
- 131 生活保護法第28条第1項の規定に基づき、調査をさせ、又は検診を命ずること。
- 132 生活保護法第28条第4項の規定に基づき、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。
- 133 生活保護法第30条第3項の規定に基づき、家庭裁判所の許可を得て被保護者を施設に収容し、又は収容を委託すること。
- 134 生活保護法第48条第4項の規定に基づき、保護の変更、停止又は廃止の届出を受理すること。
- 135 生活保護法第62条第3項の規定に基づき、保護の変更、停止又は廃止の決定をすること。
- 136 生活保護法第63条の規定に基づき、返還すべき費用の額を決定すること。
- 137 生活保護法第76条第1項の規定に基づき、遺留金品を処分すること。
- 138 生活保護法第77条第1項の規定に基づき、保護に要した費用を徴収すること。
- 139 生活保護法第77条第2項の規定に基づき、負担額の決定を家庭裁判所に申し立てること。
- 140 生活保護法第78条の規定に基づき、保護に要した費用を徴収すること。

- 141 生活保護法第80条の規定に基づき、保護金品の返還を免除すること。
- 142 生活保護法第81条の規定に基づき、後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。
- 143 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる126から142までに掲げる事項
- 144 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第3条の規定に基づき、行旅病人又はその同伴者を引き取ること。
- 145 行旅病人及行旅死亡人取扱法第10条の規定に基づき、通知を受理すること。
- 146 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定に基づき、児童扶養手当の受給資格及び手当の額を認定すること（福祉に関する事務所の所管区域に係るものに限る。147から156までにおいて同じ。）。
- 147 児童扶養手当法第9条から第11条までの規定に基づき、児童扶養手当の支給をしないこと。
- 148 児童扶養手当法第12条第2項の規定に基づき、児童扶養手当の返還を受けること。
- 149 児童扶養手当法第14条の規定に基づき、児童扶養手当の額の全部又は一部を支給しないこと。
- 150 児童扶養手当法第15条の規定に基づき、児童扶養手当の支払を一時差し止めること。
- 151 児童扶養手当法第23条第1項の規定に基づき、不正利得の徴収をすること。
- 152 児童扶養手当法第27条の規定に基づき、受給資格者等の戸籍事項の無料証明を申請すること。
- 153 児童扶養手当法第28条の規定に基づき、届出等を受理すること。
- 154 児童扶養手当法第29条第1項の規定に基づき、受給資格者に対して書類等の提出を命じ、又は職員をして受給資格者等関係者に質問させること。
- 155 児童扶養手当法第30条の規定に基づき、受給資格者等の資産等の状況につき、官公署等に対し資料の提供等を求めること。
- 156 児童扶養手当法第31条の規定に基づき、児童扶養手当の支払を調整すること。
- 157 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特別児童扶養手当等支給法」という。）第5条の規定に基づき、特別児童扶養手当の受給資格及

び手当の額を認定すること。

- 158 特別児童扶養手当等支給法第6条から第8条までの規定に基づき、特別児童扶養手当の支給をしないこと。
- 159 特別児童扶養手当等支給法第9条第2項の規定に基づき、特別児童扶養手当の返還を受けること。
- 160 特別児童扶養手当等支給法第11条の規定に基づき、特別児童扶養手当の額の全部又は一部を支給しないこと。
- 161 特別児童扶養手当等支給法第12条の規定に基づき、児童扶養手当の支払を一時差し止めること。
- 162 特別児童扶養手当等支給法第16条において準用する児童扶養手当法第23条第1項の規定に基づき、不正利得の徴収をすること。
- 163 特別児童扶養手当等支給法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定に基づき、特別児童扶養手当の支払を調整すること。
- 164 特別児童扶養手当等支給法第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づき、障害児福祉手当及び特別障害者手当(以下「障害児福祉手当等」という。)の受給資格者を認定すること。
- 165 特別児童扶養手当等支給法第20条及び第21条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づき、障害児福祉手当等の支給をしないこと。
- 166 特別児童扶養手当等支給法第22条第2項(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づき、障害児福祉手当等の返還を受けること。
- 167 特別児童扶養手当等支給法第24条第1項(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づき、不正利得の徴収をすること。
- 168 特別児童扶養手当等支給法第26条及び同法第26条の5において準用する同法第5条第2項の規定に基づき、障害児福祉手当等の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合の受給資格者を認定すること。
- 169 特別児童扶養手当等支給法第26条及び同法第26条の5において準用する同法第11条(第3号を除く。)の規定に基づき、障害児福祉手当等の額の全部又は一部を支給しないこと。

- 170 特別児童扶養手当等支給法第26条及び同法第26条の5において準用する同法第12条の規定に基づき、障害児福祉手当等の支払を一時差し止めること。
- 171 特別児童扶養手当等支給法第26条及び同法第26条の5において準用する児童扶養手当法第31条の規定に基づき、障害児福祉手当等の支払を調整すること。
- 172 特別児童扶養手当等支給法第26条の4の規定に基づき、特別障害者手当の支給を調整すること。
- 173 特別児童扶養手当等支給法第34条の規定に基づき、受給資格者等の戸籍事項の無料証明を申請すること。
- 174 特別児童扶養手当等支給法第35条の規定に基づき、届出等を受理すること。
- 175 特別児童扶養手当等支給法第36条第1項の規定に基づき、受給資格者に対して書類等の提出を命じ、又は職員をして受給資格者等関係者に質問させること。
- 176 特別児童扶養手当等支給法第36条第2項の規定に基づき、重度障害児又は特別障害者に対して医師等の診断を受けるべきことを命じ、又は職員をして診断させること(障害児福祉手当等に関するものに限る。)
- 177 特別児童扶養手当等支給法第37条の規定に基づき、受給資格者等の資産等の状況につき、官公署等に対し資料の提供等を求めること。
- 178 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の特別児童扶養手当等支給法(以下「改正前の特別児童扶養手当等支給法」という。)第20条及び第21条の規定に基づき、福祉手当の支給をしないこと。
- 179 改正前の特別児童扶養手当等支給法第22条第2項の規定に基づき、福祉手当の返還を受けること。
- 180 改正前の特別児童扶養手当等支給法第24条第1項の規定に基づき、不正利得の徴収をすること。
- 181 改正前の特別児童扶養手当等支給法第26条において準用する同法第11条(第3号を除く。)の規定に基づき、福祉手当の額の全部又は一部を支給しないこと。
- 182 改正前の特別児童扶養手当等支給法第26条において準用する同法第12条の規定に基づき、福祉手当の支払を一時差し止めること。

	<p>183 改正前の特別児童扶養手当等支給法第26条において準用する児童扶養手当法第31条の規定に基づき、福祉手当の支払を調整すること。</p> <p>184 改正前の特別児童扶養手当等支給法第34条の規定に基づき、受給資格者等の戸籍事項の無料証明を申請すること（福祉手当に関するものに限る。185から188までにおいて同じ。）。</p> <p>185 改正前の特別児童扶養手当等支給法第35条の規定に基づき、届出等を受理すること。</p> <p>186 改正前の特別児童扶養手当等支給法第36条第1項の規定に基づき、受給資格者に対して書類等の提出を命じ、又は職員をして受給資格者等関係者に質問させること。</p> <p>187 改正前の特別児童扶養手当等支給法第36条第2項の規定に基づき、重度障害者に対して医師等の診断を受けるべきことを命じ、又は職員をして診断させること。</p> <p>188 改正前の特別児童扶養手当等支給法第37条の規定に基づき、受給資格者等の資産等の状況につき、官公署等に対し資料の提出等を求めること。</p>
--	--

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部宝塚健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所及び柏原健康福祉事務所の項中「宝塚健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所及び柏原健康福祉事務所」を「豊岡健康福祉事務所」に改め、同部に次のように加える。

<p>但馬長寿の郷</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第12号）第4条の規定に基づき、利用を許可すること。 2 兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、使用料の全部又は一部を免除すること。 3 兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例第6条ただし書の規定に基づき、使用料の全部又は一部を返還すること。 4 兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、利用の許可を取り消すこと。 5 兵庫県立但馬長寿の郷管理規則（平成10年兵庫県規則第84号）第5条の規定に基づき、入館を拒否し、又は退館を命ずること。 6 兵庫県立但馬長寿の郷管理規則第9条第1項の規定に基づき、特別の設備、装飾等をすることを承認すること。 7 兵庫県立但馬長寿の郷管理規則第10条第1項の規定に基づき、利用の内容の変更を承認すること。
---------------	---

別表第1 県民局地域振興部の部中「県民局地域振興部」を「農林振興事務所及び農林水産振興事務所」に改め、同部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項から北播磨県民局の産業労働担当参事並びに但馬県民局及び丹波県民局の商工観光・労働担当参事の項までを削り、同部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄110の次に次のように加える。

110の2 地すべり等防止法第34条第1項の規定に基づき、地すべり防止工事の費用を原因者に負担させること。

別表第1 県民局地域振興部の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄113中「第18条」を「第50条」に改め、同欄114中「第21条第1項」を「第56条第1項」に改め、同欄118中「又は調査基準価格」を削り、同欄に次のように加える。

120 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第6項（同法第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第87条の2第10項、第87条の3第6項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）、第95条第1項及び第95条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業によつて生じた土地改良財産を含めた一定の地域を定めることを承認すること。

121 土地改良法第89条の2の規定に基づき、県が行う換地処分のうち、市町境界又は字界の変更を伴うものについて関係市町長に協議すること。

122 土地改良法第94条の10第1項の規定に基づき、県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の管理を委託すること。

123 土地改良法第113条の3第1項の規定に基づき、工事着手前に、管轄登記所に政令で定める事項の届出をすること。

124 土地改良法第113条の3第2項の規定に基づき、管轄登記所に工事の着手又は完了の届出をすること。

125 土地改良法第132条第1項及び第133条の規定に基づき、土地改良区等から必要な報告を徴し、又は業務若しくは会計の状況を検査させること。

126 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、地すべり等防止法に関する手数料について、その全部又は一部を免除すること。

127 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項の規定に基づき、海岸保全区域の占用を許可すること。

128 海岸法第8条第1項の規定に基づき、土石（砂を含む。）の採取、軽易な施設の新設若しくは改築又は軽易な土地の掘削等を許可すること。

129 海岸法第10条第2項の規定に基づき、国等が127又は128の行為をする場合に協議に応ずること。

130 海岸法第12条第1項の規定に基づき、127若しくは128の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築等、海岸の保全上の予防措置若しくは原状回復を命ずること。

131 海岸法第13条第1項又は第2項の規定に基づき、海岸管理者以外の者の施行する海岸保全施設に関する工事の設計等を承認し、又は協議に応ずること。

132 海岸法第16条第1項の規定に基づき、工事又は維持の原因者に対して工事又は維持の施行を命ずること。

133 海岸法第18条第1項の規定に基づき、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は他人の土地を一時使用すること。

134 海岸法第31条第1項の規定に基づき、工事又は維持の費用を原因者に負担させること。

135 海岸法第37条の4の規定に基づき、一般公共海岸区域の占用を許可すること。

136 海岸法第37条の5の規定に基づき、土石（砂を含む。）の採取、軽易な施設の新設若しくは改築又は軽易な土地の掘削等を許可すること。

137 海岸保全区域等における占用料等の徴収に関する条例（平成12年兵庫県条例第31号）第3条の規定に基づき、127若しくは128又は135若しくは136の許可に係る占用料及び土石採取料の全部又は一部を免除すること。

138 海岸保全区域等における占用料等の徴収に関する条例第4条ただし書の規定に基づき、127若しくは128又は135若しくは136の許可に係る占用料及び土石採取料の全部又は一部を返還すること。

139 海岸保全区域等における占用等に関する規則（昭和37年兵庫県規則第98号）第2条第2項の規定に基づき、占用の期間の更新を許可すること。

140 海岸保全区域等における占用等に関する規則第6条の規定に基づき、工事の着手又は完成の届出を受理すること。

141 海岸保全区域等における占用等に関する規則第7条の規定に基づき、海岸法第7条第1項若しくは第8条第1項又は第13条第1項の規定による許可又は承認を受けた者から当該許可又は承認に係る行為の廃止

届を受理すること。

- 142 海岸保全区域等における占用等に関する規則第8条第2項の規定に基づき、海岸法第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者の地位承継による届出を受理すること。
- 143 海岸保全区域等における占用等に関する規則第9条第1項の規定に基づき、海岸法第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可に係る権利の譲渡の許可をすること。
- 144 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、海岸法に関する手数料について、その全部又は一部を免除すること。
- 145 県営土地改良事業の施行に伴い、河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項、第20条、第23条から第26条まで、第27条第1項、第30条、第31条、第33条第3項（同法第55条第2項及び第57条第3項において準用する場合を含む。）、第46条第1項、第48条、第49条、第55条第1項、第57条第1項及び第88条の規定に基づき、河川管理者と協議し、承認若しくは許可（国土交通大臣の許可を要するものを除く。）を申請し、届書を提出し、必要な措置をとり、又は河川管理者に通報し、若しくは記録を提出すること。
- 146 県営土地改良事業の施行に伴い、道路法（昭和27年法律第180号）第24条、第30条、第32条第1項から第3項まで及び第5項、第40条第1項及び第2項、第46条第1項、第47条第2項及び第3項、第48条、第48条の5第2項並びに第58条第1項、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第8条から第10条まで、第12条、第12条の3及び第14条から第17条まで並びに道路占用規則（昭和37年兵庫県規則第95号）第3条第2項、第4条、第6条及び第9条第3項の規定に基づき、道路管理者と協議し、承認し、若しくは許可を申請し、届書を提出し、又は必要な措置をとること。
- 147 県営土地改良事業の施行に伴い、公有土地水面の使用及び産出物の採取に関する規則（昭和54年兵庫県規則第45号）第3条、第7条、第8条、第9条第2項、第11条、第13条第2項及び第17条の規定に基づき、許可を申請し、又は届出をすること。
- 148 土地改良法第114条及び土地改良登記令（昭和26年政令第146号）の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る登記を嘱託すること。
- 149 土地改良登記令第2条の規定に基づく代位登記のための必要な証明書を交付すること。
- 150 ため池の保全に関する条例（昭和26年兵庫県条例第19号）第5条の規定に基づき、ため池の管理者の届出を受理すること。
- 151 ため池の保全に関する条例第9条第1項の規定に基づき、ため池の管理について必要な報告を徴し、又はため池の工作物の位置構造等について検査させること。
- 152 ため池の保全に関する条例第10条の規定に基づき、ため池の管理者に対して必要な措置を命ずること。
- 153 ため池の保全に関する条例施行規則（昭和26年兵庫県規則第49号）第9条の規定に基づき、工事の着手又は竣工^{しゅん}の届出を受理すること。
- 154 ため池の保全に関する条例施行規則第10条第1項及び第2項の規定に基づき、改修等の届出を受理すること。
- 155 土地改良事業以外の事業に係る土地基盤整備事業（草地造成改良事業を除く。）の検査及び指導をすること。
- 156 市町等からの土地改良事業の受託契約を締結すること。
- 157 砂防指定地管理規則（昭和37年兵庫県規則第3号）第6条の規定に基づき、砂防指定地内における制限行為又は占用について協議すること。
- 158 県営土地改良事業の執行に伴う用地の取得及び用地等の補償を決定すること（1件の予定価格が1億円以上及び面積が2万平方メートル以上のものを除く。）。
- 159 県営土地改良事業の施行に伴い取得決定のあつた用地等について、買売契約を締結すること。
- 160 県営土地改良事業の施行に伴う用地の買収を証明すること。
- 161 農地法第71条の規定に基づき、売り渡した土地等の検査をすること。
- 162 農村振興基本計画作成の市町を選定すること。
- 別表第1 県民局地域振興部の部農林振興事務所の項県民局長専決事項の欄に次のように加える。
- 106 土地改良法第7条第5項及び第6項（同法第47条（同法第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）、第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第52条第9項（同法第53条の4第2項、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地改良区等に対して、職員の援助の請求を承諾し、又は拒否すること。

- 107 土地改良法第8条第1項（同法第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地改良事業計画等の適否を決定し、及びその旨を申請人に通知すること。
- 108 土地改良法第9条第2項（同法第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、異議の申出を決定すること。
- 109 土地改良法第10条第1項（同法第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地改良区の設立等について認可し、又は同意すること。
- 110 土地改良法第18条第16項（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地改良区の役員の就任又は退任等の届出を受理すること。
- 111 土地改良法第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款変更を認可すること。
- 112 土地改良法第52条の2第1項（同法第53条の4第2項及び第96条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づき、換地計画又は換地計画の変更の適否を決定し、及びその旨を申請をした土地改良区等に通知すること。
- 113 土地改良法第52条の3第2項（同法第53条の4第2項及び第96条の4において準用する場合を含む。）において準用する同法第9条第2項の規定に基づき、異議の申出を決定すること。
- 114 土地改良法第52条の4第1項（同法第53条の4第2項及び第96条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づき、換地計画又は換地計画の変更を認可すること。
- 115 土地改良法第67条第2項の規定に基づき、土地改良区の解散を認可すること。
- 116 土地改良法第72条第2項の規定に基づき、土地改良区の合併を認可すること。
- 117 土地改良法第89条の2第2項において準用する同法第52条第6項の規定に基づき、会議を招集すること。
- 118 土地改良法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項及び第53条の2の3第1項の規定に基づき、非農用地区域内に換地する土地、地積を特に減じて換地する土地及び換地を定めぬ土地を指定すること。
- 119 土地改良法第89条の2第3項において準用する同法第53条の3第2項及び第53条の3の2第2項の規定に基づき、非農用地区域の土地取得予定者と協議し、同意を得て取得者を定めること。
- 120 土地改良法第89条の2第6項の規定に基づき、一時利用地を指定し、又は土地の全部若しくは一部の使用及び収益の停止をすること。
- 121 土地改良法第89条の2第9項の規定に基づき、同法第5条第7項に掲げる権利者に換地処分を通知をすること。
- 122 土地改良法第89条の2第11項の規定に基づき、仮清算金等を徴収し、又は支払うこと。
- 123 土地改良法第89条の2の規定に基づく県営換地事業に係る同法第114条並びに土地改良登記令第2条による代位登記を申請し、若しくは申請を取り下げ、又は原本還付を請求し若しくは受領に関する権限の委任に関すること。
- 124 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第51条の3の規定に基づき、国営換地事業につき、土地改良登記令第2条による代位登記を申請し、若しくは申請を取り下げ、又は原本還付を請求し、若しくは受領すること。
- 125 ため池の保全に関する条例第6条の規定に基づき、ため池の設置を許可すること。
- 126 ため池の保全に関する条例第7条の規定に基づき、同条例第6条の規定による許可を取り消し、又は工事の停止若しくは中止を命ずること。
- 127 ため池の保全に関する条例第12条第1項の規定に基づき、ため池の設置者又は管理者からの技術援助の請求を承諾し、又は拒否すること。
- 128 農林漁業金融公庫が行う農業基盤整備資金の貸付に必要な証明をすること。
- 129 農林漁業金融公庫貸付業務の委託に係る貸付対象事業の適否審査（利子軽減対象事業の選定を含む。）及び工事の竣工認定等を行うこと。
- 130 県営土地改良事業の施行に伴う国有地等に係る里道及び水路等の付替若しくは用途廃止又は払下等を申請すること。
- 131 県営土地改良事業について調査、測量又は監督をすること。
- 132 県営土地改良事業の施行に伴い、河川法第17条第1項、第20条、第23条から第26条まで、第27条第1項、第30条、第31条、第33条第3項（同法第55条第2項及び第57条第3項において準用する場合を含む。）、第

46条第1項、第48条、第49条、第55条第1項及び第88条の規定に基づき、河川管理者と協議し、承認し、若しくは許可（国土交通大臣及び地方整備局長の許可を要するものに限る。）を申請し、届書を提出し、必要な措置をとり、又は河川管理者に通報し、若しくは記録を提出すること。

133 災害その他の理由で緊急を要し、上司の指揮を受けるいとまのない場合における県営土地改良事業施設の応急措置をすること。

134 土地改良区の代表者の印鑑及び資格を証明すること。

135 自然公園法第13条第3項の規定に基づき、特別地域内における作業許可の申請をすること。

別表第1 県民局地域振興部の部宝塚農林振興事務所の項を削り、同部姫路農林水産振興事務所及び洲本農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄4を次のように改める。

4 削除

別表第1 県民局地域振興部の部姫路農林水産振興事務所及び洲本農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄に次のように加える。

24 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、次に掲げる手数料について、その全部又は一部を免除すること。

- (1) 漁港区域内工作物建設等許可申請手数料
- (2) 漁港区域内工作物建設等変更許可申請手数料

別表第1 県民局地域振興部の部上郡農林水産振興事務所の項中「上郡農林水産振興事務所」を「光都農林水産振興事務所」に改め、同項県民局長委任事項の欄2中「委任事項の欄4、5及び7から23まで」を「県民局長委任事項の欄5及び7から24まで」に改め、同欄に次のように加える。

3 県営林道の維持管理を行うこと。

4 林道事業の執行に伴う用地の取得（1件の予定価格が1億円以上のものを除く。）及び立木等の補償を決定すること。

5 林道事業の執行に伴う取得用地の登記を嘱託すること。

別表第1 県民局地域振興部の部但馬水産事務所の項中「但馬水産事務所」を「豊岡農林水産振興事務所」に改め、同項県民局長委任事項の欄1を削り、同欄2中「委任事項の欄」を「県民局長委任事項の欄」に改め、同欄2を同欄1とし、同欄3中「委任事項の欄2から23まで」を「県民局長委任事項の欄2から24まで」に改め、同欄3を同欄2とし、同項県民局長専決事項の欄1を削り、同欄2中「専決事項の欄」を「県民局長専決事項の欄」に改め、同欄2を同欄1とし、同欄3中「専決事項の欄」を「県民局長専決事項の欄」に改め、同欄中3を2とし、4から47までを3から46までとし、同部土地改良事務所の項を次のように改める。

朝来農林振興事務所	1 光都農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄3から5に掲げる事項	
-----------	-------------------------------------	--

別表第1 県民局県土整備部の部中「県民局県土整備部」を「土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所」に改め、同部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項から北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局及び但馬県民局のまちづくり担当参事、丹波県民局の森のまちづくり担当参事並びに淡路県民局のまちづくり担当参事の項までを削り、同部土木事務所の項県民局長委任事項の欄3中「又は調査基準価格」を削り、同欄8中「第25条第3項」を「第25条第2項」に改め、同欄51中「第48条の6」を「第48条の12」に改め、同欄52中「第48条の7第4項」を「第48条の13第4項」に改め、同欄53中「第48条の9第4項」を「第48条の15第4項」に改め、同欄54中「第48条の10」を「第48条の16」に改め、同欄146の次に次のように加える

146の2 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、河川法に関する手数料について、その全部又は一部を免除すること。

別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄181中「委任事項について」を削り、同欄204の次に次のように加える。

204の2 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、港湾法に関する手数料について、その全部又は一部を免除すること。

別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄225の次に次のように加える。

225の2 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、海岸法に関する手数料について、その全部又は一部を免除すること。

別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄237の次に次のように加える。

237の2 砂防指定地管理条例第10条の3の指定に基づき、次に掲げる手数料について、その全部又は一部を免除すること。

- (1) 砂防指定地内制限行為許可申請手数料
- (2) 砂防指定地内制限行為許可更新申請手数料
- (3) 砂防指定地内制限行為変更許可申請手数料

別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄251の次に次のように加える。

251の2 使用料及び手数料条例第3条の規定に基づき、次に掲げる手数料について、その全部又は一部を免除すること。

- (1) 地すべり防止区域内制限行為許可申請手数料
- (2) 地すべり防止区域内制限行為許可更新申請手数料
- (3) 地すべり防止区域内制限行為変更許可申請手数料

別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄265の次に次のように加える。

265の2 使用料及び手数料条例第3条の規定に基づき、次に掲げる手数料について、その全部又は一部を免除すること。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為許可申請手数料
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為許可更新申請手数料
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為変更許可申請手数料

別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄269の21の次に次のように加える。

269の21の2 使用料及び手数料条例第3条の規定に基づき、次に掲げる手数料について、その全部又は一部を免除すること。

- (1) 特定開発行為許可申請手数料
- (2) 特定開発行為変更許可申請手数料

別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄298の次に次のように加える。

298の2 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、次に掲げる手数料について、その全部又は一部を免除すること。

- (1) 風致地区内建築物等制限行為許可申請手数料
- (2) 風致地区内建築物等制限行為変更許可申請手数料
- (3) 風致地区内宅地等制限行為許可申請手数料
- (4) 風致地区内宅地等制限行為変更許可申請手数料

別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄331の次に次のように加える。

331の2 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、都市緑地法に関する手数料について、その全部又は一部を免除すること。

別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄に次のように加える。

343 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗（店舗面積が3,000平方メートルを超えるものを除く。344から347まで及び350から363までにおいて同じ。）の新設の届出を受理すること。

344 大店立地法第5条第3項（同法第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出を受理した旨を公告し、縦覧すること。

345 大店立地法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出を受理すること。

346 大店立地法第6条第5項及び第6項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出を受理し、その旨を公告すること。

347 大店立地法第8条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等に係る市町の意見を聴取すること。

348 大店立地法第8条第2項の規定に基づき、住民等の意見書を受理すること（店舗面積が3,000平方メートルを超えるものを除く。）。

349 大店立地法第8条第3項の規定に基づき、市町及び住民等の意見の概要を公告し、縦覧すること（店舗面積が3,000平方メートルを超えるものを除く。）。

350 大店立地法第8条第4項及び第6項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出をした者に対し意見を述べ、その概要を公告すること。

351 大店立地法第8条第7項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を受理すること。

- 352 大店立地法第9条第1項及び第3項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出を変更する旨の届出をした者に対し必要な措置をとるべきことを勧告し、その内容を公告すること。
- 353 大店立地法第9条第4項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出に係る勧告を踏まえた変更の届出を受理すること。
- 354 大店立地法第9条第7項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出に係る勧告に従わなかつた旨を公表すること。
- 355 大店立地法第11条第3項の規定に基づき、大規模小売店舗の承継の届出を受理すること。
- 356 大店立地法第14条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の設置者に対して報告を求めること。
- 357 大店立地法第14条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗において小売業を行う者の報告を徴すること。
- 358 大店立地法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出を受理すること。
- 359 大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「大店立地法施行規則」という。）第8条の規定に基づき、大規模小売店舗の変更を軽微な変更と認めること。
- 360 大店立地法施行規則第11条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出に係る説明会の開催回数を指定すること。
- 361 大店立地法施行規則第11条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出に係る説明会を開催する必要がないと認めること。
- 362 大店立地法施行規則第12条第1項第3号の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出に係る説明会の公告の方法を認めること。
- 363 大店立地法施行規則第13条第1項又は第2項第3号の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出に係る説明会を開催することが不可能である事由を認め、又は届出の内容を周知させるための方法を認めること。
- 364 大規模小売店舗立地審議会に諮問すること（店舗面積が3,000平方メートル以下の大規模小売店舗に係る事項に限る。）。
- 365 中心市街地活性化法第9条第11項の規定に基づき、市町に対し、基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすること。
- 366 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号。以下「大規模集客施設条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、大規模集客施設基本計画書を受理事業すること（床面積が3,000平方メートルを超えるものを除く。367から376までにおいて同じ。）。
- 367 大規模集客施設条例第4条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の所在する市町の長その他の関係行政機関及び関係公共施設の管理者の意見を聴くこと。
- 368 大規模集客施設条例第4条第2項の規定に基づき、知事意見書を作成し、これを事業者に送付し、又は意見を有しない旨を事業者に通知すること。
- 369 大規模集客施設条例第4条第3項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事意見書又は知事再意見書の作成等について大規模小売店舗等立地審議会の意見を聴くこと。
- 370 大規模集客施設条例第5条第1項の規定に基づき、対策書を受理事業すること。
- 371 大規模集客施設条例第6条第1項の規定に基づき、知事再意見書を作成し、これを事業者に送付し、又は意見を有しない旨を事業者に通知すること。
- 372 大規模集客施設条例第7条第1項の規定に基づき、再対策書を受理事業すること。
- 373 大規模集客施設条例第8条の規定に基づき、再対策書に係る対策に関する見解を事業者に通知すること。
- 374 大規模集客施設条例第10条第1項の規定に基づき、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 375 大規模集客施設条例第10条第2項の規定に基づき、勧告について大規模小売店舗等立地審議会の意見を聴くこと。
- 376 大規模集客施設条例第10条第3項の規定に基づき、勧告を受けた者の氏名等を公表すること。
- 377 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町計画の作成又は変更について市町に助言又は勧告をすること。
- 378 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づき、工事を許可すること。
- 379 宅地造成等規制法第11条（同法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国又は都道府県が行う工事について協議に応ずること。
- 380 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づき、工事の変更を許可すること。

- 381 宅地造成等規制法第12条第2項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。
- 382 宅地造成等規制法第13条第1項の規定に基づき、工事の完了検査をすること。
- 383 宅地造成等規制法第14条第1項の規定に基づき、工事の許可を取り消すこと。
- 384 宅地造成等規制法第14条第2項から第4項までの規定に基づき、工事の施行の停止を命じ、宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は宅地造成に伴う災害の防止のための必要な措置をとることを命ずること。
- 385 宅地造成等規制法第15条の規定に基づき、工事等の届出を受理すること。
- 386 宅地造成等規制法第16条第2項の規定に基づき、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。
- 387 宅地造成等規制法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、宅地造成に伴う災害の防止のための必要な措置をとることを命ずること。
- 388 宅地造成等規制法第18条第1項（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該宅地に立ち入り、工事の状況を検査させること。
- 389 宅地造成等規制法第19条（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、工事の状況についての報告を徴すること。
- 390 宅地造成等規制法第21条第2項の規定に基づき、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。
- 391 宅地造成等規制法第22条第1項及び第2項の規定に基づき、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずること。
- 392 宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定に基づき、宅地造成工事の許可に関する証明書を交付すること。
- 393 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、宅地造成工事許可申請手数料の全部又は一部を免除すること。
- 394 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則（昭和37年兵庫県規則第40号）第4条第2項第1号ただし書の規定に基づき、技術的基準の特例を認めること。
- 395 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則第7条の規定に基づき、工事の中止等の届出を受理すること。
- 396 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則第8条の規定に基づき、工事の一部について完了検査をすること。
- 397 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第49条第1項の規定に基づき、報告させ、又は実地検査をさせること。
- 398 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項に基づき、改良地区内における建築行為等の許可をすること。
- 399 住宅地区改良法第9条第2項に基づき、改良地区内における建築行為等の許可に当たり施行者から意見を聴取すること。
- 400 住宅地区改良法第9条第3項に基づき、改良地区内における建築行為等の許可に条件を付すこと。
- 401 住宅地区改良法第9条第4項に基づき、改良地区内における建築行為等の許可に違反した者等に原状回復等の措置を命ずること。
- 402 住宅地区改良法第27条第1項及び第2項の規定に基づく国の補助に係る現地調査をすること。
- 403 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第16条第1項の規定に基づき、受託した同法第13条第1項第5号及び第6号並びに第2項第1号に規定する貸付けに係る建築物等の工事の審査を行うこと。
- 404 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースに係るもの及び同法第34条第14号に規定するものうち知事が別に定めるものを除く。406から408まで、412、414及び415において同じ。）。
- 405 都市計画法第34条第13号の規定に基づき、既存の権利を有している者の届出を受理すること。
- 406 都市計画法第34条の2第1項の規定に基づき、国等が行う開発行為について協議に応ずること。
- 407 都市計画法第35条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更を許可すること。
- 408 都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更の届出を受理すること。
- 409 都市計画法第36条第1項の規定に基づき、開発行為に関する工事の完了の届出を受理すること。
- 410 都市計画法第36条第2項の規定に基づき、開発行為に関する工事の完了検査をすること。
- 411 都市計画法第37条第1号の規定に基づき、開発行為に関する工事の完了公告前の建築等を承認すること。

- 412 都市計画法第38条の規定に基づき、開発行為に関する工事の廃止の届出を受理すること。
- 413 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の制限が定められた土地の区域内における建築を許可し、又は当該建築について協議に応ずること。
- 414 都市計画法第42条第1項の規定に基づき、予定建築物等以外の建築物等の新築、新設、改築及び用途の変更を許可すること。
- 415 都市計画法第42条第2項の規定に基づき、国が行う行為について協議に応ずること。
- 416 都市計画法第43条第1項の規定に基づき、建築物等の新築、新設、改築及び用途の変更を許可すること（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホに規定するもののうち、知事が別に定めるものを除く。417において同じ。）。
- 417 都市計画法第43条第3項の規定に基づき、国等が行う建築物等の新築、新設、改築及び用途の変更について協議に応ずること。
- 418 都市計画法第45条の規定に基づき、開発許可に基づく地位の承継を承認すること。
- 419 都市計画法第46条の規定に基づき、開発登録簿を調製し、保管すること。
- 420 都市計画法第47条（同法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、開発登録簿に登録し、その写しを交付すること。
- 421 都市計画法第79条の規定に基づき、同法の規定による許可、認可又は承認に都市計画上必要な条件を付すこと。
- 422 都市計画法第80条第1項の規定に基づき、同法第3章第1節の規定に係る許可又は承認を受けた者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすること。
- 423 都市計画法第81条第1項の規定に基づき、許可、認可、承認若しくは確認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付すこと（ゴルフコースに係るもの並びに同法第34条第14号に規定するもの及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ハに規定するもののうち知事が別に定めるものを除く。）。
- 424 都市計画法第81条第1項の規定に基づき、工事その他の行為の停止を命じ、若しくは建築物その他の工作物若しくは物件の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するための必要な措置をとることを命ずること。
- 425 都市計画法第81条第3項の規定に基づき、標識を設置すること。
- 426 都市計画法第82条第1項の規定に基づき、当該土地に立ち入り、工事の状況を検査させること。
- 427 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律附則第6条第3項の規定に基づき、なお従前の例により行うこととされる違反を是正するための必要な措置をとることを命ずること。
- 428 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第37条の規定に基づき、開発登録簿を閉鎖すること。
- 429 都市計画法施行規則第60条の規定に基づき、開発行為又は建築に関する証明書等を交付すること。
- 430 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、次に掲げる手数料について、その全部又は一部を免除すること。
- (1) 開発行為許可申請手数料
 - (2) 開発行為変更許可申請手数料
 - (3) 完了公告前建築等承認申請手数料
 - (4) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料
 - (5) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料
 - (6) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料
 - (7) 建築許可等諸証明手数料
 - (8) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
 - (9) 開発登録簿の写しの交付手数料
 - (10) 開発許可等不要証明手数料
- 431 都市計画に関する手続等を定める規則（昭和45年兵庫県規則第42号）第9条の規定に基づき、開発許可又は建築許可に基づく地位の承継の届出を受理すること。
- 432 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第10項の規定に基づき、確認済証等を交付した旨の報告を受理すること。
- 433 建築基準法第6条の2第11項の規定に基づき、建築関係規定に適合しない旨の通知をすること。

- 434 建築基準法第7条の2第6項の規定に基づき、完了検査の結果の報告を受理すること。
- 435 建築基準法第7条の4第6項の規定に基づき、中間検査の結果の報告を受理すること。
- 436 建築基準法第7条の6第1項第1号の規定に基づき、建築物の仮使用を承認すること。
- 437 建築基準法第9条第1項の規定に基づき、違反建築物の是正措置を命ずること。
- 438 建築基準法第9条第7項の規定に基づき、仮に使用禁止又は使用制限を命ずること。
- 439 建築基準法第9条第10項の規定に基づき、工事の施工の停止を命ずること。
- 440 建築基準法第9条第13項の規定に基づき、標識を設置すること。
- 441 建築基準法第9条の3第1項の規定に基づき、違反建築物の設計者等を国土交通大臣又は関係都道府県知事に通知すること。
- 442 建築基準法第10条第1項の規定に基づき、保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがある建築物について必要な措置をとることを勧告すること。
- 443 建築基準法第10条第2項の規定に基づき、同条第1項の勧告に係る措置をとることを命ずること。
- 444 建築基準法第10条第3項の規定に基づき、保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物について必要な措置をとることを命ずること。
- 445 建築基準法第12条第7項の規定に基づき、建築基準法令の規定による処分に係る建築物の敷地等に関する台帳を整備すること。
- 446 建築基準法第18条第22項第1号の規定に基づき、建築物の仮使用を承認すること。
- 447 建築基準法第18条第23項の規定に基づき、違反建築物又は保安上危険な建築物等について必要な措置をとることを要請すること。
- 448 建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づき、事業計画のある道路の指定をすること。
- 449 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をすること。
- 450 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づき、建築物の敷地と道路の関係について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可すること（知事の定めるものに限る。）。
- 451 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づき、地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 452 建築基準法第55条第2項の規定に基づき、第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内の建築物について、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めること。
- 453 建築基準法第57条第1項の規定に基づき、高架の工作物内に設ける建築物について、周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 454 建築基準法第57条の2第3項の規定に基づき、特例容積率の限度を指定すること。
- 455 建築基準法第57条の3第2項の規定に基づき、特例容積率の限度の指定を取り消すこと。
- 456 建築基準法第68条第5項の規定に基づき、景観地区内の建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 457 建築基準法第68条の3第1項から第3項までの規定に基づき、再開発等促進区等内の建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 458 建築基準法第68条の3第7項の規定に基づき、開発整備促進区内の建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 459 建築基準法第68条の4の規定に基づき、建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内の建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 460 建築基準法第68条の5の2の規定に基づき、防災街区整備地区計画の区域内のうち、建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた容積率を超えるものとして定められている区域内の建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 461 建築基準法第68条の5の5第1項又は第2項の規定に基づき、区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 462 建築基準法第68条の5の6の規定に基づき、地区計画等の区域内の建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 463 建築基準法第73条第1項の規定に基づき、建築協定を認可すること。

- 464 建築基準法第74条第1項（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築協定の変更を認可すること。
- 465 建築基準法第74条の2第3項の規定に基づき、借地権が消滅した土地等を建築協定区域から除く旨の届出を受理すること。
- 466 建築基準法第76条第1項（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築協定の廃止を認可すること。
- 467 建築基準法第76条の3第2項の規定に基づき、建築協定を認可すること。
- 468 建築基準法第77条の31第2項の規定に基づき、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、検査させ、又は質問させること。
- 469 建築基準法第77条の32第1項の規定に基づき、指定確認検査機関からの照会に対して通知その他必要な措置を講ずること。
- 470 建築基準法第77条の32第2項の規定に基づき、指定確認検査機関に対して必要な措置を指示すること（知事の定めるものに限る。）。
- 471 建築基準法第85条第3項又は第5項の規定に基づき、仮設建築物の建築を許可すること。
- 472 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第7条の規定に基づき、建築基準法第85条第3項に基づく応急仮設住宅の存続の許可の期間を延長すること。
- 473 建築基準法第86条第1項又は第2項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 474 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をすること。
- 475 建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定を取り消すこと。
- 476 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が住居の環境の保護に支障がないと認めること。
- 477 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づき、2以上の工事の全体計画が基準に適合する旨の認定をすること。
- 478 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づき、全体計画の変更の認定をすること。
- 479 建築基準法第86条の8第4項の規定に基づき、全体計画に係る工事の状況について報告を求めること。
- 480 建築基準法第86条の8第5項の規定に基づき、全体計画に係る工事の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 481 建築基準法第86条の8第6項の規定に基づき、全体計画の認定又は変更の認定を取り消すこと。
- 482 建築基準法第90条の2第1項の規定に基づき、建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずること。
- 483 建築基準法第90条の3の規定に基づき、建築主から建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出を受理すること。
- 484 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の2第1項第4号ただし書の規定に基づき、建築物の外壁及び軒裏が周囲の状況により延焼防止上支障がないと認めること。
- 485 建築基準法施行令第131条の2第1項の規定に基づき、土地区画整理事業を施行した地区内等の街区でその街区に接する道路を前面道路とみなすものを指定すること。
- 486 建築基準法施行令第131条の2第2項の規定に基づき、建築物の敷地が計画道路若しくは予定道路に接し、又は当該敷地内に計画道路若しくは予定道路がある建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 487 建築基準法施行令第131条の2第3項の規定に基づき、前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退する壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 488 建築基準法の施行に係る建築物の諸証明をすること。
- 489 建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）第4条ただし書、第4条の2ただし書又は第19条ただし書の規定に基づき、建築物の敷地と道路との関係について避難上及び通行の安全上支障がないと認めること。
- 490 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、建築基準法に関する手数料について、その全部又は

- 一部を免除すること。
- 491 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第15条第1項の規定に基づき、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 492 バリアフリー法第15条第2項の規定に基づき、違反している事実を通知し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること。
- 493 バリアフリー法第15条第3項の規定に基づき、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすること。
- 494 バリアフリー法第16条第3項の規定に基づき、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすること。
- 495 バリアフリー法第17条第3項の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定をすること。
- 496 バリアフリー法第17条第5項の規定に基づき、同条第4項の申出に係る計画を建築主事に通知すること。
- 497 バリアフリー法第18条第2項において準用する同法第17条第3項の規定に基づき、計画の変更の認定をすること。
- 498 バリアフリー法第21条の規定に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 499 バリアフリー法第22条の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。
- 500 バリアフリー法第53条第3項の規定に基づき、建築物移動等円滑化基準への適合に関し報告させ、又は工事現場に立ち入り、検査させ、若しくは質問させること。
- 501 バリアフリー法第53条第4項の規定に基づき、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告させること。
- 502 浄化槽法第5条第1項の規定に基づき、浄化槽の設置又は変更の届出を受理すること（特定行政庁の権限に係るものに限る。504において同じ。）。)
- 503 浄化槽法第5条第3項の規定に基づき、浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずること。
- 504 浄化槽法第5条第4項ただし書の規定に基づき、届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。
- 505 災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）第7条ただし書の規定に基づき、建築物の建築を許可すること。
- 506 災害危険区域に関する条例第8条ただし書の規定に基づき、建築物の建築を承認すること。
- 507 災害危険区域に関する条例施行規則（昭和47年兵庫県規則第1号）第9条第1項又は第2項の規定に基づき、建築主等の住所氏名等の変更を受理すること。
- 508 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ及び第6号、第31条の2第2項第15号ハ及び第16号ニ、第62条の3第4項第15号ハ及び第16号ニ、第63条第3項第5号イ及び第6号並びに第68条の69第3項第5号イ及び第6号の規定に基づき、優良な宅地又は優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定を行うこと。
- 509 住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき、事業計画等の変更を認可すること。
- 510 住宅地造成事業に関する法律第11条第2項の規定に基づき、認可の承継の届出を受理すること。
- 511 住宅地造成事業に関する法律第12条第1項の規定に基づき、工事完了の届出を受理すること。
- 512 住宅地造成事業に関する法律第12条第2項の規定に基づき、工事完了の検査をすること。
- 513 住宅地造成事業に関する法律第13条第1号の規定に基づき、工事完了公告前の建築を承認すること。
- 514 住宅地造成事業に関する法律第16条の規定に基づき、住宅地造成事業の廃止の届出を受理すること。
- 515 住宅地造成事業に関する法律第17条第1項の規定に基づき、当該工事の停止を命じ、又は違反を是正するため必要な措置をとることを命ずること。
- 516 住宅地造成事業に関する法律第18条第1項の規定に基づき、当該土地に立ち入り、工事の状況を検査させること。
- 517 住宅地造成事業に関する法律第19条の規定に基づき、事業主等に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすること。
- 518 住宅地造成事業に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第28号）第8条第6号ただし書の規定に基づき、施行地区内の空地の面積の特例を認めること。
- 519 都市計画に関する手続等を定める規則（昭和45年兵庫県規則第42号）附則第3項及び第4項の規定に基づきなお従前の例により行うこととされる住宅地造成事業計画の軽微な変更の届出を受理すること。

- 520 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、住宅地造成事業計画等変更認可申請手数料の全部又は一部を免除すること。
- 521 建設業法(昭和24年法律第100号)第11条(同法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、変更等の届出を受理すること。
- 522 建設業法第12条(同法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- 523 建設業法第19条の5の規定に基づき、発注者が同法第19条の3又は第19条の4の規定に違反した場合に、発注者に対して必要な勧告をすること。
- 524 建設業法第24条の6第3項の規定に基づき、特定建設業者からの通報を受理すること。
- 525 建設業法第28条第1項、第2項又は第4項の規定に基づき、建設業者、同法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者及び同法第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない特定建設業者に対して必要な指示をすること。
- 526 建設業法第28条第3項又は第5項の規定に基づき、建設業者及び建設業を営む者に対してその営業の停止を命ずること。
- 527 建設業法第28条第7項の規定に基づき、建設工事の注文者に対して適当な措置をとることを勧告すること。
- 528 建設業法第29条の3第3項の規定に基づき、建設工事の施工の差止めを命ずること。
- 529 建設業法第29条の4第1項又は第2項の規定に基づき、建設業者等に対して営業の禁止を命ずること。
- 530 建設業法第30条第1項又は第2項の規定に基づき、利害関係人より建設業者等について不正な事実の申告を受理すること。
- 531 建設業法第31条第1項の規定に基づき、建設業を営む者に対して必要な報告を徴し、又は立入検査をさせること(立入検査に係る身分を示す証票を交付することを除く。)
- 532 建設業法第41条第1項の規定に基づき、建設業を営む者に対して必要な指導、助言及び勧告をすること。
- 533 建設業法第41条第2項又は第3項の規定に基づき、特定建設業者に対して適切な措置を講ずることを勧告すること。
- 534 建設業法の施行に係る諸証明をすること。
- 535 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人の変更の届出を受理すること。
- 536 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条の2の規定に基づき、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第8条第1項に規定する届出事項を受理すること。
- 537 建築士法第6条第2項の規定に基づき、2級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供すること。
- 538 建築士法第8条の2の規定に基づき、2級建築士又は木造建築士の死亡、後見開始等の届出を受理すること。
- 539 建築士法第10条第1項の規定に基づき、2級建築士又は木造建築士に対して戒告を与え、又は業務の停止を命ずること。
- 540 建築士法第10条第2項及び第3項の規定に基づき、処分しようとする2級建築士又は木造建築士について聴聞を行い、又は参考人の意見を聴くこと。
- 541 建築士法第10条第5項の規定に基づき、2級建築士又は木造建築士に対して戒告を与え、又は業務の停止を命じた旨の公告をすること。
- 542 建築士法第10条の3第1項の規定に基づき、1級建築士等の免許及び取消し等に関する書類を受理すること。
- 543 建築士法第10条の3第2項の規定に基づき、1級建築士等の免許証の交付等をする事。
- 544 建築士法第23条の5第1項の規定に基づき、建築士事務所の変更の届出を受理すること。
- 545 建築士法第23条の6の規定に基づき、建築士事務所の設計等の業務に関する報告書を受理すること。
- 546 建築士法第23条の7の規定に基づき、建築士事務所の廃業等の届出を受理すること。
- 547 建築士法第23条の9の規定に基づき、建築士事務所の登録簿等を一般の閲覧に供すること。
- 548 建築士法第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の開設者に対して戒告を与え、又は閉鎖を命ずること。
- 549 建築士法第26条第4項において準用する第10条第5項の規定に基づき、建築士事務所の開設者に対して戒告を与え、又は閉鎖を命じたことを公告すること。
- 550 建築士法第26条の2第1項の規定に基づき、建築士事務所の開設者又は管理建築士に対して必要な報告

- を求め、又は立入検査をさせること（立入検査に係る身分を示す証票を交付することを除く。）。
- 551 建築士法の施行に係る諸証明をすること。
- 552 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則（昭和39年兵庫県規則第69号）第5条の規定に基づき、同規則第4条第2号に掲げる事項の変更の届出を受理すること。
- 553 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則第9条の規定に基づき、2級建築士又は木造建築士の免許証を領置すること。
- 554 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第9条の規定に基づき、変更の届出を受理すること。
- 555 宅地建物取引業法第11条第1項の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- 556 宅地建物取引業法第21条の規定に基づき、死亡等の届出を受理すること。
- 557 宅地建物取引業法第25条第4項及び同法第26条第2項の規定に基づき、営業保証金の供託をした旨の届出を受理すること。
- 558 宅地建物取引業法第25条第6項の規定に基づき、宅地建物取引業者が営業保証金の供託をした旨の届出をしないときに、その届出をすべき旨の催告をすること。
- 559 宅地建物取引業法第28条第2項の規定に基づき、営業保証金の不足額を供託した旨の届出を受理すること。
- 560 宅地建物取引業法第50条第2項の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第19条第1項に規定する場所の届出を受理すること。
- 561 宅地建物取引業法第65条第1項の規定に基づき、免許に係る宅地建物取引業者に対して必要な指示をすること。
- 562 宅地建物取引業法第65条第2項の規定に基づき、免許に係る宅地建物取引業者に対してその業務の停止を命ずること。
- 563 宅地建物取引業法第65条第3項の規定に基づき、国土交通大臣又は他の都道府県知事の免許に係る宅地建物取引業者に対して必要な指示をすること。
- 564 宅地建物取引業法第65条第4項の規定に基づき、国土交通大臣又は他の都道府県知事の免許に係る宅地建物取引業者に対してその業務の停止を命ずること。
- 565 宅地建物取引業法第68条第1項又は第2項の規定に基づき、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止すること。
- 566 宅地建物取引業法第68条第3項の規定に基づき、他の都道府県知事の登録を受けている取引主任者に対して必要な指示をすること。
- 567 宅地建物取引業法第68条第4項の規定に基づき、他の都道府県知事の登録を受けている取引主任者に対して取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止すること。
- 568 宅地建物取引業法第69条第1項の規定に基づき、処分しようとする宅地建物取引業者（法人である場合にあっては、その役員）及び取引主任者又は取引主任資格者に対して聴聞を行うこと。
- 569 宅地建物取引業法第71条の規定に基づき、宅地建物取引業者に対して必要な指導、助言及び勧告をすること。
- 570 宅地建物取引業法第72条第1項の規定に基づき、宅地建物取引業を営む者に対して必要な報告を求め、又は立入検査をさせること（立入検査に係る身分を示す証票を交付することを除く。）。
- 571 宅地建物取引業法第72条第2項の規定に基づき、取引主任者に対して必要な報告を求めること。
- 572 宅地建物取引業法の施行に係る宅地建物取引業の諸証明をすること。
- 573 宅地建物取引業法施行規則第15条の4の規定に基づき、営業保証金の保管替え等の届出を受理すること。
- 574 宅地建物取引業に関する手続等を定める規則（昭和40年兵庫県規則第15号）第16条の規定に基づき、営業保証金供託差替届を受理すること。
- 575 建設リサイクル法第10条第1項又は第2項の規定に基づき、対象建設工事の届出又はその内容の変更の届出を受理すること。
- 576 建設リサイクル法第10条第3項の規定に基づき、対象建設工事等の届出をした者に対して、分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずること。
- 577 建設リサイクル法第11条の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体の行う対象建設工事の通知を受理すること。
- 578 建設リサイクル法第14条の規定に基づき、対象建設工事受注者又は自主施工者に対して分別解体等の実施に関し、必要な助言又は勧告をすること。
- 579 建設リサイクル法第15条の規定に基づき、対象建設工事の受注者又は自主施工者に対して分別解体等の

- 方法の変更その他必要な措置をとることを命ずること。
- 580 建設リサイクル法第27条の規定に基づき、解体工事業の廃業等の届出を受理すること。
- 581 建設リサイクル法第29条第2項の規定に基づき、解体工事の施工の差止めを命ずること。
- 582 建設リサイクル法第35条の規定に基づき、解体工事の事業の停止を命ずること。
- 583 建設リサイクル法第37条の規定に基づき、解体工事業を営む者に対して必要な報告をさせ、又は立入検査をさせること（立入検査に係る身分を示す証明書を交付することを除く。）。
- 584 建設リサイクル法第42条第1項の規定に基づき、対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対して分別解体等の実施の状況に関する報告を求めること。
- 585 建設リサイクル法第43条第1項の規定に基づき、対象建設工事の現場等への立入検査をさせること。
- 586 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「景観条例」という。）第10条各項の規定に基づき、建築物等の新築等の届出を受理すること。
- 587 景観条例第12条の規定に基づき、届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすること。
- 588 景観条例第12条の2第1項の規定に基づき、景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 589 景観条例第13条第1項の規定に基づき、建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な要請をすること。
- 590 景観条例第14条第1項（同条例第21条、第21条の8及び第27条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国等からの通知を受理すること。
- 591 景観条例第14条第2項（同条例第21条及び第27条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国等に対し、必要な要請をすること。
- 592 景観条例第17条又は第23条の規定に基づき、大規模建築物等の新築等の届出を受理すること。
- 593 景観条例第19条又は第25条の規定に基づき、届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすること。
- 594 景観条例第19条の2第1項の規定に基づき、風景形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 595 景観条例第20条第1項の規定に基づき、大規模建築物等の所有者等に対し、必要な要請をすること。
- 596 景観条例第21条の6第1項の規定に基づき、照明器具を設置し、又は使用している者に対し、当該照明器具の設置若しくは使用の方法についての改善を命じ、又は使用の停止を命ずること。
- 597 景観条例第21条の7の規定に基づき、特定施設の新設等の届出を受理すること。
- 598 景観条例第21条の9第1項の規定に基づき、照明器具を設置し、若しくは使用している者に対して報告を求め、又は照明器具が設置され、若しくは使用されている場所等への立入検査をさせること。
- 599 景観条例第21条の12の規定に基づき、景観形成重要建造物等に係る行為の届出を受理すること。
- 600 景観条例第21条の13の規定に基づき、景観形成重要建造物等の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすること。
- 601 景観条例第25条の2第1項の規定に基づき、大規模建築物等景観基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 602 景観条例第26条第1項の規定に基づき、大規模建築物等の所有者等に対し、必要な要請をすること。
- 603 景観条例第27条の15第2項の規定に基づき、空地の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすること。
- 604 景観条例第27条の15第3項の規定に基づき、空地利用等景観基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 605 景観条例第29条の3第1項の規定に基づき、景観形成等推進員の登録をすること。
- 606 景観条例第29条の4第1項の規定に基づき、事業者との協定を締結すること。
- 607 景観条例第29条の6第3項の規定に基づき、国等が設置し、又は管理する公共施設について要請すること。
- 608 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）第4条第1項の規定に基づき、住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結状況の届出を受理すること。
- 609 住宅瑕疵担保履行法第5条ただし書の規定に基づき、住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託を確認すること。
- 610 住宅瑕疵担保履行法第7条第2項の規定に基づき、還付等の理由による住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出を受理すること。
- 611 住宅瑕疵担保履行法第9条第2項の規定に基づき、住宅建設瑕疵担保保証金の超過額の取戻しを承認す

- ること。
- 612 住宅瑕疵担保履行法第12条第1項の規定に基づき、各基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保保険契約の締結の状況の届出を受理すること。
- 613 住宅瑕疵担保履行法第13条ただし書の規定に基づき、基準日後に当該基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託をしたことの確認をすること。
- 614 住宅瑕疵担保履行法第16条において準用する同法第7条第2項の規定に基づき、還付により住宅販売瑕疵担保保証金が基準額に不足することとなった場合に不足額を供託したことの届出を受理すること。
- 615 住宅瑕疵担保履行法第16条において準用する同法第9条第2項の規定に基づき、各基準日において、住宅販売瑕疵担保保証金の超過額の取戻しに関する承認をすること。
- 616 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第10号）第11条の規定に基づき、住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え等の届出を受理すること。
- 617 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第22条において準用する同令第11条の規定に基づき、住宅販売瑕疵担保保証金保管替え等の届出を受理すること。
- 別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長専決事項の欄に次のように加える。
- 18 宅地造成等規制法第14条第5項後段（同法第17条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとるべき旨等を公告すること。
- 19 都市計画法第36条第3項の規定に基づき、開発行為に関する工事が完了した旨を公告すること。
- 20 都市計画法第81条第2項後段の規定に基づき、当該措置を行うべき旨等を公告すること。
- 21 建築基準法第9条第13項の規定に基づき、同条第1項又は第10項の規定による命令をした旨を公示すること。
- 22 建築基準法第57条の2第4項の規定に基づき、特例容積率の限度、特例敷地の位置等を公告すること。
- 23 建築基準法第57条の3第3項の規定に基づき、特例容積率の限度の指定の取消しをした旨を公告すること。
- 24 建築基準法第73条第2項（同法第74条第2項（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）、第75条の2第4項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築協定に関する認可をした旨等を公告すること。
- 25 建築基準法第74条の2第4項の規定に基づき、建築協定区域内の土地が当該建築協定区域から除かれた旨を公告すること。
- 26 建築基準法第76条第2項（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築協定の廃止の認可をした旨を公告すること。
- 27 建築基準法第86条第8項の規定に基づき、同条第1項又は第2項の規定による建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定を公告すること。
- 28 建築基準法第86条の2第6項の規定に基づき、同条第1項の規定による公告対象区域内の一敷地内建築物の位置及び構造が安全上、防災上及び衛生上支障がない旨の認定をした旨を公告すること。
- 29 建築基準法第86条の5第4項の規定に基づき、同条第2項の規定による公告対象区域内の一敷地内建築物の位置及び構造が安全上、防災上及び衛生上支障がない旨の認定の取消しをした旨を公告すること。
- 30 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、道路の位置の指定を公告すること。
- 31 住宅地造成事業に関する法律第12条第3項の規定に基づき、住宅地造成事業に関する工事が完了した旨を公告すること。
- 32 建設業法第3条第1項の規定に基づき、建設業の許可をすること。
- 33 建設業法第3条の2第1項の規定に基づき、建設業の許可に条件を付すこと。
- 34 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、建設業者の経営に関する客観的事項の審査をすること。
- 35 建設業法第27条の26第4項の規定に基づき、建設業者に報告又は資料の提出を求めること。
- 36 建設業法第27条の27の規定に基づき、経営規模等評価の結果を建設業者に対して通知すること。
- 37 建設業法第27条の28の規定に基づき、経営事項の再審査の申立てを受理すること。
- 38 建設業法第27条の29第1項及び第3項の規定に基づき、総合評定値を建設業者及び発注者に対して通知すること。
- 39 建設業法第29条及び第29条の2の規定に基づき、建設業の許可を取り消すこと。
- 40 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の規定に基づき、経営事項の再審査の結果を通知すること。

- 41 建築士法第4条第2項の規定に基づき、2級建築士又は木造建築士の免許を与えること。
 - 42 建築士法第9条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、2級建築士又は木造建築士の免許を取り消すこと。
 - 43 建築士法第9条第2項及び第10条第5項の規定に基づき、2級建築士又は木造建築士の免許を取り消した旨の公告をすること。
 - 44 建築士法第23条第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録をすること。
 - 45 建築士法第23条の8第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録を抹消すること。
 - 46 建築士法第26条第1項及び第2項の規定に基づき、建築士事務所の登録を取り消すこと。
 - 47 建築士法第26条第4項において準用する第10条第5項の規定に基づき、建築士事務所の登録を取り消した旨の公告をすること。
 - 48 宅地建物取引業法第3条の規定に基づき、宅地建物取引業の免許をすること。
 - 49 宅地建物取引業法第18条第1項の規定に基づき、取引主任者資格者の登録をすること。
 - 50 宅地建物取引業法第19条の2の規定に基づき、取引主任者資格者の登録を移転すること。
 - 51 宅地建物取引業法第20条の規定に基づき、取引主任者資格者の登録を変更すること。
 - 52 宅地建物取引業法第25条第7項、第66条及び第67条の規定に基づき、宅地建物取引業者の免許を取り消すこと。
 - 53 宅地建物取引業法第68条の2第1項又は第2項の規定に基づき、取引主任者又は取引主任者資格者の登録を消除すること。
 - 54 建設リサイクル法第23条第1項に基づき、解体工事業者の登録をすること。
 - 55 建設リサイクル法第24条第1項に基づき、解体工事業者の登録を拒否すること。
 - 56 建設リサイクル法第25条第2項の規定に基づき、解体工事業者の変更の登録をすること。
 - 57 建設リサイクル法第28条に基づき、解体工事業者の登録を抹消すること。
 - 58 建設リサイクル法第35条第1項の規定に基づき、解体工事業者の登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。
 - 59 大店立地法第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗（店舗面積が3,000平方メートルを超えるものに限る。60から63までにおいて同じ。）の新設の届出を受理すること。
 - 60 大店立地法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出を受理すること。
 - 61 大店立地法第6条第5項及び第6項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出を受理し、その旨を公告すること。
 - 62 大店立地法第11条第3項の規定に基づき、大規模小売店舗の承継の届出を受理すること。
 - 63 大店立地法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出を受理すること。
 - 64 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例第3条第1項の規定に基づき、大規模集客施設基本計画書を受理事ること（床面積が3,000平方メートルを超えるものに限る。65及び66において同じ。）。
 - 65 大規模集客施設条例第5条第1項の規定に基づき、対策書を受理事ること。
 - 66 大規模集客施設条例第7条第1項の規定に基づき、再対策書を受理事ること。
- 別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項の次に次のように加える。

神戸土木事務所、西宮土木事務所及び宝塚土木事務所	1 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第32条の規定に基づき、造成宅地等に関する権利の処分を承認すること。	
--------------------------	---	--

別表第1 県民局県土整備部の部西宮土木事務所、加古川土木事務所、社土木事務所及び姫路土木事務所の項中「社土木事務所」を「加東土木事務所」に改め、同項の次に次のように加える。

宝塚土木事務所、加古川土	1 環境条例第118条の2第2項又は第3項の規定に基づき、建築物及びその敷地の緑化に関する計画の届出を受理すること。	
--------------	--	--

<p>木事務所、 加東土木 事務所、 姫路土木 事務所及 び光都土 木事務所</p>	<p>2 環境条例第118条の2第6項の規定に基づき、市街化区域内の建築物の所有者又は管理者に対し、当該建築物及びその敷地の緑化に関して必要な指導又は助言をすること。</p> <p>3 環境条例第118条の3の規定に基づき、建築物及びその敷地の緑化に関する計画の通知を受理すること。</p> <p>4 環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）第42条の2第7項の規定に基づき、建築物緑化計画完了届を受理すること。</p>	
<p>加古川土 木事務所、 尼崎港管 理事務所 及び姫路 港管理事 務所</p>	<p>1 港則法第5条第5項の規定に基づき、係留施設を船舶の係留の用に供する旨を港長へ届け出ること。</p>	

別表第1 県民局県土整備部の部加古川土木事務所、上郡土木事務所、豊岡土木事務所、新温泉土木事務所及び洲本土木事務所の項中「上郡土木事務所」を「光都土木事務所」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>加東土木 事務所、 姫路土木 事務所、 光都土木 事務所、 豊岡土木 事務所、 丹波土木 事務所及 び洲本土 木事務所</p>	<p>1 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑豊かな地域環境形成条例」という。）第14条において準用する同条例第10条の規定に基づき、環境形成区域の変更の案を作成すること。</p> <p>2 緑豊かな地域環境形成条例第14条において準用する同条例第11条の規定に基づき、公聴会を開催すること。</p> <p>3 緑豊かな地域環境形成条例第14条において準用する同条例第12条第1項の規定に基づき、環境形成区域の変更の案を公告し、縦覧すること。</p> <p>4 緑豊かな地域環境形成条例第15条第3項において準用する同条例第12条第1項の規定に基づき、地域環境形成基準の変更の案を公告し、縦覧すること。</p> <p>5 緑豊かな地域環境形成条例第16条の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースに係るものを除く。6から17まで、21、22及び27において同じ）。</p> <p>6 緑豊かな地域環境形成条例第19条の規定に基づき、開発行為に関する工事の完了の届出を受理すること。</p> <p>7 緑豊かな地域環境形成条例第20条の規定</p>	
--	--	--

- に基づき、開発行為の廃止の届出を受理すること。
- 8 緑豊かな地域環境形成条例第21条第2項の規定に基づき、開発許可に基づく地位の承継を承認すること。
- 9 緑豊かな地域環境形成条例第22条の規定に基づき、開発行為の内容の変更を許可すること。
- 10 緑豊かな地域環境形成条例第23条第1項の規定に基づき、開発行為の通知を受理すること。
- 11 緑豊かな地域環境形成条例第23条第2項の規定に基づき、開発行為の通知をした国等の機関に対し、必要な要請をすること。
- 12 緑豊かな地域環境形成条例第24条第1項の規定に基づき、開発行為の内容について協議すること。
- 13 緑豊かな地域環境形成条例第24条第2項の規定に基づき、開発行為の内容について要請すること。
- 14 緑豊かな地域環境形成条例第25条第1項の規定に基づき、環境形成協定を締結すること。
- 15 緑豊かな地域環境形成条例第27条（同条例第29条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、開発行為の届出を受理すること。
- 16 緑豊かな地域環境形成条例第28条（同条例第29条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指導又は助言を行うこと。
- 17 緑豊かな地域環境形成条例第30条第1項において準用する同条例第23条第1項（同条例第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、開発行為の通知を受理すること。
- 18 緑豊かな地域環境形成条例第32条第1項又は第33条第1項の規定に基づき、整備計画を認定し、又は認定計画の変更を認定すること。
- 19 緑豊かな地域環境形成条例第32条第2項又は第33条第2項において準用する同条例第12条第1項の規定に基づき、整備計画案又は認定計画の変更案を公告し、縦覧すること。
- 20 緑豊かな地域環境形成条例第37条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、開発行為等の通知を受理すること。

	<p>21 緑豊かな地域環境形成条例第43条第1項の規定に基づき、土地等の買取りの希望の申出を受理すること。</p> <p>22 緑豊かな地域環境形成条例第43条第2項の規定に基づき、土地等の買取りの協議を行う旨を通知すること。</p> <p>23 緑豊かな地域環境形成条例第44条第1項の規定に基づき、開発許可を取り消し、又は開発行為の中止等の措置を命ずること。</p> <p>24 緑豊かな地域環境形成条例第44条第2項の規定に基づき、開発行為の中止等を勧告すること。</p> <p>25 緑豊かな地域環境形成条例第44条第3項の規定に基づき、必要な措置を命ずべき者を確知できないときに当該措置を自ら行い、その旨を公告すること。</p> <p>26 緑豊かな地域環境形成条例第46条第1項の規定に基づき、立入検査をすること（立入検査に係る身分を示す証票を交付することを除く。）。</p> <p>27 豊かな地域環境の形成に関する条例施行規則（平成6年兵庫県規則第12号）第12条の規定に基づき、開発許可に基づく地位の承継の届出を受理すること。</p>
--	---

別表第1 県民局県土整備部の部尼崎港管理事務所の項県民局長委任事項の欄1中「225」を「225の2」に改め、同項県民局長専決事項の欄2及び同部姫路港管理事務所の項県民局長専決事項の欄2中「上郡土木事務所」を「光都土木事務所」に改め、同表県民局県土整備部の部姫路港湾管理事務所の項県民局長委任事項の欄中2を削る。

別表第2 県立生活科学総合センター所長の項を削り、同表県立健康環境科学研究センター所長の項中「県立健康環境科学研究センター所長」を「県立健康生活科学研究所長」に改め、同項委任事項の欄に次のように加える。

- 4 兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第48号）第4条の規定に基づき、利用を許可すること。
- 5 兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、使用料の全部又は一部を免除すること。
- 6 兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、利用の許可を取り消すこと。
- 7 兵庫県立生活科学センター管理規則第5条の規定に基づき、入館を拒否し、又は退館を命ずること。
- 8 兵庫県立生活科学センター管理規則第9条第1項の規定に基づき、特別の設備、装飾等をすることを承認すること。
- 9 兵庫県立生活科学センター管理規則第10条第1項の規定に基づき、利用の内容の変更を承認すること。

別表第2 県立健康環境科学研究センター所長の項専決事項の欄2中「研究成果」を「研究、試験及び調査の成果」に改め、同欄に次のように加える。

- 5 消費生活条例第17条第1項又は第2項の規定に基づき、消費者苦情を解決するために必要なあつせんその他の措置をとり、又は事業者等に対し、必要な資料の提出を指示し、若しくは要請すること。

別表第2 児童相談所長の項委任事項の欄8中「里親」を「小規模住宅型児童養育事業を行う者、里親（同法第27条第1項第3号の規定により委託を受けた里親に限る。）」に改め、同表動物愛護センター所長の項委任事項の欄1中「県民局県民生活部及び但馬長寿の郷の部宝塚健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所及び柏原健康福祉事務所の項」を「健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部豊岡健康福祉事務所の項」に改め、同表

六甲治山事務所長の項及び但馬高原林道建設事務所長の項を削り、同表県立淡路景観園芸学校長の項委任事項の欄1を削り、同欄2中「第5条第2項」を「第5条」に改め、「入学及び」を削り、同欄2を同欄1とし、同欄3中「、入学料、入学考査料」を削り、同欄中3を2とし、2の次に次のように加える。

3 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第16号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例附則第2項の規定による改正前の兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例（5において「改正前の条例」という。）第8条の規定に基づき、授業料の全部又は一部を免除すること。

別表第2県立淡路景観園芸学校長の項委任事項の欄4中「授業料、入学料、入学考査料及び研修料」を「研修料及び公開講座受講料」に改め、同欄5中「兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例」を「改正前の条例」に改め、同欄6を次のように改める。

6 兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定に基づき、景観園芸専門研修及び景観園芸特別研修の内容、定員等を定めること。

別表第2県立淡路景観園芸学校長の項委任事項の欄7中「兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則」を「兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則の一部を改正する規則（平成21年兵庫県規則第38号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による改正前の兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則」に改める。

第4条 地方機関処務規程の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄34中「第75条」を「第75条第1項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同欄34の次に次のように加える。

34の2 介護保険法第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業の廃止又は休止の届出を受理すること。

34の3 介護保険法第75条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者等に対し、連絡調整又は助言その他の援助をすること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄35中「当該事業所」を「当該事業所等」に改め、同欄41の次に次のように加える。

41の2 介護保険法第78条の6第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者について、市町に対し、連絡調整又は広域的な見地からの助言その他の援助をすること。

41の3 介護保険法第78条の11の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定等について、市町長からの届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄42中「第82条」を「第82条第1項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同欄42の次に次のように加える。

42の2 介護保険法第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業の廃止又は休止の届出を受理すること。

42の3 介護保険法第82条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者等に対し、連絡調整又は助言その他の援助をすること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄43中「当該事業所」を「当該事業所等」に改め、同欄47の次に次のように加える。

47の2 介護保険法第89条の2第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者等に対し、連絡調整又は助言その他の援助をすること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄48中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設等」に改め、同欄49中「厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は基準を遵守すべきこと」を「基準を遵守すべきこと等」に改め、同欄51の次に次のように加える。

51の2 介護保険法第99条の2第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者等に対し、連絡調整又は助言その他の援助をすること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄55中「厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は基準を遵守すべきこと」を「基準を遵守すべきこと等」に改め、同欄59の次に次のように加える。

59の2 介護保険法第111条の2第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者等に対し、連絡調整又は助言その他の援助をすること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄66中「第115条の5」を「第115条の5第1項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同欄66の次に次のように加える。

66の2 介護保険法第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業の廃止又は休止の届出を受理すること。

66の3 介護保険法第115条の6第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者等に対し、連絡調整又は助言その他の援助をすること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄67中「第115条の6第1項」を「第115条の7第1項」に、「当該事業所」を「当該事業所等」に改め、同欄68中「第115条の7第1項」を「第115条の8第1項」に改め、同欄69中「第115条の7第2項」を「第115条の8第2項」に改め、同欄70中「第115条の7第3項」を「第115条の8第3項」に改め、同欄71中「第115条の8第1項」を「第115条の9第1項」に改め、同欄71の次に次のように加える。

71の2 介護保険法第115条の16第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者について、市町相互間の連絡調整又は当該事業に対する広域的な見地からの助言その他の援助をすること。

71の3 介護保険法第115条の20の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等について、市町長からの届出を受理すること。

71の4 介護保険法第115条の26第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者について、市町相互間の連絡調整又は当該事業に対する広域的な見地からの助言その他の援助をすること。

71の5 介護保険法第115条の32第2項第1号の規定に基づき、介護サービス事業者からの業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること。

71の6 介護保険法第115条の32第3項の規定に基づき、介護サービス事業者からの業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出を受理すること。

71の7 介護保険法第115条の32第4項の規定に基づき、介護サービス事業者からの業務管理体制の整備に係る届出の区分の変更に関する届出を受理すること。

71の8 介護保険法第115条の33第1項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、帳簿書類等を検査させること。

71の9 介護保険法第115条の34第1項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

71の10 介護保険法第115条の34第2項の規定に基づき、介護サービス事業者が同条第1項の勧告に従わなかったことを公表すること。

71の11 介護保険法第115条の34第3項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

71の12 介護保険法第115条の35第4項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、報告を行い、報告内容を是正し、又は調査を受けることを命ずること。

71の13 介護保険法第115条の35第6項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び第3条の規定中地方機関処務規程

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター、ハーバーランド庁舎経営部及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄中280の2及び290の改正規定は同年6月1日から、同条の規定中地方機関処務規程別表第1 県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄に343から617までを加える改正規定（608から617までに係る部分に限る。）は同年10月1日から、第4条の規定は同年5月1日から施行する。



兵庫県訓令第6号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「に限る。）」の右に「、医監」を加え、同条第4号中「第13号」を「第11号」に改め、同条第7号中「及び部長（神戸生活創造センター所長及び但馬長寿の郷長を含む。以下同じ。）」を「、室長及び県民局に置く事務所の長（以下「事務所長」という。）」に改め、同条第8号から第10号までを次のように改める。

- (8) 但馬文教府、文化会館、生活科学センター、新温泉健康福祉事務所、但馬水産事務所、普及指導センター、土地改良事務所又は六甲治山事務所（以下「但馬文教府等」という。）の長 所属の県民室長又は事務所長
- (9) 但馬文教府等の職員 所属の但馬文教府等の長
- (10) 県民局の職員のうち、前3号に該当しないもの 所属の県民局の室長又は事務所長

第2条中第11号から第13号までを削り、第14号を第11号とする。

(法制審議会規程の一部改正)

第2条 法制審議会規程（昭和38年兵庫県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康福祉部企画少子局総務課長」を「健康福祉部社会福祉局総務課長」に、「産業労働部産業政策局産業政策課長」を「産業労働部政策労働局総務課長」に、「健康福祉部企画少子局総務課企画調整係長」を「健康福祉部社会福祉局総務課企画調整係長」に、「産業労働部産業政策局産業政策課企画調整係長」を「産業労働部政策労働局総務課企画調整係長」に改める。

(労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第3条 労働委員会事務局処務規程（昭和38年兵庫県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

労働委員会事務局

第2条第1項第10号中「日々雇用職員」を「臨時若しくは非常勤の職員を採用し、及び退職させ、又は日々雇用職員」に改める。

(人事考査規程の一部改正)

第4条 人事考査規程（昭和38年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「健康福祉部企画少子局長、産業労働部産業政策局長」を「健康福祉部社会福祉局長、産業労働部政策労働局長」に改める。

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第5条 入札参加者審査会規程（昭和41年兵庫県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神戸県民局部会の項中「神戸県民局企画県民部」を「神戸県民局総務室」に、同表阪神南県民局部会の項中「阪神南県民局企画調整部」を「阪神南県民局総務室」に、同表阪神北県民局部会の項中「阪神北県民局企画調整部」を「阪神北県民局総務室」に、同表東播磨県民局部会の項中「東播磨県民局企画調整部」を「東播磨県民局総務室」に、同表北播磨県民局部会の項中「北播磨県民局企画調整部」を「北播磨県民局総務室」に、同表中播磨県民局部会の項中「中播磨県民局企画調整部」を「中播磨県民局総務室」に、同表西播磨県民局部会の項中「西播磨県民局企画調整部」を「西播磨県民局総務室」に、同表但馬県民局部会の項中「但馬県民局企画調整部」を「但馬県民局総務室」に、同表丹波県民局部会の項中「丹波県民局企

画調整部」を「丹波県民局総務室」に、同表淡路県民局部会の項中「淡路県民局企画調整部」を「淡路県民局総務室」に改める。

別表第2 神戸県民局部会の項から淡路県民局部会の項までを次のように改める。

神戸県民局部会	神戸県民局長	神戸県民局総務室長	神戸県民局総務室副室長 神戸県民局神戸農林水産振興事務所長 神戸県民局神戸土木事務所長 神戸県民局神戸土木事務所まちづくり参事
阪神南県民局部会	阪神南県民局長	阪神南県民局総務室長	阪神南県民局総務室副室長 阪神南県民局西宮土木所長 阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり参事
阪神北県民局部会	阪神北県民局長	阪神北県民局総務室長	阪神北県民局総務室副室長 阪神北県民局阪神農林振興事務所長 阪神北県民局宝塚土木事務所長 阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり参事
東播磨県民局部会	東播磨県民局長	東播磨県民局総務室長	東播磨県民局総務室副室長 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所長 東播磨県民局加古川土木事務所長 東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり参事
北播磨県民局部会	北播磨県民局長	北播磨県民局総務室長	北播磨県民局総務室副室長 北播磨県民局加東農林振興事務所長 北播磨県民局加東土木事務所長 北播磨県民局加東土木事務所まちづくり参事
中播磨県民局部会	中播磨県民局長	中播磨県民局総務室長	中播磨県民局総務室副室長 中播磨県民局姫路農林水産振興事務所長 中播磨県民局姫路土木事務所長 中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり参事
西播磨県民局部会	西播磨県民局長	西播磨県民局総務室長	西播磨県民局総務室副室長 西播磨県民局光都農林水産振興事務所長 西播磨県民局光都土木事務所長 西播磨県民局光都土木事務所まちづくり参事
但馬県民局部会	但馬県民局長	但馬県民局総務室長	但馬県民局総務室副室長 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所長 但馬県民局豊岡土木事務所長 但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり参事
丹波県民局部会	丹波県民局長	丹波県民局総務室長	丹波県民局総務室副室長 丹波県民局丹波農林振興事務所長 丹波県民局丹波土木事務所長 丹波県民局丹波土木事務所まちづくり参事
淡路県民局部会	淡路県民局長	淡路県民局総務室長	淡路県民局総務室副室長 淡路県民局洲本農林水産振興事務所長 淡路県民局洲本土木事務所長 淡路県民局洲本土木事務所まちづくり参事

別表第3 農林水産部会の款六甲治山分科会の項及び但馬高原林道建設分科会の項を削り、同表神戸県民局部会の款農林水産分科会の項及び土木分科会の項中「神戸県民局企画県民部」を「神戸県民局総務室」に改め、同表阪神南県民局部会の款農林水産分科会の項及び土木分科会の項中「阪神南県民局企画調整部」を「阪

神南県民局総務室」に改め、同表阪神北県民局部会の款農林水産分科会の項及び土木分科会の項中「阪神北県民局企画調整部」を「阪神北県民局総務室」に改め、同表東播磨県民局部会の款農林水産分科会の項及び土木分科会の項中「東播磨県民局企画調整部」を「東播磨県民局総務室」に改め、同表北播磨県民局部会の款農林水産分科会の項及び土木分科会の項中「北播磨県民局企画調整部」を「北播磨県民局総務室」に改め、同表中播磨県民局部会の款農林水産分科会の項及び土木分科会の項中「中播磨県民局企画調整部」を「中播磨県民局総務室」に改め、同表西播磨県民局部会の款農林水産分科会の項及び土木分科会の項中「西播磨県民局企画調整部」を「西播磨県民局総務室」に改め、同表但馬県民局部会の款農林水産分科会の項及び土木分科会の項中「但馬県民局企画調整部」を「但馬県民局総務室」に改め、同表丹波県民局部会の款農林水産分科会の項及び土木分科会の項中「丹波県民局企画調整部」を「丹波県民局総務室」に改め、同表淡路県民局部会の款農林水産分科会の項及び土木分科会の項中「淡路県民局企画調整部」を「淡路県民局総務室」に改め、同表但馬県民局部会の款和田山部会の項を削る。

(本庁文書管理規程の一部改正)

第6条 本庁文書管理規程(昭和43年兵庫県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「健康福祉部企画少子局総務課、産業労働部産業政策局産業政策課」を「健康福祉部社会福祉局総務課、産業労働部政策労働局総務課」に改める。

(公共用地補償審査会規程の一部改正)

第7条 公共用地補償審査会規程(昭和43年兵庫県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「県民局地域振興部長又は県民局県土整備部長」を「県民局農林振興事務所長、県民局農林水産振興事務所長又は県民局土木事務所長」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第8条、第12条関係)

部会	庶務担当事務所
神戸県民局農政環境部会	神戸農林水産振興事務所
阪神北県民局農政環境部会	阪神農林振興事務所
東播磨県民局農政環境部会	加古川農林水産振興事務所
北播磨県民局農政環境部会	加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所
中播磨県民局農政環境部会	姫路農林水産振興事務所
西播磨県民局農政環境部会	光都農林水産振興事務所
但馬県民局農政環境部会	豊岡農林水産振興事務所
丹波県民局農政環境部会	丹波農林振興事務所篠山土地改良事務所
淡路県民局農政環境部会	洲本農林水産振興事務所
神戸県民局県土整備部会	神戸土木事務所
阪神南県民局県土整備部会	西宮土木事務所
阪神北県民局県土整備部会	宝塚土木事務所
東播磨県民局県土整備部会	加古川土木事務所
北播磨県民局県土整備部会	加東土木事務所
中播磨県民局県土整備部会	姫路土木事務所
西播磨県民局県土整備部会	光都土木事務所
但馬県民局県土整備部会	豊岡土木事務所
丹波県民局県土整備部会	丹波土木事務所
淡路県民局県土整備部会	洲本土木事務所

(職員提案規程の一部改正)

第8条 職員提案規程(昭和49年兵庫県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項並びに第6条第1項及び第2項中「企画県民部企画財政局総務課長」を「企画県民部企画財政局新行政課室長」に改める。

第7条第4項中「企画県民部長」の右に「、企画県民部政策参事、企画県民部政策室長」を加え、「企画県民部企画財政局総務課長」を「企画県民部企画財政局新行政課室長」に改め、同条第6項中「企画県民部企画財政局総務課」を「企画県民部企画財政局新行政課」に改める。

第8条第1項、第10条及び第11条中「企画県民部企画財政局総務課長」を「企画県民部企画財政局新行政課室長」に改める。

(職員安全健康管理規程の一部改正)

第9条 職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号ア中「又はウ」を削り、同号イを削り、同号ウ中「(行政組織規則第78条に規定する事務所をいう。)」を削り、同号ウを同号イとする。

第34条第4項中「健康福祉部健康局疾病対策課長」を「健康福祉部健康局疾病対策室長」に改める。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第10条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中「企画県民部県民文化局消費生活室長」を削り、「企画県民部県民文化局男女青少年課長」を「企画県民部県民文化局青少年課長」に、「企画県民部県民文化局男女青少年課室長」

「企画県民部
企画県民部県民文化局交通安全室長 健康福祉部
を「企画県民部県民文化局青少年課室長」に、健康福祉部企画少子局健康福祉政策課長 を 健康福祉部
健康福祉部企画少子局少子対策課長 」 健康福祉部
健康福祉部

県民文化局交通安全室長
社会福祉局高齢社会課長
こども局少子対策課長 に改め、「健康福祉部健康局生活衛生課長」及び「健康福祉部社会福祉局高齢社
生活消費局消費生活課長
生活消費局生活衛生課長」

「産業労働部産業政策局産業政策課長 産業労働部政策労働局総務課長
会課長」を削り、 産業労働部産業政策局工業振興課長 を 産業労働部政策労働局しごと支援課長 に改
産業労働部しごと局しごと支援課長 産業労働部産業振興局経営商業課長
産業労働部産業振興局工業振興課長 」

め、同表生涯学習審議会の項中「企画県民部県民文化局消費生活室長」を削り、「企画県民部県民文化局男女青少年課長」を「企画県民部県民文化局青少年課長」に、「企画県民部県民文化局男女青少年課室長」

「健康福祉部
健康福祉部企画少子局健康福祉政策課長 健康福祉部
健康福祉部企画少子局少子対策課長 を 健康福祉部
健康福祉部企画少子局児童課長 健康福祉部
健康福祉部企画少子局人権推進課長 」 健康福祉部
健康福祉部

社会福祉局社会援護課長 「健康福祉部社会福祉局社会援護課長
社会福祉局高齢社会課長 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長 「産業労働部政策労働局しごと支
社会福祉局人権推進課長 に、 産業労働部産業政策局経営振興課長 を 産業労働部政策労働局労政福祉
こども局少子対策課長 産業労働部しごと局しごと支援課長 産業労働部政策労働局能力開発
こども局児童課長 産業労働部しごと局労政福祉課長 産業労働部産業振興局経営商業
生活消費局消費生活課長 産業労働部しごと局能力開発課長 」
援課長

課長
課長 に改め、「神戸県民局神戸生活創造センター所長」を削り、同表青少年愛護審議会の項中「企画県
課長 」

民部県民文化局男女青少年課長」を「企画県民部県民文化局青少年課長」に、「企画県民部県民文化局男

「健康福祉部企画少子局少子対策課長
健康福祉部企画少子局児童課長
健康福祉部企画少子局人権推進課長
健康福祉部健康局生活衛生課長」を

女青少年課室長」を「企画県民部県民文化局青少年課室長」に、

「健康福祉部社会福祉局人権推進課長
健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
健康福祉部こども局少子対策課長」に改め、「健康福祉部障害福祉局障害福祉課長」を削り、「産業労働部健康福祉部こども局児童課長
健康福祉部生活消費局生活衛生課長」

働部しごと局しごと支援課長」を「産業労働部政策労働局しごと支援課長」に、「産業労働部しごと局労政福祉課長」を「産業労働部政策労働局労政福祉課長」に、「産業労働部しごと局能力開発課長」を「産業労働部政策労働局能力開発課」に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中「企画県民部県民文化局消費生活室長」を削り、「企画県民部県民文化局男女青少年課長」を「企画県民部県民文化局青少年課長」に、「企画県民部県民文化局男女青少年課室長」を「企画県民部県民文化局青少年課室長」に、「健康福祉部企画少子局少子対策課長」を「健康福祉部社会福祉局高齢社会課長」に、「健康福祉部企画少子局児童課長」を「健康福祉部こども局少子対策課長」

健康福祉部こども局児童課長」に、「健康福祉部社会福祉局高齢社会課長」を「健康福祉部生活消費局消費生活課長」に、「産業労働部産業政策局工業振興課長」を「産業労働部産業振興局工業振興課長」に改め、同表交通安全対策会議の項中「企画県民部県民文化局男女青少年課長」を「企画県民部県民文化局青少年課長」に、「企画県民部災害対策局消防課長」

健康福祉部社会福祉局高齢社会課長」に改め、「健康福祉部社会福祉局健康福祉部障害福祉局障害福祉課長」

高齢社会課長」及び「健康福祉部障害福祉局障害福祉課長」を削り、同表防災会議の項中「健康福祉部企画少子局総務課長」を「健康福祉部社会福祉局総務課長」に、「産業労働部産業政策局産業政策課長」を「産業労働部政策労働局総務課長」に、「県土整備部県土企画局総務課長」を「県土整備部県土企画局技術企画課長」

に改め、同表石油コンビナート等防災本部の項中「企画県民部防災企画局産業保安課長」を削り、「健康福祉部健康局業務課長」を「健康福祉部健康局業務課長」に、「産業労働部産業振興局産業保安課長」

「神戸県民局企画県民部企画調整・連
阪神南県民局企画調整部防災担当参
東播磨県民局企画調整部企画調整・
中播磨県民局企画調整部防災担当参
西播磨県民局企画調整部防災・地域

携担当参事 「神戸県民局総務室副室長
事 阪神南県民局総務室副室長
防災担当参事 を 東播磨県民局総務室副室長 に改め、同表国民保護協議会の項中「健康福祉部企画少
事 中播磨県民局総務室副室長
づくり担当参事」 西播磨県民局総務室副室長」

子局総務課長」を「健康福祉部社会福祉局総務課長」「産業労働部政策労働局総務課長」に改め、同表障害者
「健康福祉部企画少子局総務
健康福祉部企画少子局健康
健康福祉部企画少子局児童
健康福祉部企画少子局人権
健康福祉部企画少子局医療

「健康福祉部社会福祉局総務課長
健康福祉部社会福祉局社会援護課長
健康福祉部社会福祉局高齢社会課長
健康福祉部社会福祉局人権推進課長」に、「健康福祉部健康局疾病対策課長」を「健
健康福祉部社会福祉局医療保険課長
健康福祉部社会福祉局障害者支援課長
健康福祉部こども局児童課長」

「健康福祉部社会福祉局社会援護課長
 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長
 健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
 健康福祉部障害福祉局障害者支援課長
 産業労働部産業政策局新産業立地課長
 産業労働部しごと局しごと支援課長
 産業労働部しごと局能力開発課長」

ごと支援課長

力開発課長 に改め、精神保健福祉審議会の項を削り、同表薬事審議会の項中「健康福祉部企画少子局総産業立地課長」

務課長」を「健康福祉部社会福祉局総務課長」に、「産業労働部産業政策局経営振興課長」を「産業労働部産業振興局経営商業課長」に改め、同表環境審議会の項中「健康福祉部健康局生活衛生課長」を「健康福祉部生活消費局生活衛生課長」に、「産業労働部産業政策局産業政策課長」を「産業労働部政策労働局総務課長」に、「産業労働部産業政策局経営振興課長」を「産業労働部産業振興局経営商業課長」に、「産業労働部産業政策局工業振興課長」を「産業労働部産業振興局工業振興課長」に、「産業労働部産業政策局新産業立地課長」

「県立健康環境科学研究センター安全科学部長
 を「産業労働部産業振興局新産業立地課長」に、 県立健康環境科学研究センター水環境部長 を「県立
 県立健康環境科学研究センター大気環境部長」

工業技術センター所長」に改め、同表産業廃棄物審議会の項を削り、同表自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の項中「産業労働部産業政策局工業振興課長」を「産業労働部産業振興局工業振興課長」に、「産業労働部産業政策局新産業立地課長」を「産業労働部産業振興局新産業立地課長」に改め、同表産業立地審議会の項中「産業労働部産業政策局産業政策課長」を「産業労働部政策労働局総務課長」に、

「産業労働部産業政策局新産業立地課長」を「産業労働部産業振興局新産業立地課長」に改め、同表職業能力開発審議会の項中「産業労働部産業政策局産業政策課長」を「産業労働部政策労働局総務課長」に、「産業労働部しごと局しごと支援課長」を「産業労働部政策労働局しごと支援課長」に、「産業労働部しごと局能力開発課長」を「産業労働部政策労働局能力開発課」に改め、同表都市計画審議会の項中「産業労働部産業政策局工業振興課長」を「産業労働部産業振興局工業振興課長」に、「産業労働部産業政策局新産業立地課長」を「産業労働部産業振興局新産業立地課長」に改め、同表景観形成審議会の項中「景観形成審議会」を「景

「企画県民部政策室ビジョン担当課長
 企画県民部政策室地域担当課長
 農政環境部農政企画局総合農政課
 農政環境部農林水産局農地整備課長
 農政環境部環境水産局林務課長
 農政環境部環境創造局自然環境課長
 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課室長
 県土整備部土木局道路保全課長
 県土整備部まちづくり局都市政策課長」

に、「県土整備部まちづくり局都市計画課長」を 「県土整備部まちづくり局都市計画課長 県土整備部まちづくり局都市計画課長室」 に改め、同表

広告物審議会及び宅地保全審議会の項を削り、同表開発審議会の項中「農政環境部農政企画局農業経営課室長」

「企画県民部防災企画局防災計画室長
 農政環境部農政企画局農業経営課室長
 を 農政環境部農林水産局林務課長 に改め、同表緑豊かな環境形成審議会の項を削り、同表住宅審
 農政環境部農林水産局治山課長
 県土整備部土木局砂防課長」

議会の項中「県土整備部住宅建築局公営住宅課室長」を「県土整備部住宅建築局住宅管理課長」に改める。

第11条 附属機関の幹事の指定に関する規程の一部を次のように改正する。

本則の表生涯学習審議会の項を削る。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、同年6月4日から、第10条中附属

機関の幹事の指定に関する規程本則の表広告物審議会の項を削る改正規定は、同年9月14日から施行する。

告 示

兵庫県告示第424号の35

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 昭和38年兵庫県告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）の一部を次のように改正する。

本則中「別表第1のとおり定め」の右に「、地方機関の事務のうち特定の事務を行う場合の内部組織の位置及び名称を別表第2のとおり定め」を加え、「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

地方機関の名称	内部組織	位置
中播磨県民局	中播磨健康福祉事務所 企画課	姫路市
	中播磨健康福祉事務所 監査指導課	
	中播磨健康福祉事務所 地域福祉課	
	中播磨健康福祉事務所 生活福祉課	
但馬県民局	豊岡土木事務所 まちづくり建築第2課	養父市
丹波県民局	丹波健康福祉事務所 検査室	篠山市

別表第2を次のとおり改める。

別表第2

区分	地方機関の名称	内部組織	位置	名称
保健支援センター	阪神北県民局	宝塚健康福祉事務所	三田市	三田保健支援センター
		伊丹健康福祉事務所	川西市	川西保健支援センター
	東播磨県民局	加古川健康福祉事務所	高砂市	高砂保健支援センター
	北播磨県民局	加東健康福祉事務所	西脇市	西脇保健支援センター
			三木市	三木保健支援センター
			加西市	加西保健支援センター
	西播磨県民局	龍野健康福祉事務所	佐用郡佐用町	佐用保健支援センター
			宍粟市	宍粟保健支援センター
	但馬県民局	豊岡健康福祉事務所	美方郡新温泉町	新温泉保健支援センター
丹波県民局	丹波健康福祉事務所	篠山市	篠山保健支援センター	

	淡路県民局	洲本健康福祉事務所	淡路市	北淡路保健支援センター
			南あわじ市	南淡路保健支援センター
地域普及所	阪神北県民局	阪神農林振興事務所阪神農業改良普及センター	宝塚市	宝塚地域普及所
	東播磨県民局	加古川農林水産振興事務所加古川農業改良普及センター	明石市	明石地域普及所
	北播磨県民局	加東農林振興事務所加西農業改良普及センター	西脇市	西脇地域普及所
			三木市	三木地域普及所
	中播磨県民局	姫路農林水産振興事務所姫路農業改良普及センター	神崎郡福崎町	福崎地域普及所
	西播磨県民局	光都農林水産振興事務所光都農業改良普及センター	佐用郡佐用町	佐用地域普及所
			宍粟市	宍粟地域普及所
	但馬県民局	朝来農林振興事務所朝来農業改良普及センター	養父市	養父地域普及所
丹波県民局	丹波農林振興事務所丹波農業改良普及センター	篠山市	篠山地域普及所	
業務所	阪神北県民局	宝塚土木事務所	伊丹市	伊丹業務所
			三田市	三田業務所
	東播磨県民局	加古川土木事務所	明石市	明石業務所
	北播磨県民局	加東土木事務所	加西市	加西業務所
			三木市	三木業務所
	西播磨県民局	光都土木事務所	佐用郡佐用町	佐用業務所
	但馬県民局	豊岡土木事務所	豊岡市	但東業務所
		新温泉土木事務所	美方郡香美町	香美業務所
		養父土木事務所	朝来市	朝来業務所
	丹波県民局	丹波土木事務所	篠山市	篠山業務所

別表第2の次に次のように加える。

別表第3

区分	地方機関の種別	名称	位置	所管区域
詰所	児童相談所	中央こども家庭センター 洲本分室	洲本市	洲本市 南あわじ市 淡路市
		川西こども家庭センター 丹波分室	丹波市	篠山市 丹波市

事業所	県民局	阪神北県民局 宝塚土木事務所 青野ダム管理所	三田市	
		北播磨県民局 加東土木事務所 多可事業所	多可郡多可町	
		中播磨県民局 姫路土木事務所 福崎事業所	神崎郡福崎町	
		中播磨県民局 姫路土木事務所 生野ダム管理所	朝来市	
		中播磨県民局 姫路土木事務所 菅生ダム管理所	姫路市	
		中播磨県民局 姫路土木事務所 安富ダム管理所	姫路市	
		西播磨県民局 龍野土木事務所 宍粟事業所	宍粟市	
		西播磨県民局 龍野土木事務所 引原ダム管理所	宍粟市	
		淡路県民局 洲本土木事務所 三原川水系ダム統合管理 所	南あわじ市	
		試験地	県立農林水産技 術総合センター	県立農林水産技術総合セ ンター農業技術センター 農産園芸部酒米試験地
県立農林水産技術総合セ ンター農業技術センター 農産園芸部薬草試験地	丹波市			
農場	県立農林水産技 術総合センター	県立農林水産技術総合セ ンター農業技術センター 農産園芸部原種農場	姫路市	

第2条 平成13年兵庫県告示第548号の3（県民局の部に置く参事等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

題名中「県民局の部」を「県民局」に改める。

本則の表を次のように改める。

神戸県民局県民室参事	県立健康生活科学研究所生活科学総合センター長、兵庫県教育委員会事務局義務教育課長
------------	--

神戸県民局神戸農林水産振興事務所参事	姫路家畜保健衛生所長
神戸県民局神戸土木事務所参事	東播磨利水事務所長
阪神南県民局県民室参事	県立健康生活科学研究所生活科学総合センター長、阪神教育事務所長
阪神南県民局芦屋健康福祉事務所参事	西宮こども家庭センター所長
阪神南県民局農林参事	姫路家畜保健衛生所長、神戸農林水産振興事務所六甲治山事務所長、阪神農林振興事務所長
阪神南県民局西宮土木事務所参事	阪神・淡路臨海建設事務所長
阪神北県民局県民室参事	県立健康生活科学研究所生活科学総合センター長、阪神教育事務所長
阪神北県民局宝塚健康福祉事務所参事	川西こども家庭センター所長
阪神北県民局伊丹健康福祉事務所参事	
阪神北県民局阪神農林振興事務所参事	姫路家畜保健衛生所長、神戸農林水産振興事務所六甲治山事務所長
阪神北県民局宝塚土木事務所参事	猪名川広域水道事務所長、北摂広域水道事務所長
東播磨県民局県民室参事	播磨東教育事務所長
東播磨県民局加古川健康福祉事務所参事	中央こども家庭センター所長
東播磨県民局明石健康福祉事務所参事	
東播磨県民局加古川農林水産振興事務所参事	姫路家畜保健衛生所長
東播磨県民局加古川農林水産振興事務所土地改良参事	加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所長
東播磨県民局加古川土木事務所参事	東播磨利水事務所長
北播磨県民局県民室参事	東播磨生活科学センター所長、播磨東教育事務所長
北播磨県民局加東健康福祉事務所参事	中央こども家庭センター所長
北播磨県民局加東農林振興事務所参事	姫路家畜保健衛生所長、光都農林水産振興事務所長、朝来農林振興事務所長
北播磨県民局加東土木事務所参事	情報公園都市建設事務所長

中播磨県民局県民室参事	西播磨文化会館長、播磨西教育事務所長
中播磨県民局中播磨健康福祉事務所参事	姫路こども家庭センター所長
中播磨県民局姫路農林水産振興事務所参事	姫路家畜保健衛生所長、光都農林水産振興事務所長、朝来農林振興事務所長
中播磨県民局姫路土木事務所参事	姫路利水事務所長
西播磨県民局県民室参事	姫路こども家庭センター所長、播磨西教育事務所長
西播磨県民局龍野健康福祉事務所参事	姫路こども家庭センター所長
西播磨県民局赤穂健康福祉事務所参事	
西播磨県民局光都農林水産振興事務所参事	姫路家畜保健衛生所長
西播磨県民局光都土木事務所参事	播磨科学公園都市まちづくり事務所長
但馬県民局県民室参事	但馬教育事務所長
但馬県民局豊岡健康福祉事務所参事	豊岡こども家庭センター所長
但馬県民局朝来健康福祉事務所参事	
但馬県民局豊岡農林水産振興事務所参事	和田山家畜保健衛生所長、朝来農林振興事務所長
丹波県民局県民室参事	丹波教育事務所長
丹波県民局丹波健康福祉事務所参事	川西こども家庭センター所長
丹波県民局丹波農林振興事務所参事	和田山家畜保健衛生所長
淡路県民局県民室参事	淡路教育事務所長
淡路県民局洲本健康福祉事務所参事	中央こども家庭センター所長
淡路県民局洲本農林水産振興事務所参事	洲本家畜保健衛生所長
神戸県民局県民室課長	兵庫県教育委員会事務局義務教育課管理係長
阪神南県民局県民室課長	阪神教育事務所教育振興課長
阪神北県民局県民室課長	
東播磨県民局県民室課長	播磨東教育事務所教育振興課長

北播磨県民局県民室課長	
中播磨県民局県民室課長	播磨西教育事務所教育振興課長
西播磨県民局県民室課長	
但馬県民局県民室課長	但馬教育事務所教育振興課長
丹波県民局県民室課長	丹波教育事務所教育振興課長
淡路県民局県民室課長	淡路教育事務所教育振興課長
中播磨県民局県民室青少年指導官	西播磨文化会館生活創造活動専門員、西播磨文化会館文化専門員

第3条 平成13年兵庫県告示第548号の4（保健所副所長等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

本則の表社保健所副所長の項中「社保健所副所長」を「加東保健所副所長」に、同項中「社健康福祉事務所副所長」を「加東健康福祉事務所副所長」に改め、同表福崎保健所副所長の項中「福崎健康福祉事務所副所長」を「中播磨健康福祉事務所副所長」に改め、同表和田山保健所副所長の項中「和田山保健所副所長」を「朝来保健所副所長」に、同項中「和田山健康福祉事務所副所長」を「朝来健康福祉事務所副所長」に改め、同表柏原保健所副所長の項中「柏原保健所副所長」を「丹波保健所副所長」に、「柏原健康福祉事務所副所長」を「丹波健康福祉事務所副所長」に改め、同表中芦屋保健所課長の項から洲本保健所課長の項までを次のように改める。

芦屋保健所課長	芦屋健康福祉事務所地域保健課長、食品薬務衛生課長
宝塚保健所課長	宝塚健康福祉事務所健康管理課長、地域保健課長、食品薬務衛生課長
伊丹保健所課長	伊丹健康福祉事務所健康管理課長、地域保健課長、食品薬務衛生課長
加古川保健所課長	加古川健康福祉事務所健康管理課長、地域保健課長、食品薬務衛生課長
明石保健所課長	明石健康福祉事務所健康管理課長、地域保健課長、食品薬務衛生課長
加東保健所課長	加東健康福祉事務所健康管理課長、地域保健課長、食品薬務衛生課長
福崎保健所課長	中播磨健康福祉事務所地域保健課長、食品薬務衛生課長
龍野保健所課長	龍野健康福祉事務所健康管理課長、地域保健課長、食品薬務衛生課長
赤穂保健所課長	赤穂健康福祉事務所地域保健課長、食品薬務衛生課長
豊岡保健所課長	豊岡健康福祉事務所健康管理課長、地域保健課長、食品薬務衛生課長
朝来保健所課長	朝来健康福祉事務所地域保健課長、食品薬務衛生課長
丹波保健所課長	丹波健康福祉事務所健康管理課長、地域保健課長、食品薬務衛生課長
洲本保健所課長	洲本健康福祉事務所健康管理課長、地域保健課長、食品薬務衛生課長

本則の表社保健所課長の項中「社保健所課長」を「加東保健所課長」に、「社健康福祉事務所検査室長」を「加東健康福祉事務所検査室長」に改め、同表柏原保健所課長の項中「柏原保健所課長」を「丹波保健所課長」に、「柏原健康福祉事務所検査室長」を「丹波健康福祉事務所検査室長」に改める。

第4条 平成16年兵庫県告示第476号の5（政策室に置く課長及び室長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の部に置く参事並びに県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政策室に置く課長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事及び県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程

本則中「室長、」を削り、「県民局の部」を「県民局の室」に改める。

別表政策室に置く課長及び室長の部を次のように改める。

政策室に置く課長

部名	室名	名称
企画県民部	政策室	政策担当課長 ビジョン担当課長 地域担当課長

別表本庁の課に置く室長の部企画県民部の款知事室の項中「儀典室長」を「調整室長
儀典室長」に改め、同款企画
財政局の項に次のように加える。

新行政課	事務改革室長
------	--------

別表本庁の課に置く室長の部企画県民部の款の次に次のように加える。

健康福祉部	社会福祉局	総務課	情報事務センター室長
-------	-------	-----	------------

別表本庁の課に置く室長の部産業労働部の款を次のように改める。

産業労働部	政策労働局	総務課	産業政策室長
		能力開発課	ものづくり大学校推進室長
	産業振興局	経営商業課	地域金融室長
		新産業立地課	立地推進室長

別表本庁の課に置く室長の部県土整備部の款住宅建築局の項を削る。

別表本庁の課に置く参事の部企画県民部の款企画財政局の項を削り、同款災害対策局の項中「防災技術参事」を「訓練・調整参事」に改め、同項防災訓練参事の目を削る。

別表本庁の課に置く参事の部健康福祉部の款中「企画少子局」を「社会福祉局」に改め、産業労働部の款及び県土整備部の款土木局の項を削る。

別表県民局の部に置く参事の部を次のように改める。

県民局の室及び事務所に置く参事

局名	室及び事務所名	名称
神戸県民局	総務室	交流・連携参事
	県民室	福祉施設参事
	神戸県税事務所	税収強化対策参事
	神戸土木事務所	まちづくり参事
阪神南県民局	総務室	阪神文化圏参事
	県民室	にぎわい創出参事
	西宮土木事務所	まちづくり参事
阪神北県民局	総務室	北摂魅力参事
	県民室	市民文化創造参事 環境参事

	宝塚健康福祉事務所	調整参事
	宝塚土木事務所	高速道路参事 まちづくり参事
東播磨県民局	総務室	水辺地域づくり参事
	県民室	ものづくり産業参事
		環境参事
	加古川健康福祉事務所	調整参事
加古川土木事務所	まちづくり参事	
北播磨県民局	総務室	まちむら交流参事
	県民室	地場産業参事 環境参事
		加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所
	加東土木事務所	まちづくり参事
中播磨県民局	総務室	銀の馬車道参事 開港記念事業担当参事
	県民室	企業立地参事
	中播磨健康福祉事務所	調整参事
	姫路土木事務所	まちづくり参事
西播磨県民局	総務室	西播磨魅力参事
	県民室	観光・県際交流事業 環境参事
		龍野健康福祉事務所
	光都農林水産振興事務所	木材流通参事
	光都土木事務所	高速道路参事 まちづくり参事
但馬県民局	総務室	共生・交流参事
	県民室	観光・企業誘致参事
	豊岡土木事務所	高速道路参事 まちづくり参事
丹波県民局	総務室	丹波の魅力参事
	丹波土木事務所	まちづくり参事
淡路県民局	総務室	公園島交流参事
	県民室	環境立島参事
	洲本土木事務所	まちづくり参事

別表県民局の事務所に置く参事の部を削る。

第4条 平成17年兵庫県告示第445号の4（本庁に置く部長の名称及び所掌事務を定める規程）の一部を次のよ

うに改める。

第1項の項名を削る。

第2項を削る。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。